昭27.3.28.

官報

明治二十五年三月三日第三種郵便物認可

主要目次

法　律
○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律　四八五頁
○右同件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律　四八五
○右同件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律　四八五
○右同件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律　四八五
○塩田等災害復旧事業費補助法の一部改正　四八六
○昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法　四八六
政　令
○塩田等災害復旧事業費補助法附則第三項に規定する額を定める政令　四八七
省　令
○国税庁及び国税局の調査査察部の所掌事務の範囲を定める省令の一部改正　四八七
○塩田等災害復旧事業費補助法施行規則の一部改正　四八七
○医薬品配給規則廃止　四八七
○ニッケル等使用制限規則の一部改正　四八七
規　則
○電波監理委員会組織規程の一部改正　四八八
告　示
○工業標準化法施行規則により、高圧ガス容器原管等の表示許可申請書および表示の様式等指定　四九〇
訓　令
○農林省輸出品検査所検査規程の一部改正　四九七
公共企業体事項
○塩田等災害復旧事業費補助法附則第四項による地域　五一〇

法　律

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年三月二十八日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十三号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律

銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
文部大臣　天野　貞祐

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年三月二十八日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十四号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律

左に掲げる命令は、廃止する。

政治犯人等の資格回復に関する件に基く衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭和二十年勅令第七百三十一号）
衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭和二十一年内務省令第二十三号）
公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件（昭和二十二年内務省令第二十五号）

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年三月二十八日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十五号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律

（命令の廃止）

第一條　左に掲げる命令は、廃止する。

要求物資使用収用令（昭和二十年勅令第六百三十五号）
土地工作物使用令（昭和二十年勅令第六百三十六号）

（要求物資使用収用令の廃止に伴う経過規定）

第二條　この法律施行の際現に要求物資使用収用令に基き使用されている連合国最高司令官の要求に係る物資（以下「要求物資」という。）は、この法律施行の日後九十日間を限り、引き続き同令の規定により使用することができる。

2　この法律施行前に要求物資使用収用令に基き使用され、又は収用された要求物資及び前項の要求物資に係る損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例による。

（土地工作物使用令の廃止に伴う経過規定）

第三條　この法律施行の際現に土地工作物使用令に基き使用されている土地又は家屋その他の工作物（以下「工作物」という。）は、この法律施行の日後九十日間を限り、引き続き同令の規定により使用することができる。

2　この法律施行前に土地工作物使用令に基き使用された土地又は工作物及び前項の土地又は工作物に係る損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過規定）

第四條　この法律施行前にした要求物資使用収用令又は土地工作物使用令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
文部大臣　天野　貞祐
厚生大臣　吉武　恵市
農林大臣　広川　弘禅
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　村上　義一

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年三月二十八日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十六号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律

（朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第一條　朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十六年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

（将来存続すべき命令）

第二條　前條に規定する命令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

（特定財産管理令の廃止）

第三條　特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）は、廃止する。

毎日文庫

昭27.3.28.　第7565号

（特定財産管理令の廃止に伴う経過規定）

第四條　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

1　この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2　賠償庁臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「及び税務署」及び「及び税務署長」を削る。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「並びに特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の施行に関する事務」を削る。

第四十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年三月二十八日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十七号

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律

塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3　昭和二十六年に発生した災害に因り甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第三條第一項の規定による補助金の金額は、同條第二項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一　塩田及び濃縮施設に係るもの　当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八

二　塩田防災施設に係るもの　当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九

4　前項の地域は、公社の総裁が指定する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前塩田等災害復旧事業費補助法（以下「法」という。）第四條の規定により補助金交付申請書を公社に提出した者は、当該申請書に係る補助金の金額について法附則第三項の規定の適用を受けようとするときは、昭和二十七年三月三十一日までに、同項に規定する政令で定める額をこえる部分の事業費についての補助金につき、補助金増額交付申請書を公社に提出しなければならない。

3　法第五條の規定は、前項の規定による補助金増額交付申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、法第五條第一項中「第三條の規定により交付することができる補助金」とあるのは、「附則第三項の規定による補助金の金額と第三條第二項の規定による補助金の金額との差額」と読み替えるものとする。

4　この法律施行の際までに法第三條第一項の規定による補助金で法附則第三項の規定の適用を受けるものについて法第四條の規定による補助金交付申請書を公社に提出していない者が、法第三條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする場合における法第四條及び第五條の規定の適用については、法第四條中「災害が発生した日から二月以内」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日まで」と、法第五條中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」とする。

5　法第三條第一項の規定による昭和二十六年に発生した災害により被害を受けた塩田等の補助金については、法第六條第一項中「前條第一項」とあるのは「前條第一項（塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。）」と、法第六條第二項中「前條第一項」とあるのは「前條第一項（塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。）」と、法第六條第三項中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」と読み替えるものとする。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年三月二十八日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十八号

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、漁業者が昭和二十六年十月の台風によつてその所有する漁船、漁具又は水産動植物の養殖施設（以下「漁業施設」という。）について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

（損失補償及び利子補給）

第二條　政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）が前條の台風によつて漁業施設に損害を受けた漁業者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2　前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3　政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、十五億円を限度とする。

（損失の基準及び損失補償限度）

第三條　前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2　前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同條同項の融資（以下「融資」という。）の総額の百分の三十に相当する金額とする。

（利子補給の基準）

第四條　第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対し年四分の割合で計算した金額とする。

（利率）

第五條　第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

（水産業協同組合が組合員に対してする貸付）

第六條　第二條第一項に規定する水産業協同組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

（債権の保全及び回収）

第七條　融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2　前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

（法令等の違反に対する措置）

第八條　政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（施行規定）

第九條　この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　融資機関がこの法律施行前第二條第一項に規定する者に対してなした貸付であつて、政令の定めるところによりこの法律に定める條件に該当し又は該当することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受けた損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

3　前項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができる貸付の総額は、融資の総額とあわせて、十五億円を限度とする。

4　第二項の場合において、同項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした融資についての損失補償の金額とあわせて、融資の総額と前項に規定する貸付の総額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

5　第二條第二項、第三條第一項及び第四條から第八條までの規定は、第二項の場合及び同項の規定による契約に係る貸付に準用する。この場合において、第二條第二項中「昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月十四日から昭和二十七年三月三十一日」と、「昭和三十三年三月三十一日」とあるのは「昭和三十二年三月三十一日」と読み替えるものとする。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

政　令

塩田等災害復旧事業費補助法附則第三項に規定する額を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年三月二十八日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第五十三号

塩田等災害復旧事業費補助法附則第三項に規定する額を定める政令

内閣は、塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）附則第三項の規定に基き、この政令を制定する。

塩田等災害復旧事業費補助法（以下「法」という。）附則第三項の政令で定める額は、災害復旧事業を施行する者ごとに、当該災害復旧事業に係る法第一條に規定する塩田等により塩又はかん水を製造している者がその塩田等と一体をなして経営する塩田の面積のヘクタール数の合計数を、十万円に乗じて得た額とする。但し、災害復旧事業を施行する者が塩又はかん水を製造する者の組織する中小企業等協同組合であつて、当該災害復旧事業に係る法第一條に規定する塩田等により塩又はかん水を製造している者がその組合員であるときは、当該中小企業等協同組合に係る塩田の面積のヘクタール数を、十万円に乗じて得た額とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

省　令

◉大蔵省令第十五号

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第三十三條及び第三十八條第二項の規定に基き、国税庁及び国税局の調査査察部の所掌事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日
大蔵大臣　池田　勇人

国税庁及び国税局の調査査察部の所掌事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令

国税庁及び国税局の調査査察部の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号中「百万円」を「二百万円」に、第二号中「二百万円」を「五百万円」に改める。

附　則

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

◉大蔵省令第十六号

塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）第十條の規定に基き、塩田等災害復旧事業費補助法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日
大蔵大臣　池田　勇人

塩田等災害復旧事業費補助法施行規則の一部を改正する省令

塩田等災害復旧事業費補助法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第百十号）の一部を次のように改正する。

附則中「この省令は」を「1　この省令は」に改め、附則に次の一項を加える。

2　第二條第一項及び第八條の規定は、塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第十七号）附則第二項に規定する補助金増額交付申請書について、第三條の規定は、当該申請書の提出があつた場合について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉厚生省令第九号

医薬品配給規則を廃止する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日
厚生大臣　吉武　恵市

医薬品配給規則を廃止する省令

医薬品配給規則（昭和二十二年厚生省令第三十号）は、廃止する。

附　則

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

◉通商産業省令第二十一号

ニツケル等使用制限規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十七年三月二十八日
通商産業大臣　高橋龍太郎

ニツケル等使用制限規則の一部を改正する省令

ニツケル等使用制限規則（昭和二十六年通商産業省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第四項製造品目欄中「蓄音機」の下に「（サウンドボツクス、トンアームおよびオートストツパーを除く。）」を加え、「万年筆（ペン先を除く。）・シヤープペンシル」を「万年筆（装飾用金具に限る。）・シヤープペンシル（装飾用金具に限る。）」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、なお従前の例による。

規　則

◉電波監理委員会規則第三号

電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第二十六条の規定に基き、同法第十七条の規定により、電波監理委員会組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日

電波監理委員会委員長　網島　毅

電波監理委員会組織規程の一部を改正する規則

電波監理委員会組織規程（昭和二十五年電波監理委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の表中中国電波監理局の項の次に次のように加える。

四国電波監理局	高知出張所	高知市	高知港

附　則

この規則は、昭和二十七年四月一日から施行する。

告　示

◉大蔵省告示第五百六十五号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三条第一項第三号の規定により、左の者に対し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十七年三月二十五日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十七年三月二十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　株式会社　佐藤商店（福島県郡山市本町五十番地）

種類	数量	所在地
㈠動産	一点	福島県田村郡小野新町反町十二番地
㈡同右	一点	福島県郡山市本町四十八番地

二　合資会社　中川米治商店（岩手県盛岡市川原町二十五番地）

種類	数量	所在地
動産	一点	宮城県仙台市長町字西台畑二十五番地

三　伊藤恒三（秋田県由利郡本荘町大田四十三番地）

種類	数量	所在地
動産	一点	秋田県由利郡本荘町大田四十三番地

四　合資会社　和賀貝印商会（岩手県和賀郡江釣子村上江釣子字塚十八番地）

種類	数量	所在地
㈠動産	一点	岩手県和賀郡黒沢尻町大字町分第十六地割二百二十四番地
㈡同右	一点	同所第十七地割百五十四番の一

五　遠藤幸七郎（宮城県遠田郡涌谷町字本町四十七番地）

種類	数量	所在地
動産	一点	宮城県遠田郡涌谷町字本町四十七番地

六　福島県購買農業協同組合連合会（福島県福島市中町六十七番地）

種類	数量	所在地
動産	二点	神奈川県横浜市鶴見区安善町二丁目四番地

七　株式会社　松永七之助商店（福島県相馬郡原町南新田字町四十九番地）

種類	数量	所在地
動産	一点	福島県白河市天神町四十四番地

◉大蔵省告示第五百六十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、新潟相互銀行第八回「のぼり」定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　新潟相互銀行第八回「のぼり」定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもって一組とし、各六組につき次のとおりとする。但し、特等及びのぼり賞は一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
のぼり賞	一〇、〇〇〇	二
一等	五、〇〇〇	三
二等	一、〇〇〇	一八
三等	二〇〇	一二〇
四等	七五	一、二〇〇
五等	四〇	三、六〇〇
六等	二〇	五五、〇五六
計		六〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月七日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十四日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第五百六十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、第六回広島相互銀行えびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第六回広島相互銀行えびす定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一〇
二等	一、〇〇〇	四〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、〇〇〇
五等	三〇	二、〇〇〇
六等	二〇	九六、八四九
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月七日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十四日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第五百六十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、浜松信用金庫第二回割増金附えびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　浜松信用金庫第二回割増金附えびす定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	五
三等	一〇〇	五〇
四等	三〇	五〇〇
五等	二〇	四、四四四
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月十四日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第五百六十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、瀬戸信用金庫第十四回割増金附ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　瀬戸信用金庫第十四回割増金附ニコニコ定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一〇本
二等	一、〇〇〇	三〇
三等	五〇〇	五〇
四等	一〇〇	一〇〇
五等	三〇	五、〇〇〇
六等	二〇	四四、八一〇
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第五百七十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、大阪信用金庫えびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大阪信用金庫えびす定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権八万個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	八
三等	一〇〇	八〇〇
四等	四〇	八、〇〇〇
五等	二〇・四〇	七一、一八九
計		八〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月七日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十六日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第五百七十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、倉吉信用金庫第五回（創立四十周年記念）割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　倉吉信用金庫第五回（創立四十周年記念）割増金附定期預金

二　条件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、創立四十周年特別記念賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	三
三等	二〇〇	一〇
四等	一〇〇	三〇
五等	四五	九五六
創立四十周年特別記念賞	七〇	二〇
計		一、〇二〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月八日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第五百七十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、金沢信用金庫第五回大福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　金沢信用金庫第五回大福定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもって一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	三
三等	三、〇〇〇	九
四等	一、〇〇〇	一五〇
五等	一〇〇	一、五〇〇
六等	四〇	一五、〇〇〇
七等	二〇	一三三、三三五
計		一五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年六月八日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十六日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉農林省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の規定により、次の森林を保安林に指定する。

昭和二十七年三月二十八日　農林大臣　広川　弘禅

埼玉県秩父郡浦山村字下横倉二四六二、字上横倉二四六三、字雨乞岩二九二四ノ一、二九二四ノ二、字白岩三一八三、字下木影三五四七、三五五〇から三五五五まで、三五五六イ号、三五五六ロ号、三五五七、字広河原三三三五ノ一（但し、台帳二七一町九反四畝の内見込一九〇町）、三三三六（但し、台帳二六九町九反四畝二〇歩の内見込二〇六町）、金沢村字向山三五三六、三五四二、字入山三七七三ノロ、三七七四、三七七八、三七七九、三七八四、三七八五、三七八七ノロ、三七八七ノ三、三七八九、三七九〇、三七七〇ノロ、三七七二、三七八〇ノ二、三七八〇ノ三、三七八〇ノ四、児玉郡矢納村字城の房七五三から七五五まで、字大久保七六五、七六六ノ一、七六六ノ二、七六七から七七〇まで、字松の平七七一、字大平七七二、七七三ノ一、七七三ノ二、七七三ノ三、七七四から七七七まで、七七八ノ一、七七八ノ二、字東神領一一四八ノ一（但し、台帳二三町五反五畝二六歩の内見込一八町五反五畝二六歩）、一一四八ノ二、一一四九ノ一、一一四九ノ二、一一五〇ノ一、一一五〇ノ二、一一五一ノ一、一一五一ノ二、一一五二、一一五三、字玉城一一五四から一一五六まで、一一五七ノ一、一一五七ノ二、一一五八、一一五九ノ一、一一五九ノ二、一一六〇から

一一六二まで、字大畑一一六五ノ三、字城山一五五九ノ一、一五五九ノ二、字天狗二四七一ノ一から二四七一ノ七まで、字天狗森二四七二ノ一、二四七三ノ一、二四七三ノ二、二四七四ノ一、二四七四ノ二、字松葉谷一九六〇、一九六一ノ一、一九六一ノ二、一九六一ノ三、一九六一ノ四、一九六二ノ一、一九六二ノ二、字奥野二四七五ノ一、二四七五ノ二、二四七六、二四七七ノ一から二四七七ノ八まで、二四七八ノ一から二四七八ノ三まで

以上水源かん養のため必要と認めるもの

秩父郡浦山村字沢ノ入三四七〇から三四七七まで、三四九〇、三四九一、三四九二、三四九五、字上高根三五〇四、三五〇六、三五〇七、三五〇八、三五一〇、三五一一（但し、台帳一町八反八畝一五歩の内見込九反四畝）、日野沢村大字上日野沢字城ノ沢二五五六ノ一、二五五六ノ二、二五五六ノ四、二五五六ノ五、二五五七ノ七、二五五七ノ八、字樽ノ入一三三一から一三三三まで、字ウタンツクリ一三三〇ノ一、一三三〇ノ二、字城山一三一九イ号、金沢村字金山入二三〇五、二三〇六、二三二二、二三二三、児玉郡矢納村字安房沢二四四四ノ三、二四四四ノ四、二四五一ノ一、二四五一ノ二、字安房二四七九、二四八二ノ一、秩父市大字別所字上の山一八七から一九八まで、字下の棚七七七から七八三まで、字上高尾根七三〇から七三三まで、七三四イ号、七三四ロ号、七三六から七四四まで、七四八から七五〇まで、七五一イ号、七五一ロ号、七五二から七五九まで、七六二から七七三まで、七七六（但し、台帳一反五畝一二歩の内見込一反一畝一二歩）、字笹尾根一三三八から一三三八まで、一三三九ロ、一三四〇から一三四二まで、一三五〇、一三五六、一三五七、一三七一、一三七二、一三七三、一三七五、一三七六、一三七七、一三七四、一三八〇、字桜久保一一一七、秩父郡浦山村字上高根、三五二〇、三五二一、三五二五、字萱小屋三三〇五（但し、台帳一三町五反六畝一九歩の内見込四町五反二畝）、三三〇九、字疣木三二〇七ノ一（但し、台帳五町二畝一九歩の内見込一反五畝）、三三一〇から三三一二まで、日野沢村大字下日野沢字岩坂二九〇二、字日影林二九〇四（但し、台帳一町七反七畝七歩の内見込七反）、字東向三四六一（但し、台帳八反八畝一歩の内見込二反五畝）、三四六三ノ一（但し、台帳五反三畝九歩の内見込二反）、三四六三ノ二、三四六三ノ三（但し、台帳三反一一歩の内見込二反）、大字上日野沢字戸山二から五まで、六イ（但し、台帳八反二畝二八歩の内見込一反五畝）、字下ノ平五〇、五一ノ一（但し、台帳一町一反四畝一〇歩の内見込三反）、五一ノ二から五一ノ五まで、五二、字森ノ外四〇三イ（但し、台帳五反七畝一五歩の内見込二反）、四〇三ロ、四〇六イ（但し、台帳五反五畝二二歩の内見込一反五畝）、字後山二三四四、二三四五、二三四六（但し、台帳四反三畝一四歩の内見込四反二畝二二歩）、字南山二〇五五、字日陰荷遠坊二四二八イ号、二四二八ロ号、金沢村字指平二二七九、二二八〇。

以上土砂流出防備のため必要と認めるもの

秩父郡大滝村大字大滝字三十場赤岩五四九四、四〇七二、字三十場崩五四九五（但し、台帳一町六畝一五歩の内見込八反一畝二二歩）、字三十場方ラチ四〇六九（但し、台帳七反四畝一四歩の内見込四反九畝一四歩）、四〇七〇、字麻生枡沢三七六一ノ一（但し、台帳六反八畝一四歩の内見込五反五畝）、字上中尾三六四一ノ一、三六四一ノ二、三六四七、三六四八ノ一、三六四八ノ二、字上中尾柿ビロウ三六四二ノ一、三六四二ノ二、三六五〇ノ一、三六五〇ノ二、字上中尾クエ畑三六四三、三六四四、三六四九ノ一、三六四九ノ二、字上中尾ヲビヤ水三六五四、三六五五ノ一、三六五五ノ三、字上中尾ヲハイ水五六二（但し、台帳一町三反二畝一五歩の内見込一町五畝）、字上中尾前土石川原五六一三ノ一（但し、台帳一町一反三畝一七歩の内見込一町）、字廿六木ビングノ木五九二九イ号（但し、台帳五反五畝二二歩の内見込五反四畝）、字巣場キダハシ五〇六五、四七六一、四七六二、字巣場堂ノワキノ上五〇六八、字巣場堂ワキ上五〇六九、字巣場堂ワキノ上五〇七〇、字巣場一八〇ノ一、一八〇ノ二、一八一から一八三まで、字岡本蔦作リ四三〇一、字岡本神庭向五三一二、字岡本神庭四三〇二、字岡本赤岩五三一三、字大血川ヤセヲ子五一四一（但し、台帳八反四畝一二歩の内見込六反二畝）、字大血川アツバド四六七四、字大血川ヤセヲ子坂四六七五、四六七六、大字三峯字大木二五七から二六二まで、字猫下二一九（但し、台帳一反九畝一九歩の内見込九畝）、二三〇（但し、台帳一反二畝一五歩の内見込五畝）、二三一ノ一（但し、台帳三反二〇歩の内見込一反七畝）、二三七、字上倉二八二ノ一、二八三、二八四（但し、台帳二町四反三畝一三歩の内見込一反四畝）、浦山村字黒岩二〇八三から二〇八七まで、二〇九七から二一〇一まで、二一〇三、二一〇四、字岩合二一ロ号、二二、二三、字栃木下二〇七九から二〇八一まで、字日影一七三、一七四（但し、台帳三反四歩の内見込二反九畝一八歩）、一七五（但し、台帳四畝五歩の内見込三畝二歩）、一七六、一七七、一七八、字所水三七一二、三七一三、字数馬引三七二六から三七四一まで、三七四三、三七四六、三七四七、字中ノ沢三七〇七から三七一一まで、三六九一ノ一、三六九二、三六九三、三六九四、三六九五、字檜岩二七〇九、二七一〇、二七一一、字曲久保二九五〇から二九五三まで、二九五四（但し、台帳七畝一六歩の内見込六畝）、二九五五、二九五六、二九六四、字背戸山三〇一六ノ一、三〇一六ノ二、字芋畑三三七五（但し、台帳一町七反一〇歩の内見込一町三反五畝一〇歩）、字井戸入三〇三〇、字下久恵沢二六二四から二六二六まで、二六二九から二六三三まで、字上久恵沢二六三四、二六三五ノ一、二六三六、二六三七、二六三八、二六四〇、二六四ノ一、二六四二から二六四八まで、二六四九、二六五〇、二六五一ノ一、二六五二、二六五三、字大笹九一七（但し、台帳九畝一〇歩の内見込七畝）、字大塚二六五四から二六五八まで、字大塚二六六〇、二六六一、二六六三、二六六七ノ一、二六七〇、二六七一、字横道下九一八、九一九、九二一から九二六まで、九二九から九三七まで、九三八イ号、九三八ロ号、九三九、九四〇、九四三、九四四ノ一、九四四ノ二、九四五から九五九まで、字上山摑九六〇、九六一、九六五、九六六から九七一まで、九七二（但し、台帳一畝七歩の内見込一九歩）、九七三から九七六まで、九七八から一〇〇二まで、字森の上一〇〇六、一〇二一、字井戸向一〇六六、一〇六七、一〇七二、一〇七四、日野沢村大字下日野沢字下ノ平二四七七、二四七八、二四八五、二四八六（但し、台帳九畝一二歩の内見込三畝）、二四八七（但し、台帳四畝二三歩の内見込二畝）、二四八八、二五〇六イ号（但し、台帳九畝二四歩の内見込五畝）、二五〇六ロ号、字峯平二五四九ノ一、字森ノ入二五六二イ号、二五六二ロ号、二五六四、二五六五ノ一、二五六五ノ二、二五六八から二五七一まで、二五七三ノ二、字諏訪二五八四（但し、台帳二町六反五畝一七歩の内見込六反）、二六一三、二六一七イ号、字中林二六五四、二六五五（但し、台帳四畝一八歩の内見込二畝）、二六五七、二六六一、二六六二、字西向三五一三イ（但し、台帳二町四反七畝六歩の内見込五反）、字赤土三七〇七ノ一、三七〇七ノ二、字和田四一一二イ号、四一三七、大字上日野沢字東沢七二イ（但し、台帳一反一三歩の内見込五畝）、七二ロ、七三、字小前沢五二九（但し、台帳一反三畝二一歩の内見込五畝）、五三〇（但し、台帳五反九畝七歩の内見込二反）、五三一（但し、台帳五反三畝一五歩の内見込一反）、五三二、字大堀一八七三ノイ（但し、台帳八畝一九歩の内見込四畝）、一八七三ノ二、一八八一、一八八二ノイ、一八八二ノロ

以上土砂崩壊防備のため必要と認めるもの

◉農林省告示第百十二号

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三十條の二の規定に基き、昭和二十七年一月十一日付農林省告示第十号で公告した買収又は使用予定地域の指定を昭和二十七年二月二十五日付で解除した。

昭和二十七年三月二十八日

農林大臣　広川弘禅

◉通商産業省告示第六十二号

工業標準化法施行規則（昭和二十四年総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号）第六十四條、第六十四條の二第二項および第六十五條第二項の規定により、次のように、指定商品を公表し、その指定商品の表示許可申請書および表示の様式等を定める。

昭和二十七年三月二十八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

指定品目	表示		
	場所（見やすいところに）	方法	内容
高圧ガス容器原管	一本ごと	なつ印、すり込みまたは吹付け	日本工業規格による種類 製造年（または略号） 製造業者名（または略号） 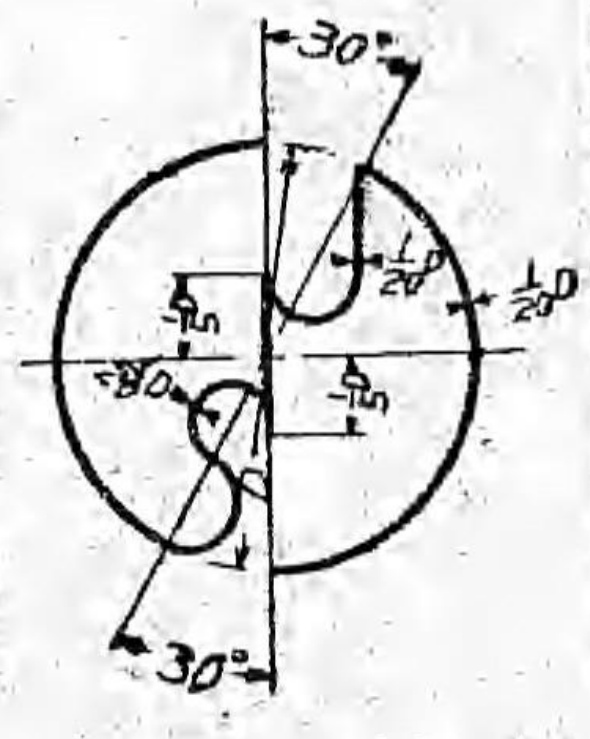 （D—30mm以上）
アルミニウムはく	包装ごと	なつ印または証紙をはる。	日本工業規格番号 許可番号 製造年（月） 製造業者名（または略号） 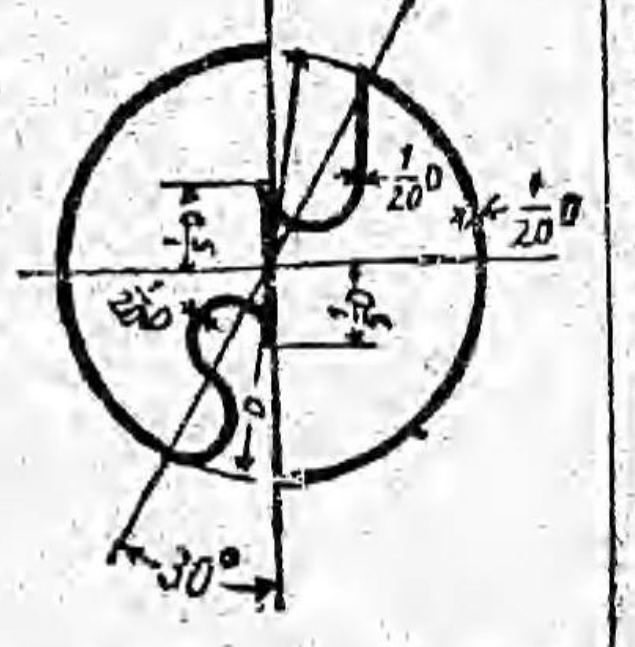 （D—10mm以上）
紡績針	包装ごと	証紙をはる。	（日本工業規格番号） 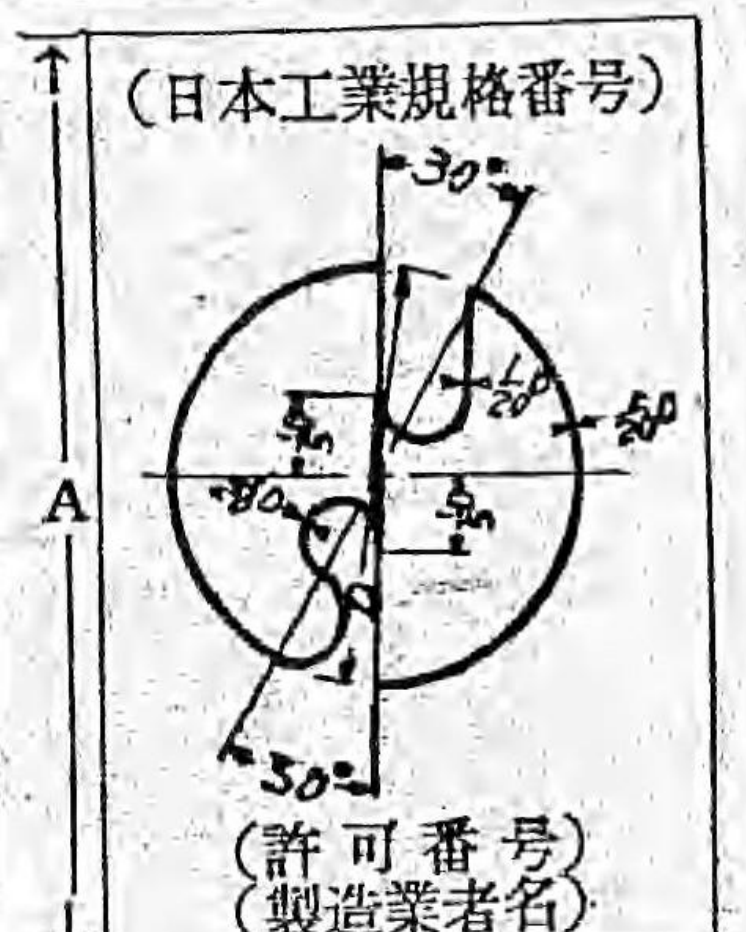 （許可番号） （製造業者名） （D—20mm A—50mm B—35mm）
割ピン	容器ごと	封かん紙をはる。	日本工業規格番号 許可番号 製造業者名 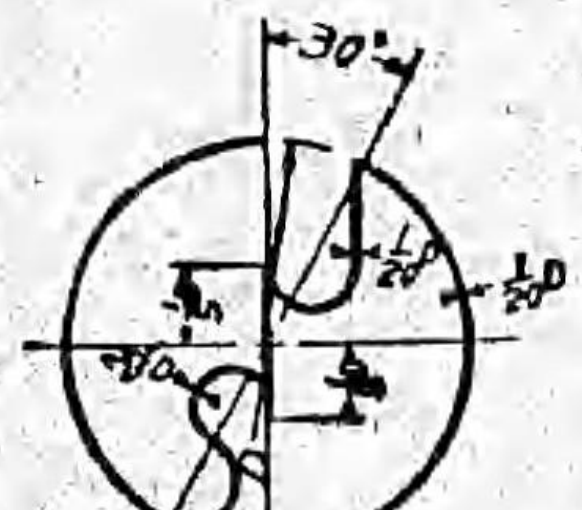 （D—10mm以上）
ゴムはき物（はり付地下たび・総ゴムぐつ類・はり付ゴム底布ぐつに限る。）	製品ごと（底部に）	消えにくい方法で書く。	許可番号 製造業者名（または略号） 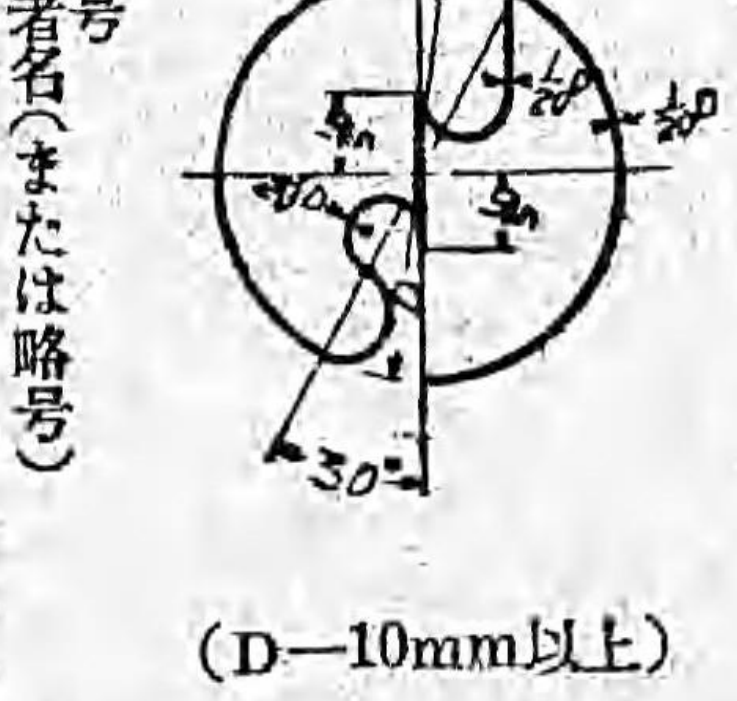 （D—10mm以上）
スパナ（両口スパナ・片口スパナに限る。）	製品ごと	浮き出しまたは該印	日本工業規格番号 製造業者名（または略号） 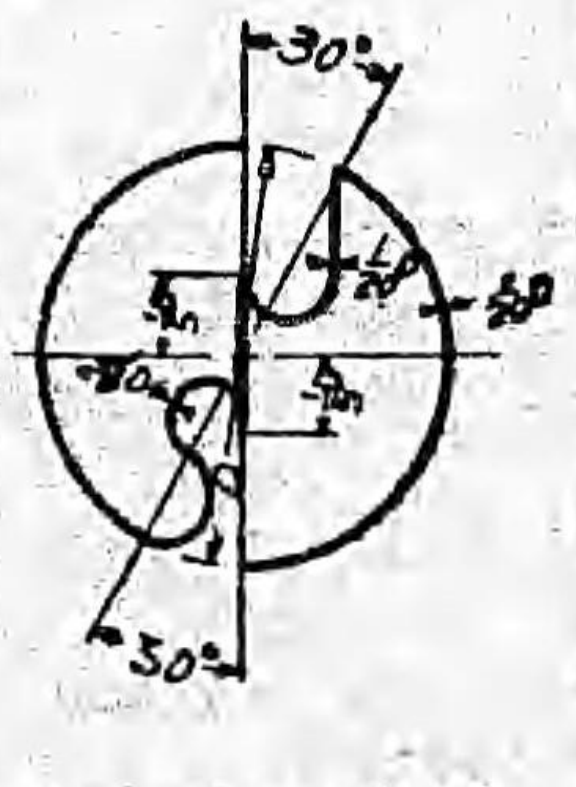 （D—4mm以上）
エリクセン試験機	製品ごと	銘板をつける。	許可番号 製造年 製造業者名（または略号） 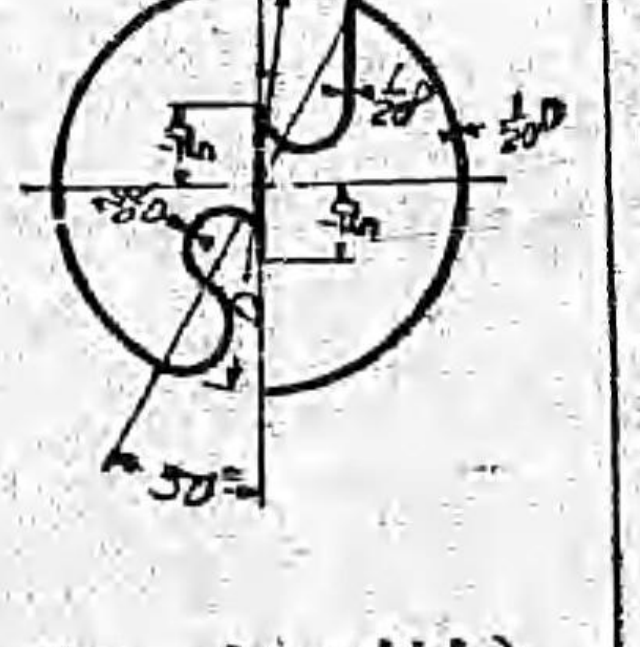 （D—6mm以上）

これらの品目に関する表示許可申請書の様式等は、昭和二十六年十一月通商産業省告示第二百八十号の様式等と同じ。

◉通商産業省告示第六十三号

昭和二十七年二月通商産業省告示第十七号中リベットの項指定品目の欄中「なべリベット」を「なべリベット・丸リベット（10～40mm）・さらリベット（10～40mm）・平リベット（10～40mm）・丸さらリベット（10～40mm）・ボイラ用丸リベット・ボイラ用丸さらリベット」に改める。

昭和二十七年三月二十八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

◉通商産業省告示第六十四号

昭和二十六年十二月通商産業省告示第二百八十四号（ニッケル等を使用することができる物品の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

第六号および第七号を削り、第八号を第六号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

昭和二十七年三月二十八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

昭27.3.28.　第7565号

◉**運輸省告示第八十五号**

工業標準化法施行規則(昭和二十四年総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号)第六十四條、第六十四條の二第二項及び第六十五條第二項の規定により、次のように指定商品を公表し、その指定商品の表示許可申請書及び表示の様式等を定める。

昭和二十七年三月二十八日　運輸大臣　村上　義一

指定商品	鍛接アンカーチエン	船用小形ディーゼル主機関 (シリンダ内径350mm以下の立形単動4サイクルデーゼル主機関で平均ピストン速度が6.5m/5以下のものに限る。)	船用焼玉主機関 (立形単動2サイクルのものに限る。)	船用電気信号機器類 (モールス信号燈、モールス信号燈用キー、船用呼ビ鈴標示盤(ランプ式)、船用呼ビ鈴標示盤(ドロップ式)、航海燈標示盤、船用ベル(防水形、船用ブザ(防水形)、船用押ボタンに限る。)
表示　場所(見やすい所に)	チエンはその両端及び各端から約8mの位置シヤツクル及び附属品は各個に	本　体　に		体　に
表示　方法	刻　印	容易に消えにくい方法。但し、JISマークのみは刻印すること。		刻印又は銘板をつけること。但し、船用押ボタン1種のみは浮き出しすること。
表示　様式	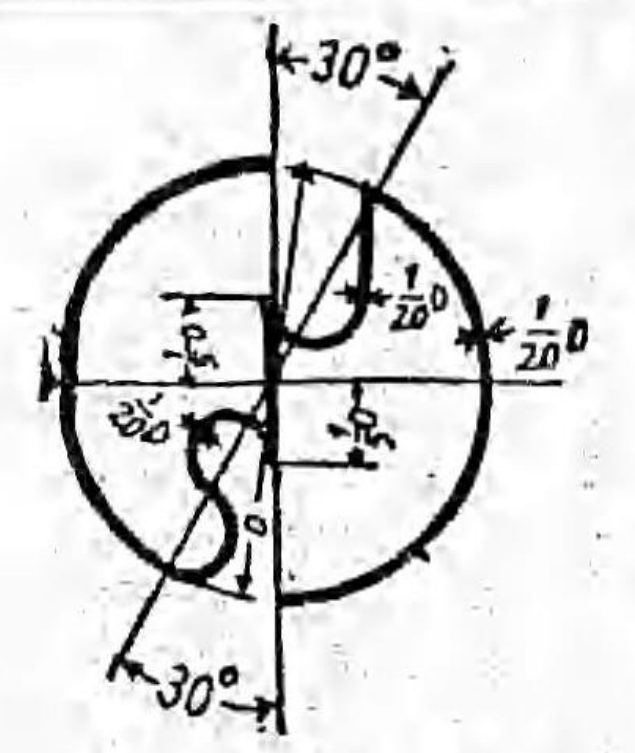 (D—3mm以上) 日本工業規格番号 商品の製造年(又は略号) 製造業者名(又は略号)	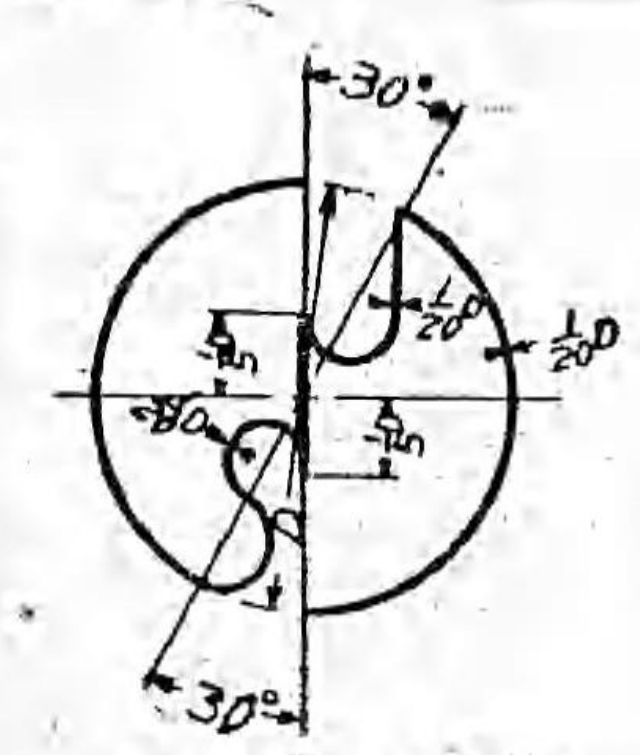 (D—15mm以上) 日本工業規格番号(JIS F4301およびF4303) 許可番号 商品の製造年(又は略号) 製造業者名(又は略号)	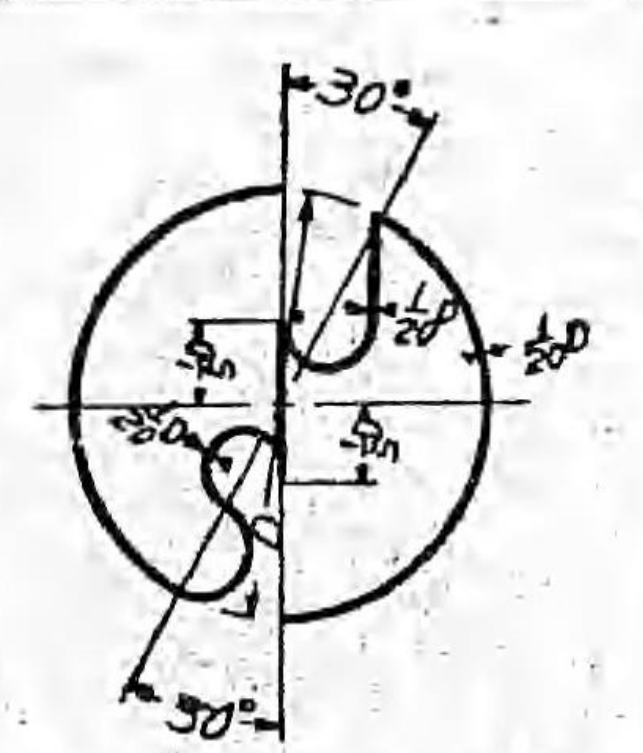 (D—15mm以上) 日本工業規格番号(JIS F4302およびF4303) 許可番号 商品の製造年(又は略号) 製造業者名(又は略号)	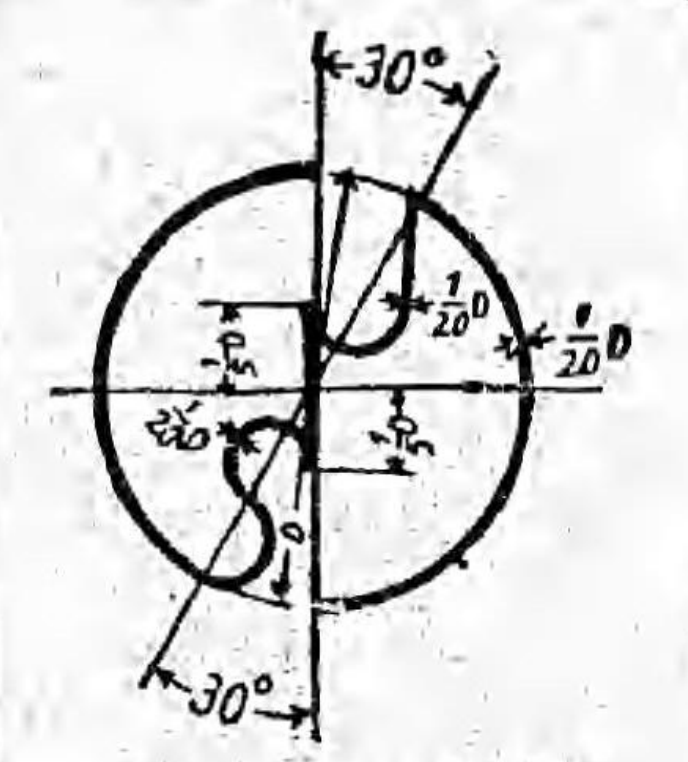 (D—5mm以上) 日本工業規格番号 日本工業規格による種類 商品の製造年(又は略号) 製造業者名(又は略号)
表示許可申請書の様式	日本工業規格表示許可申請書の様式等に関する件(昭和25年9月運輸省告示第208号)の様式等に同じ。			

◉**運輸省告示第八十六号**

運輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号)第十五條により次のとおり件名表に登載されたから、第十六條の規定によつてこれを告示する。

昭和二十七年三月二十八日　運輸大臣　村上　義一

番　号	事案の種類	申請者又は処分を受けるもの	事　案　の　内　容
昭二七 第四〇二八号	一般乗合旅客自動車運送事業経営の免許	大樹自動車合資会社 発起人総代　吉川市左ヱ門	(1)十勝支庁広尾郡大樹町字西本通り—同郡同町字相保島(一四・六キロ) (2)十勝支庁広尾郡大樹町字西本通り—同郡同町字旭(一四・三キロ)
第四〇二九号	〃	日本国有鉄道	十勝支庁広尾郡大樹町字本町—同郡同町字相保原(一四・五キロ)
第四〇三〇号	〃	函館市	(1)函館市万代町—上磯町谷好町(一一・七キロ) (2)函館市宮前町—亀田郡亀田村(六・九キロ) (3)函館市戸倉町—同市字亀屋(一一・二キロ) (4)函館市根崎町—亀田郡銭亀沢村(六・六キロ)
第六〇五〇号	一般区域貨物自動車運送事業経営の免許	間運輸株式会社	東京都を中心とする東京都、神奈川県、山梨県、千葉県、埼玉県
第六〇五一号	〃	群馬殖産株式会社	群馬県を中心とする群馬県、栃木県、埼玉県、長野県、東京都
第六〇五二号	〃	多摩運送株式会社	東京都を中心とする東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県
第六〇五三号	〃	水海道貨物自動車株式会社 発起人総代　川俣　潮	茨城県を中心とする茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、栃木県
第六〇五四号	一般区域貨物自動車運送事業(限定)経営の免許	新和運輸株式会社	東京都を中心とする東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県 限定内容(セメント及びセメント製品に限る。)
第六〇五五号	〃	株式会社金原運送店 発起人総代　金原　懿美	東京都を中心とする東京都、川崎市、横浜市、千葉県東葛飾郡、千葉郡、野田市、松戸市、市川市、船橋市、千葉市、埼玉県北足立郡、川口市、浦和市、大宮市 限定内容(石炭・コークスに限る。)
第六〇五六号	〃	浅上倉庫株式会社	東京都を中心とする東京都、埼玉県北足立郡、入間郡、南埼玉郡、北葛飾郡、浦和市、川口市、大宮市、川越市、千葉県東葛飾郡、千葉郡、印旛郡、野田市、松戸市、市川市、船橋市、千葉市、神奈川県三浦郡、高座郡、川崎市、横浜市、鎌倉市、横須賀市、藤沢市 限定内容(浅上倉庫(株)の倉庫に寄託された貨物に限る。)
第六〇五七号	〃	株式会社　大木組	大阪府を中心とする大阪府、奈良県生駒郡、奈良市、尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、伊丹市、京都府綴喜郡、久世郡、乙訓郡、京都市 限定内容(石炭・コークスに限る。)
第六〇五八号	一般路線貨物自動車運送事業経営の免許	日本運送株式会社	大阪市—海南市(八六・四キロ)
第六〇五九号	〃	紀北貨物自動車株式会社	大阪市—神戸市(三九・〇キロ)
第六〇六〇号	〃	大阪此ノ花運送株式会社	京都市—名古屋市(一四六・六キロ)
第六〇六一号	〃	第一貨物自動車株式会社	山形県南村山郡上山町—福島市(八二・〇キロ)
第六〇六二号	〃	神田運送株式会社	東京都千代田区神田錦町—宇都宮市泉町(一一三・〇キロ)

◉**運輸省告示第八十七号**

運輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号)第十五條により次のとおり件名表に登載されたから、第十六條の規定によつてこれを告示する。

昭和二十七年三月二十八日　運輸大臣　村上　義一

番　号	事案の種類	申請者又は処分を受けるもの	事　案　の　内　容
昭二七 第四〇三二号	一般乗合旅客自動車運送事業経営の免許	京成電鉄株式会社	千葉市登戸町—同市弁天町(一・六キロ)
第四〇三三号	〃	千葉郊外自動車株式会社	千葉市本町—同市要町(七・〇キロ)
第四〇三四号	〃	広島郊外バス株式会社	広島県可部町—同県戸河内町(四九・五キロ)
第四〇三五号	〃	中国急行バス株式会社 発起人総代　橋本吉次郎	(1)尾道市東御所町—呉市広町(八五・八キロ) (2)尾道市西御所町—広島県三次町(七〇・七キロ) (3)広島県三次町—広島市松原町(七三・〇キロ) (4)広島県可部町—同県波佐村(八六・一キロ)
第四〇三六号	〃	備北交通株式会社	広島県十日市町—広島市研屋町(六八・一キロ)
第四〇三七号	〃	広島郊外バス株式会社	広島県大林村—広島県三次町(五一・七キロ)
第四〇三八号	〃	防石鉄道株式会社	島根県津和野町—同県益田町(三六・四キロ)
第四〇三九号	〃	広島電鉄株式会社	広島市旭町—同市仁保町(一一・二キロ)
第四〇四〇号	〃	広島バス株式会社	広島市皆実町—同市仁保町(四・五キロ)
第四〇四一号	〃	〃	広島市猿猴町—広島県府中町(四・五キロ)
第四〇四二号	〃	日本国有鉄道	(1)島根県日原町—同県益田町(二二・一キロ) (2)島根県青原村—同県同村(〇・二キロ)
第四〇四三号	〃	〃	広島県大竹町—広島市基町(三四・五キロ)
第四〇四五号	〃	千曲自動車株式会社	長野県軽井沢町—同県同町(四・一キロ)
第六〇六三号	一般区域貨物自動車運送事業経営の免許	共和陸運株式会社 発起人総代　井岡　重平	奈良県を中心とする奈良県、大阪府、京都市、京都府相楽郡、綴喜郡、久世郡、船井郡、宇治市、乙訓郡、南桑田郡、北桑田郡、兵庫県武庫郡、有馬郡、川辺郡、尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、三重県三重郡、鈴鹿郡、河芸郡、阿山郡、安濃郡、名賀郡、一志郡、飯南郡、多気郡、度会郡、志摩郡、北牟婁郡、滋賀県滋賀郡、栗太郡、甲賀郡、野洲郡、蒲生郡、神崎郡、愛知郡、和歌山県那賀郡、伊都郡、一円
第六〇六四号	〃	筑紫トラック運送株式会社 発起人総代　柴田　金満	福岡県筑紫郡を中心とする福岡県、大分県、佐賀県一円
第六〇六五号	一般路線貨物自動車運送事業経営の免許	防長貨物自動車株式会社	(1)防府市—広島市(四五・〇キロ) (2)山口県厚狭町—同県埴生町(一・二キロ)

◉**運輸省告示第八十八号**

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年三月二十八日　運輸大臣　村上　義一

帝都高速度交通営団の旅客運賃改訂について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第二百二十一号

昭和二十六年十二月十三日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答　申　書

帝都高速度交通営団の旅客運賃改訂について

昭和二十六年十一月八日付鉄監第一四五九号をもつて諮問の帝都高速度交通営団申請の旅客運賃改訂については、十一月二十九日運輸省運輸審議会会議室において申請人に対する聴問会を開催したうえ、さらに慎重審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

主　文

帝都高速度交通営団申請の旅客運賃改訂については、次のとおり認可することが適当であると認める。

一、普通旅客運賃は十五円均一とする。

二、定期旅客運賃は通勤一ヶ月四五〇円、三ヶ月一、二一〇円、六ヶ月二、三〇〇円、通学一ヶ月二七〇円、三ヶ月七三〇円、六ヶ月一、三八〇円とする。

三、回数旅客運賃は四枚綴り五〇円、八枚綴り一〇〇円とする。

理　由

一、帝都高速度交通営団は、昭和十六年に都内の地下高速度交通機関の整備拡充をはかるため、陸上交通事業調整法に基いて設立された公法上の法人である。本年三月から池袋、神田間(七・七キロメートル)の新地下鉄線の建設工事に着手した。

交通営団が帝都の交通網完備のため有する免許路線は、営業線を含め全部で七七キロメートル余に達するが、池袋、神田間は現下の交通事情から最も緊急を要する路線で、昭和二十九年三月末完成を目途とし、労働者延二百七十万人、総工費四十八億円の巨額に達する大工事である。

二、交通営団は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた朝鮮事変の勃発に伴う一般物価の高騰、特に鉄道用品諸資材の急騰、電

力料金の改訂、固定資産税等の諸税増加、その他の理由により著しく営業費の膨脹を余儀なくされるに至つた。

しかも前記のように建設工事は、厖大な費用を要するので、これが完成には既設線からの援助を不可欠の要件とする状態である。

以上のような諸事情によつて、現行の旅客運賃では到底その使命を全うすることができなくなつたので、今回の申請がなされたのである。

三、本審議会に提出された諸資料及び聴問会における陳述によつて検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき運送原価は、次の標準によつて算定することが妥当であると認めた。

1、人件費

昭和二十五年度の実績人件費のうち、基準賃金は中央労働委員会調停案に基く一四パーセントの増加を見込み、基準外賃金及び臨時給与は二十五年度実績そのままとし、退職金については基準賃金と同率の増加を見込んだ額によることとした。

2、厚生費

昭和二十五年度の実績を基礎として平年度を想定し、七パーセント程度の増加を見込んだ。

3、動力費

(イ) 使用電力量は、二十六年四月から七日までの分に対しては実績により、また八月から二十七年三月までの分に対しては、二十三年以降三ヶ年間の使用電力量実績の、対前年度増加率を勘案して算定した。

(ロ) 標準電力量（水力料金分）については、二十六年度当初の暫定割当量によることとした。

(ハ) 改訂電気料金は、二十六年八月十三日から実施された料金を基礎として算定した。

4、物品費及び経費

物品費については、所要見込量を最近における単価で算定し、経費については所要額を計上することとした。

5、減価償却費

昭和二十六年度期首償却資産と、その後の増加資産との合算額に対し、定額法による償却額を計上した。

6、諸税金

(イ) 法人税　法人税は法人税、市町村民税の法人税割、法定積立金及び年六分の配当金を基礎として計算した必要利益額に対し、法人税額を想定して計上した。

(ロ) 市町村民税　地方税法の改正による均等割額と前記(イ)による法人税額の一五パーセント相当額とが課税されることとなつたので、その合算額を計上することとした。

(ハ) 固定資産税　償却資産に対しては法定税率一・六パーセントを適用し、土地及び建物については二十五年度実績の一・五倍となる見込なので、その合算額を計上した。

(ニ) 事業税　事業税は前年度の総収入に対して課せられる関係から一応現行運賃における収入に対する税額を計上した。

7、利子

営業線利子については、千六百八十余万円を見込んだ。なお、新建設線に対する資金の調達方法は、その金額が四十八億円の巨額に達する関係から、一般金融市場にこれを求めることができない実情にあるため、その大部分を対日援助見返資金及び資金運用部資金から融資を受け、残余を交通債券の発行によつて賄うこととなり、その所要利子は六億一千余万円の巨額に達するのであるが、地下鉄企業の重要性に鑑み、今後一ヶ年間の利子一億八千余万円を特に営業費において負担することとし、これを計上することとした。

8、配当

帝都高速度交通営団法施行令第三十六條によつて定められた払込資本金に対する六パーセントの配当金を認めることとした。

四、かくて原価の総額は、一、三四三、八六八千円となり、総収入は九七二、六六八千円となるので、年間三七一、二〇〇千円の欠損となる見込であるが、今回の旅客運賃改訂による普通券客の回数券への移動を二〇パーセントと想定した場合の増収額三九四、九〇三千円を見込めば、結局二三、七〇三千円の益金を生ずることとなる。なお他の都内交通機関の運賃との均衡上もこの程度の運賃をとることが交通調整上必要のものであると考えられるし、増収額の一部は建設線へ充当され都民の交通利便増進に役立つものである。よつて現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当であると認める。

◎運輸省告示第八十九号

競走場、ボート、モーター、選手及び審判員登録規則第三條のモーターボート競走場登録規格（昭和二十六年八月運輸省告示第二百一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十八日

運輸大臣　村上　義一

一　競走場水面の一部を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　競走場水面は、最低別図に示された條件を備えたものであること。

別図

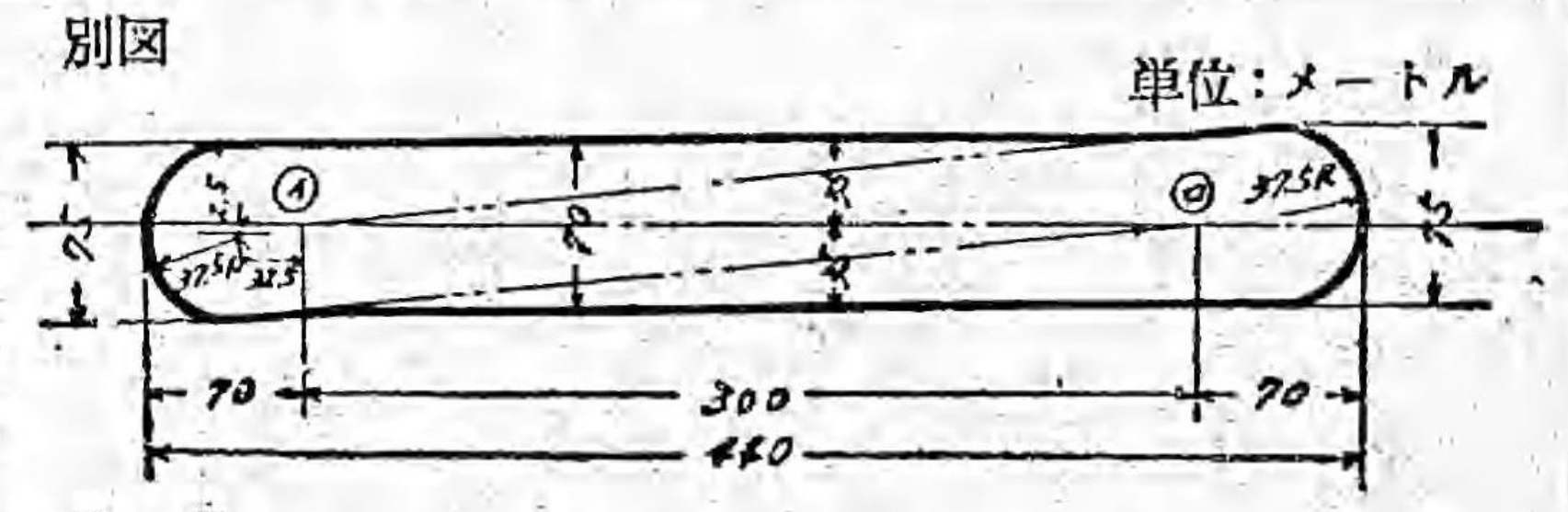

備　考

1. ㋑㋺間は直線とする。
2. 同時に出走できるモーターボートの隻数及び級別と競走水面の條件との関係については、モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年七月運輸省令第五十九号）第二十一條第一項の規定により、全国モーターボート競走会連合会の定める競走に関する規程によるものとする。

2　2の(一)を次のように改める。

(一)　一辺が七十メートル以上であつて、二万平方メートル以上の面積を有するおおむね矩形の水面であること。

2の(三)中「五分の二」を「二分の一」に改める。

3の(三)中「四十センチメートル」を「四十五センチメートル」に改める。

二　競走場施設の一部を次のように改正する。

3の(一)中「二分の一」を「三分の一」に改める。

4中「三百九十五平方メートル以上の」を削る。

5の(三)中「(千八百リットル以上貯蔵できるもの)」を「(千六百リットル以上貯蔵できるもの。但し、競走場外に適当な貯蔵庫がある場合には、六百リットル以上貯蔵できるもの)」に改める。

6　6を次のように改める。

6　勝舟投票券発売窓口　百五十窓以上（窓口相互の間隔は、九十センチメートル以上とし、窓口の正面二十メートル以内に観客の交流を妨げる障害物がないように設けられたもの）

7　7を次のように改める。

7　払戻金及び返還金交付窓口　五十窓以上（窓口相互の間隔は、九十センチメートル以上とし、窓口の正面二十メートル以内に観客の交流を妨げる障害物がないように設けられたもの）

10　10を次のように改める。

10　警察官席及び報道関係者席

14　14中「発走信号用時計」を「発走信号用電気時計」に改め、「、発走時間標示燈（四燈）及び標示板（三十センチメートル平方以上）」を削る。

◎郵政省告示第八十一号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十二号による風景入通信日附印を次のように使用する。

昭和二十七年三月二十八日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局

東京都

大森郵便局

形式

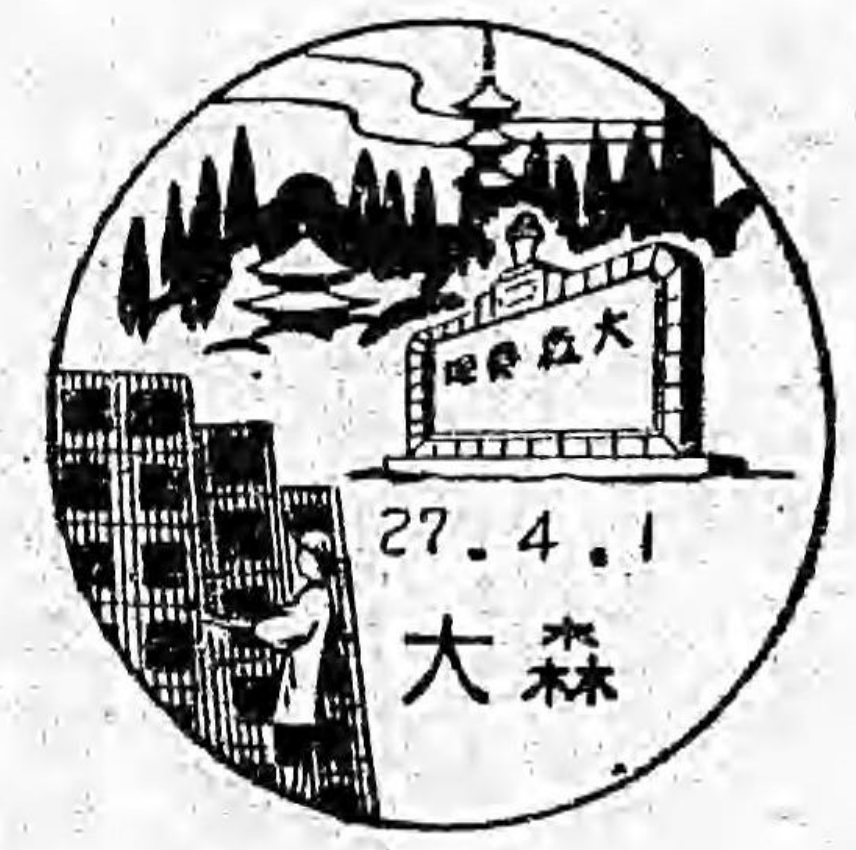

神奈川県

稲田堤郵便局

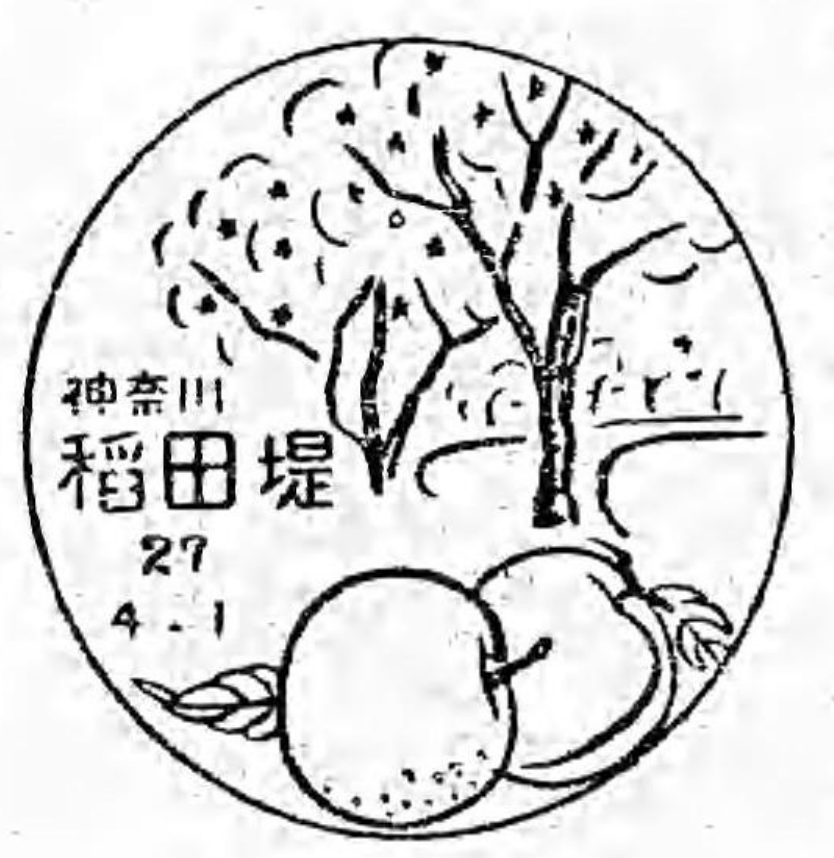

千葉県

鴨川郵便局

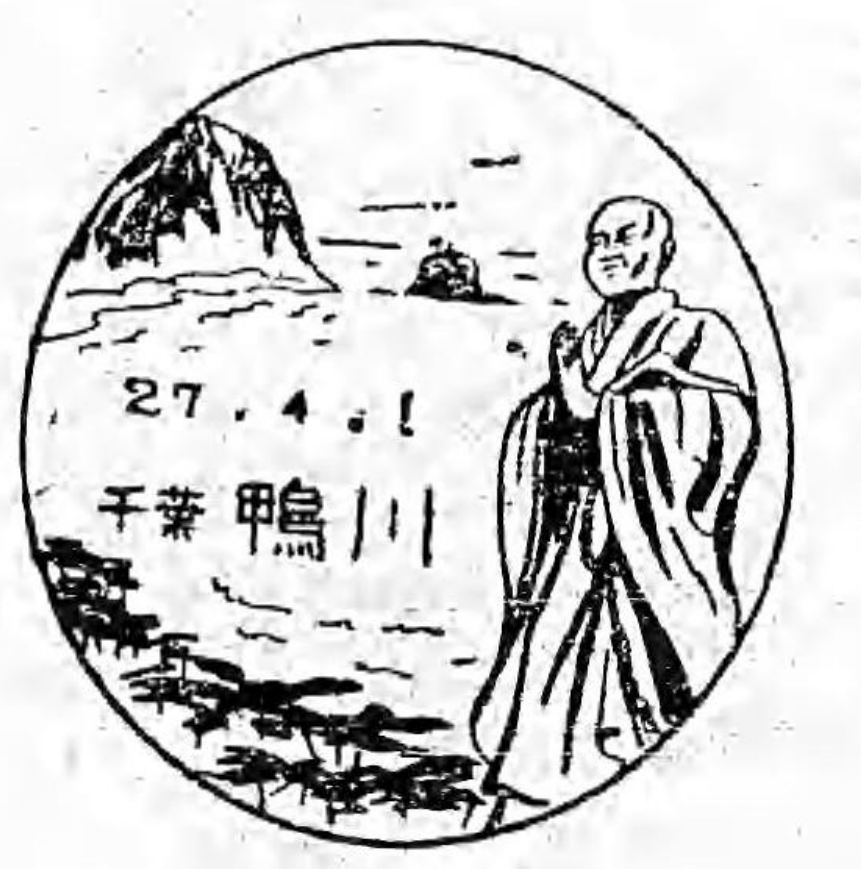

千葉県

天津郵便局

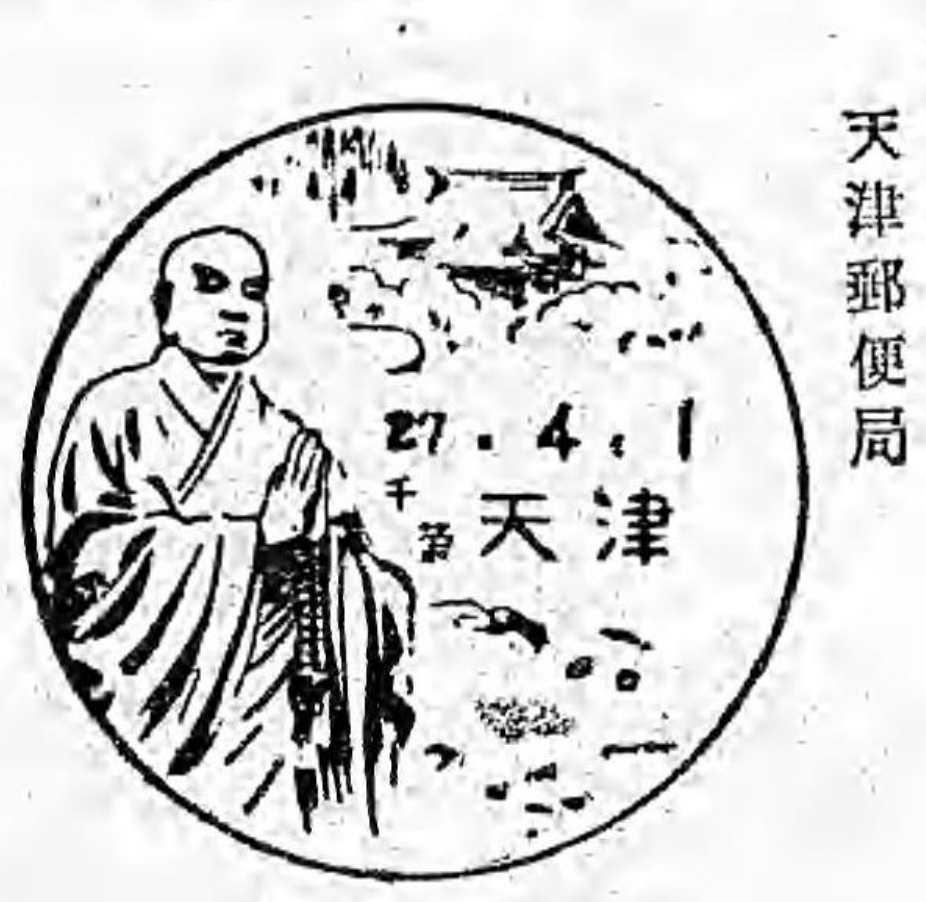

千葉県

小湊郵便局

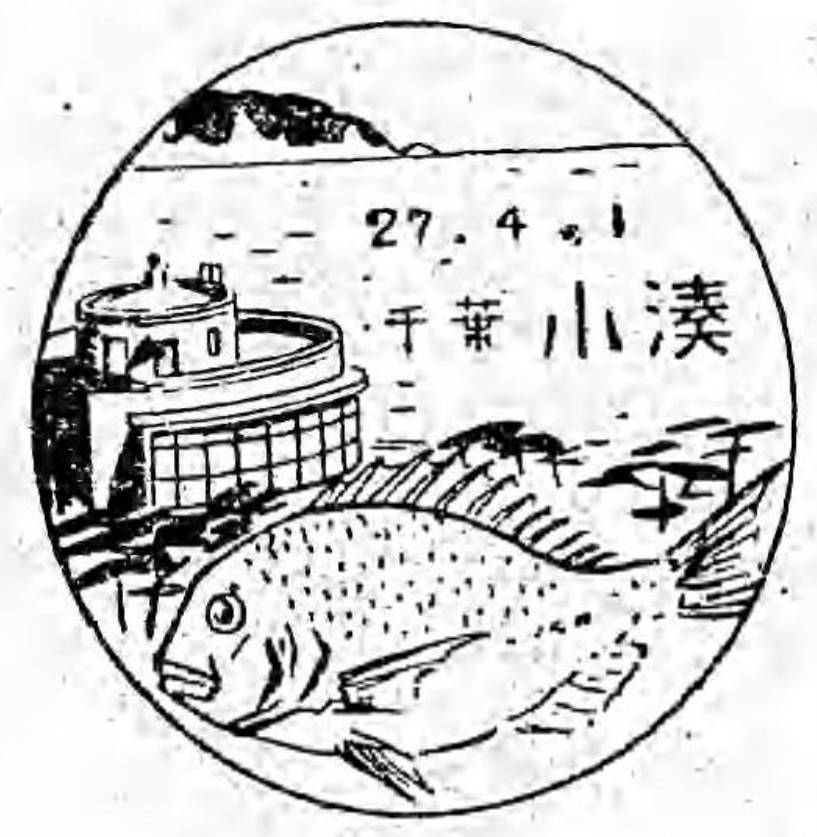

愛知県

津島郵便局

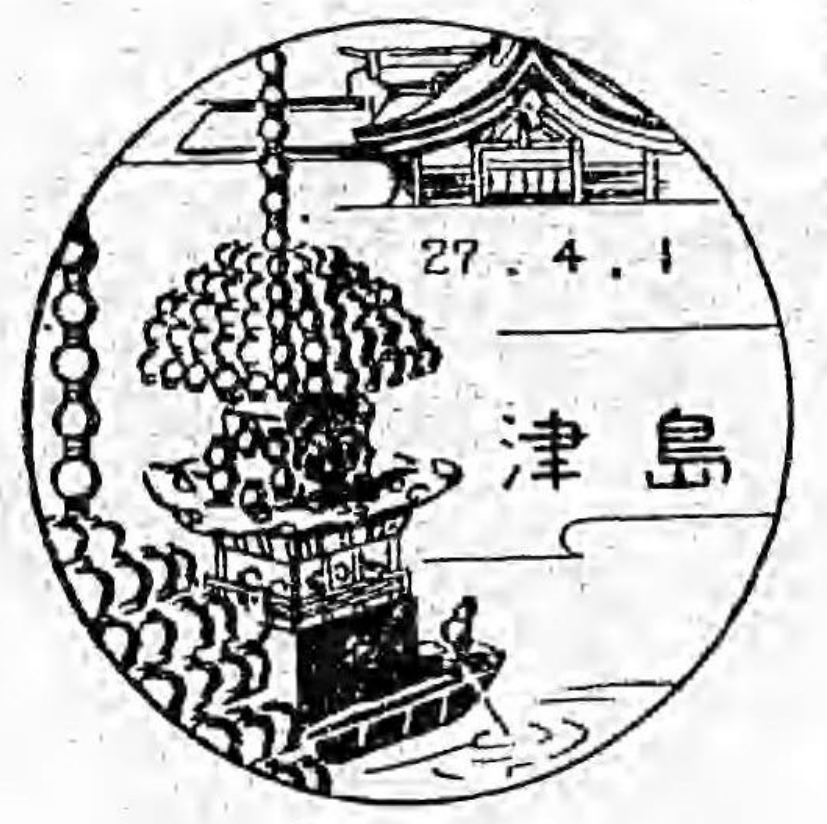

愛知県

刈谷郵便局

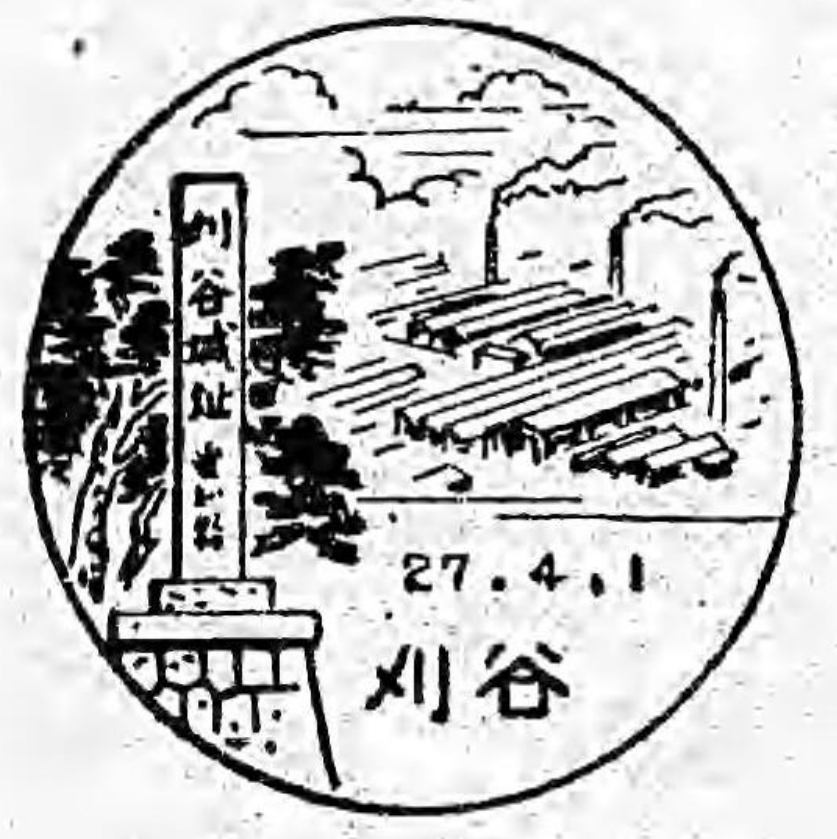

三重県

四日市郵便局

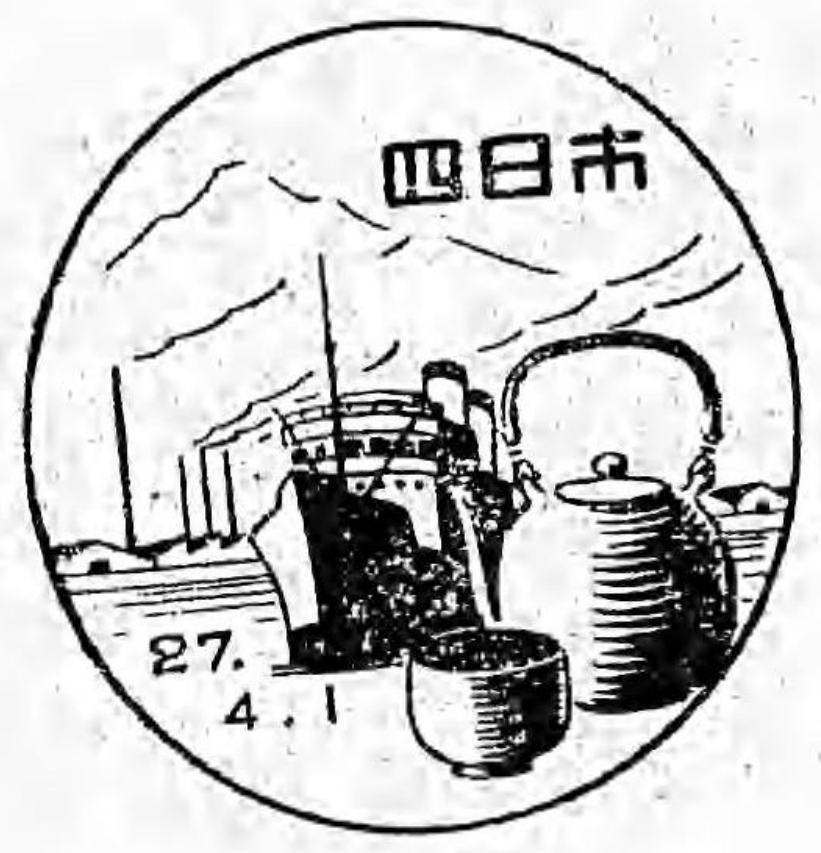

富山県

越中八尾郵便局

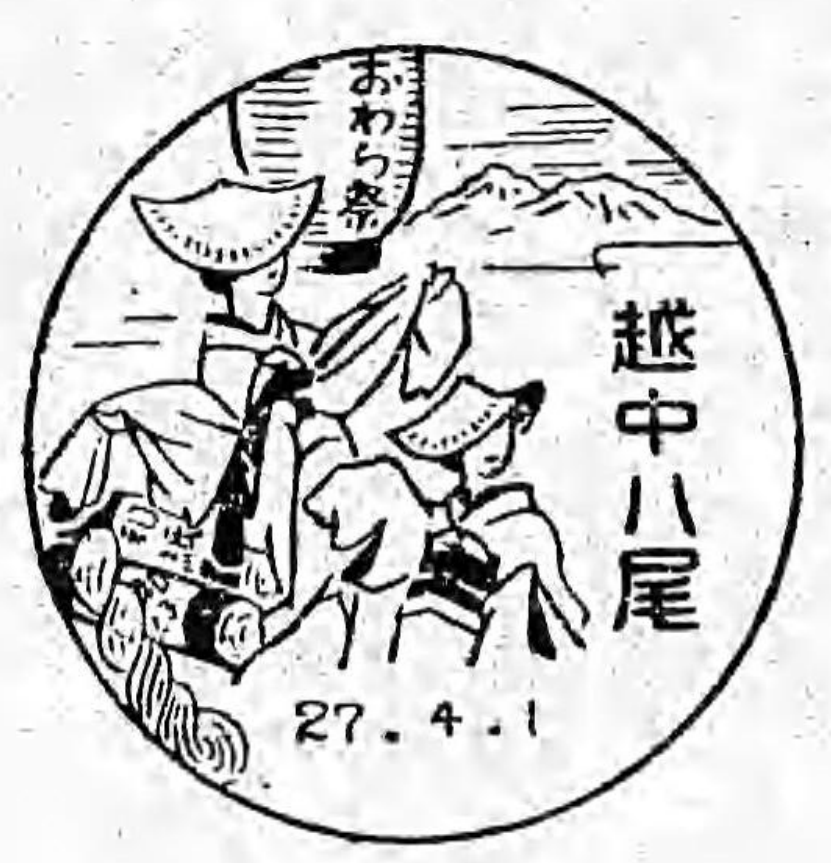
おわら祭
越中八尾
27.4.1

京都府

京都聚楽郵便局

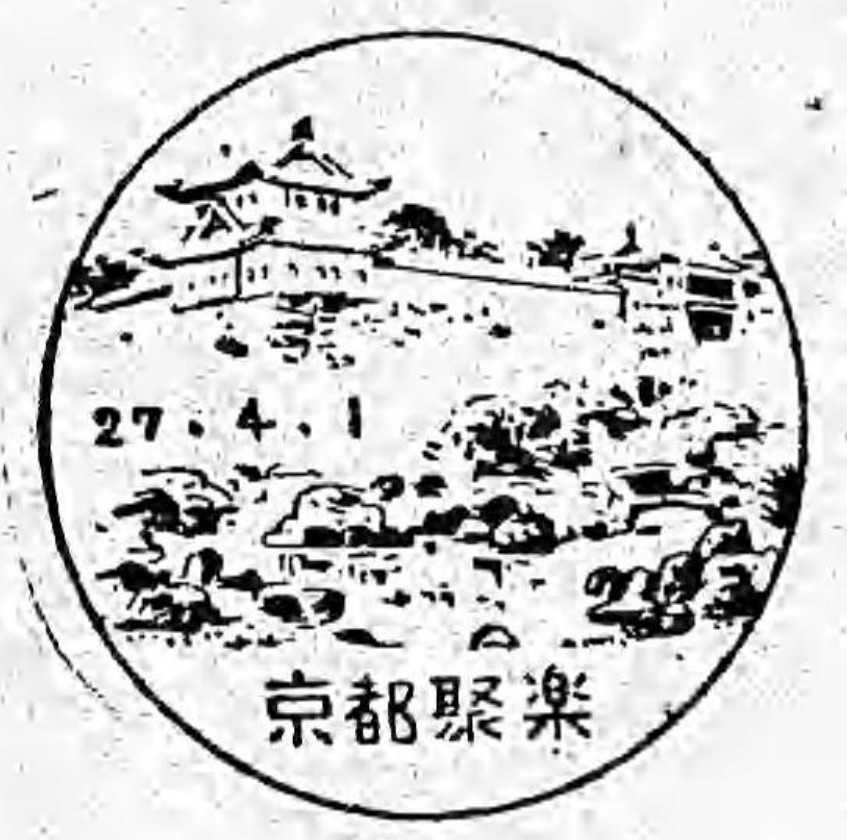

京都府

鞍馬郵便局

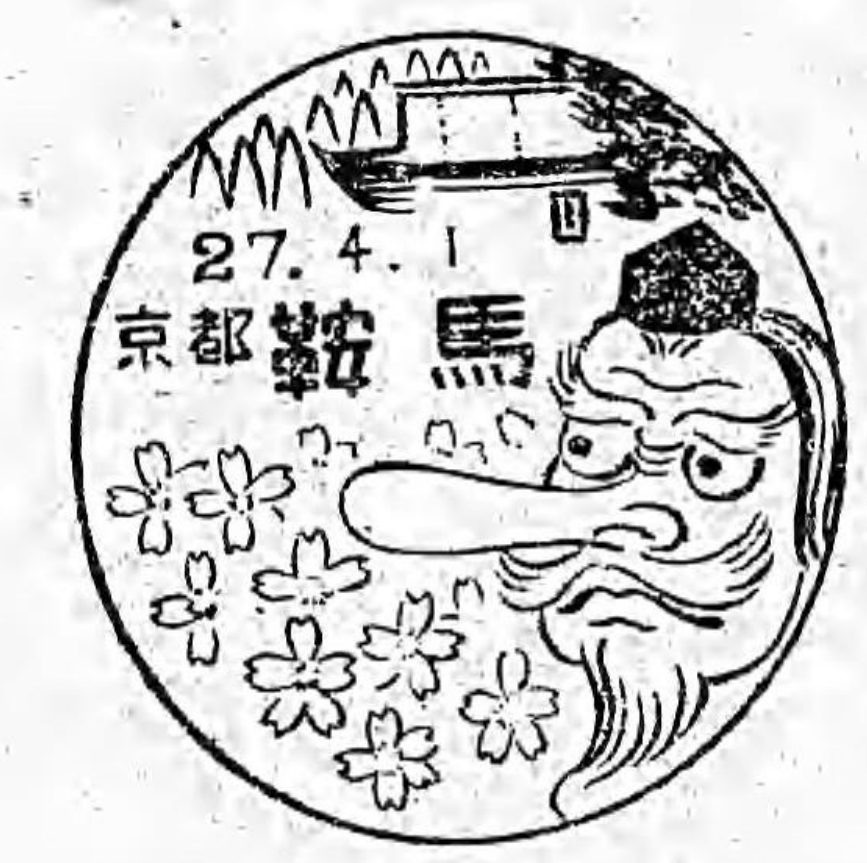

奈良県

多武峰郵便局

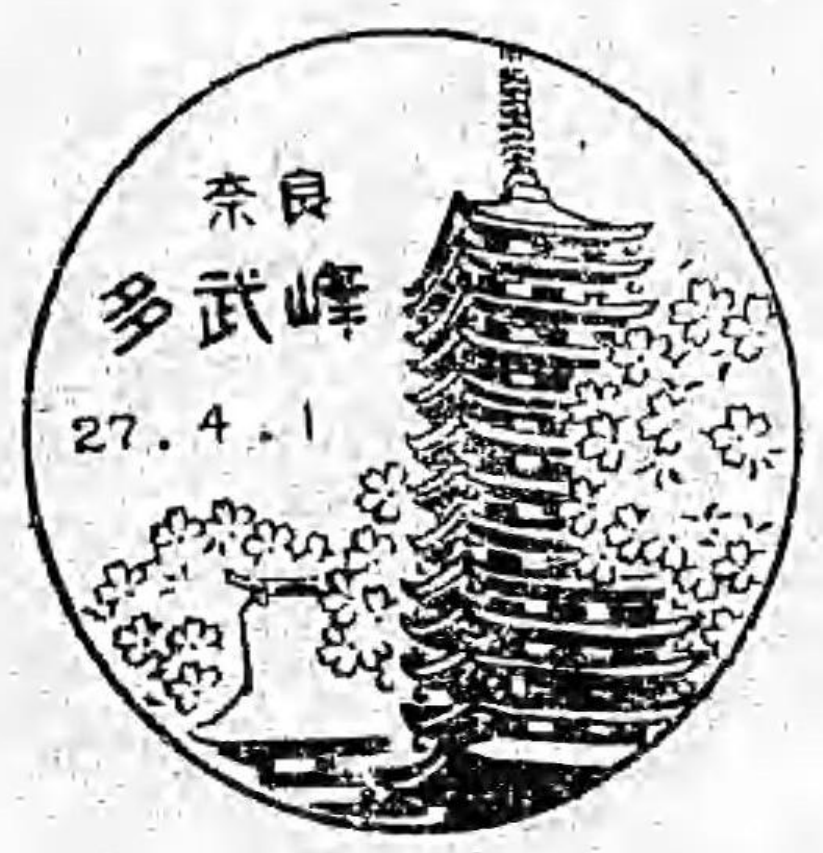

広島県

三原郵便局

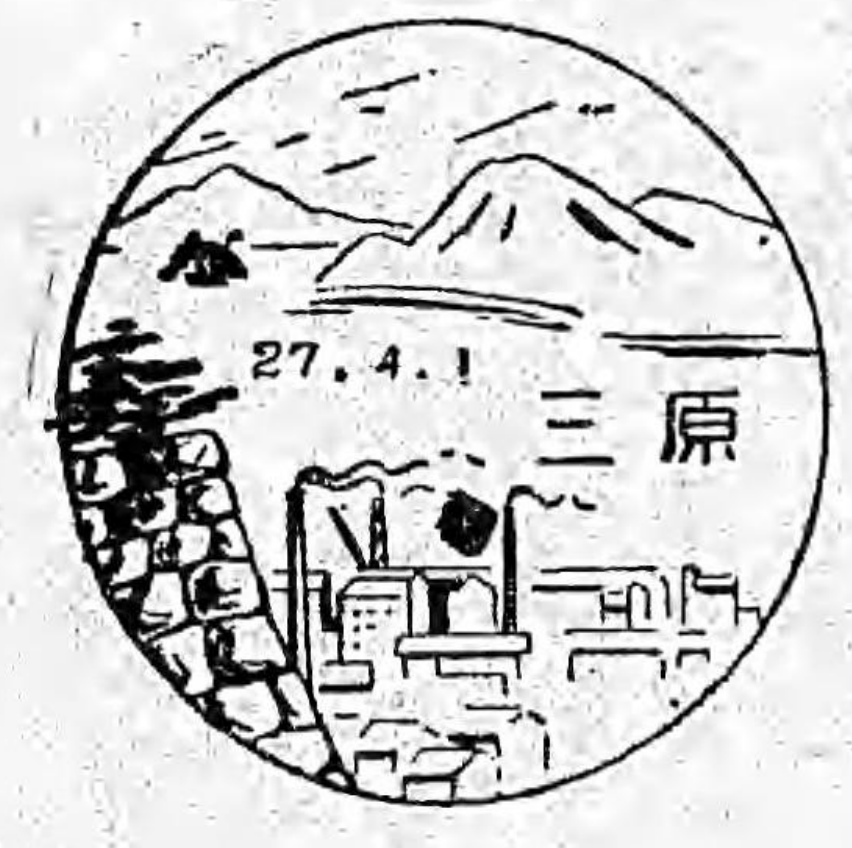

徳島県

西宇郵便局

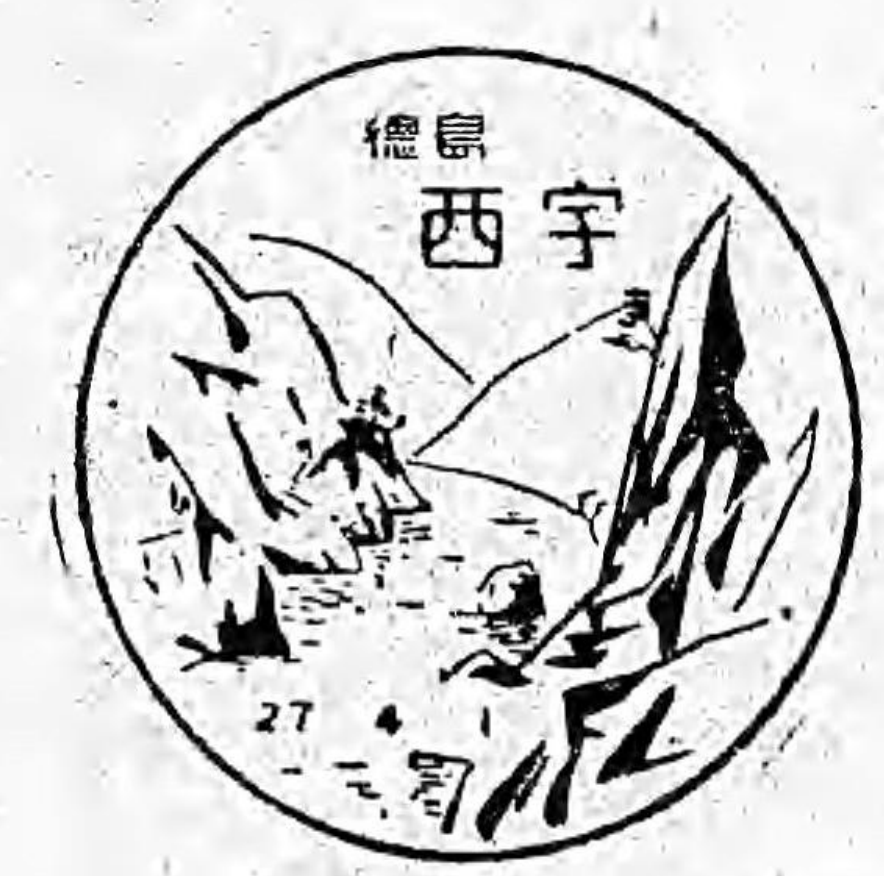

福岡県

芥屋郵便局

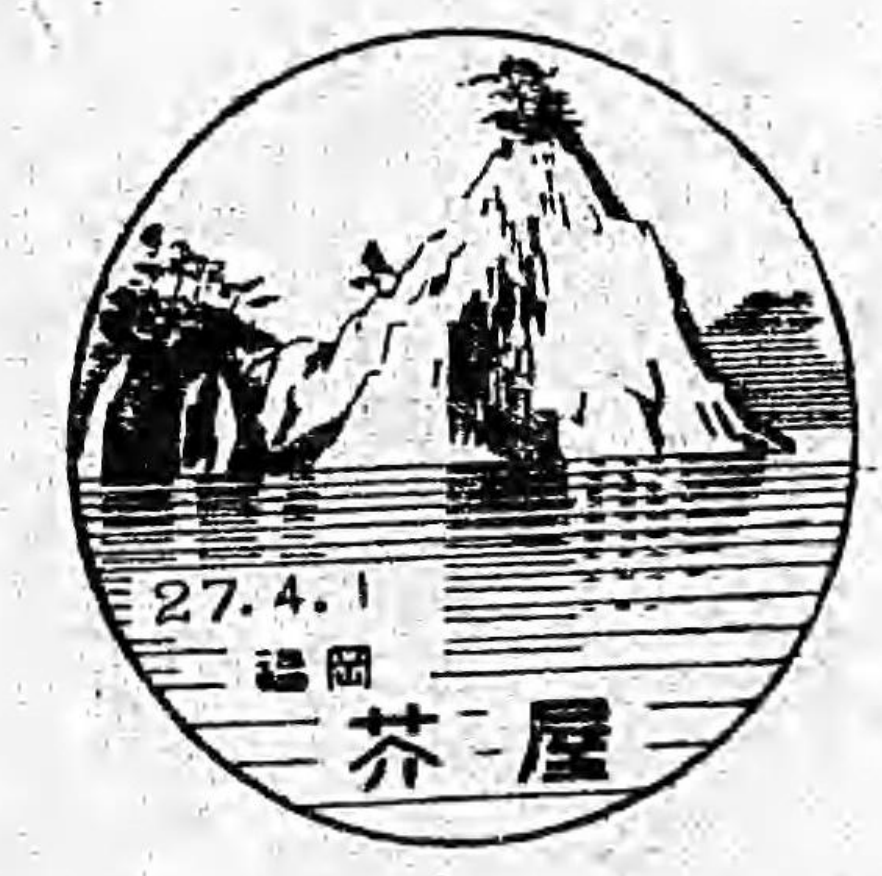

福岡県

岩屋郵便局

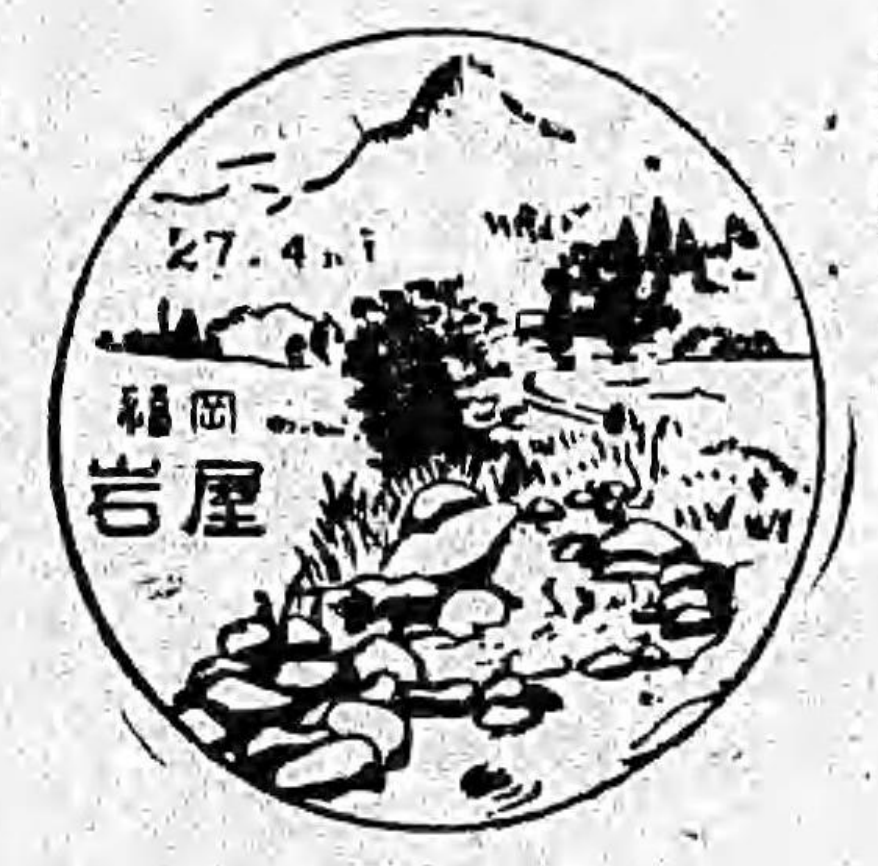

大分県
竹田郵便局

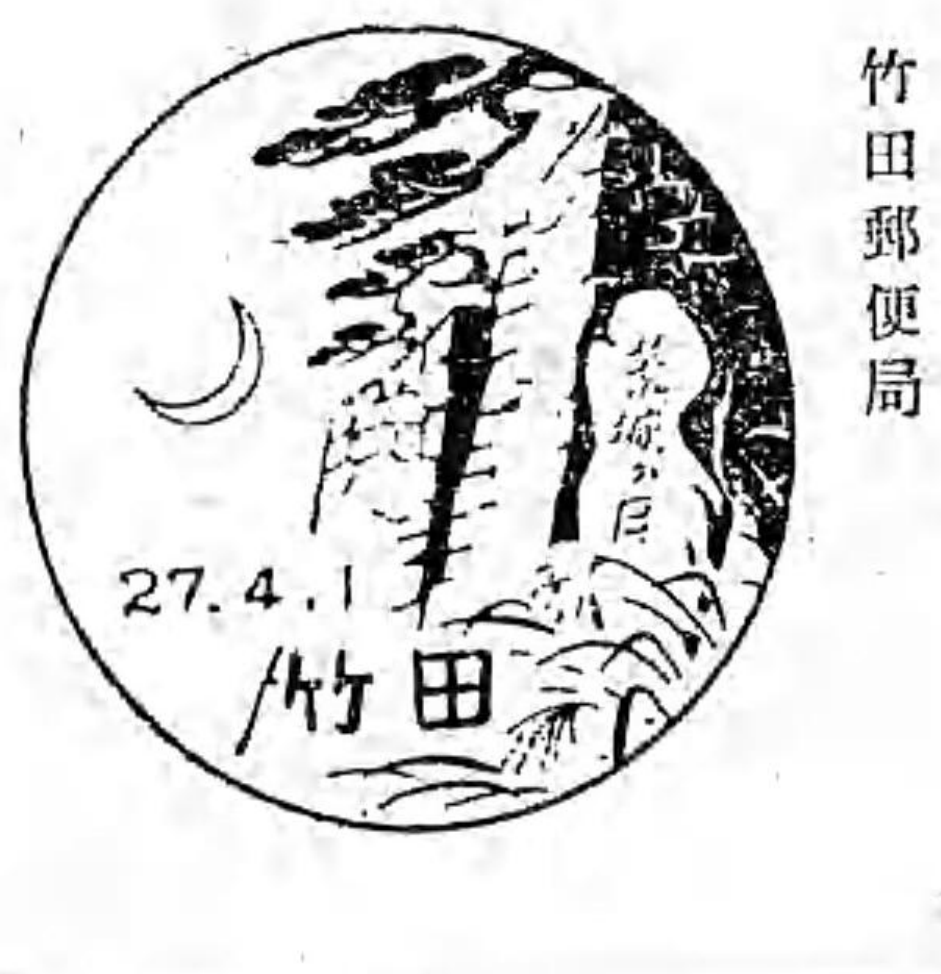

鹿児島県
阿久根郵便局

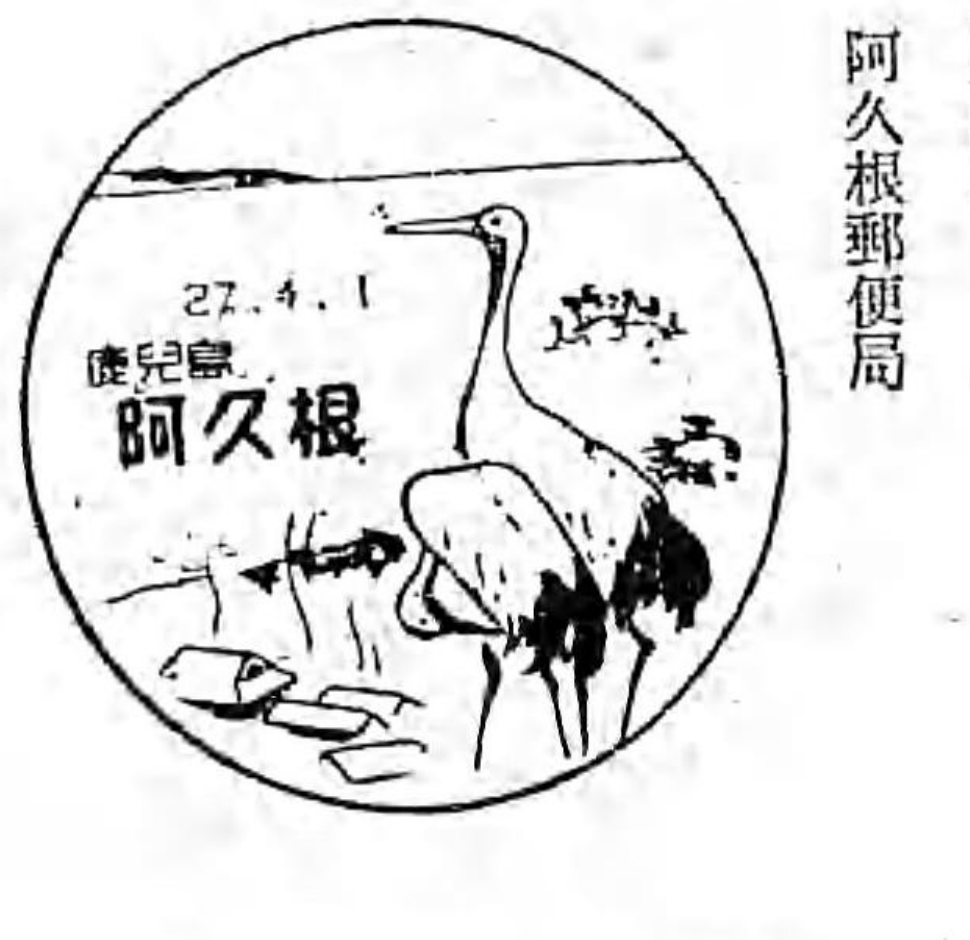

宮城県
塩釜郵便局

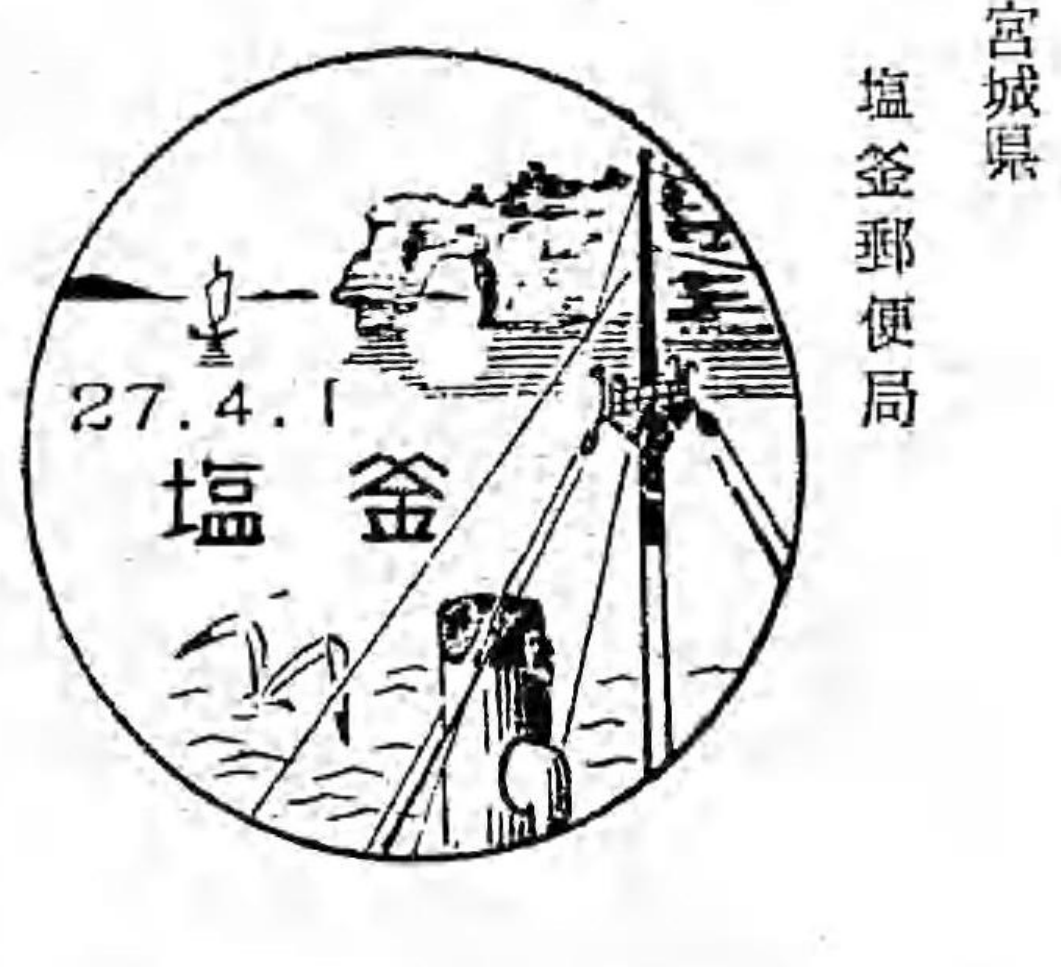

山形県
酒田郵便局

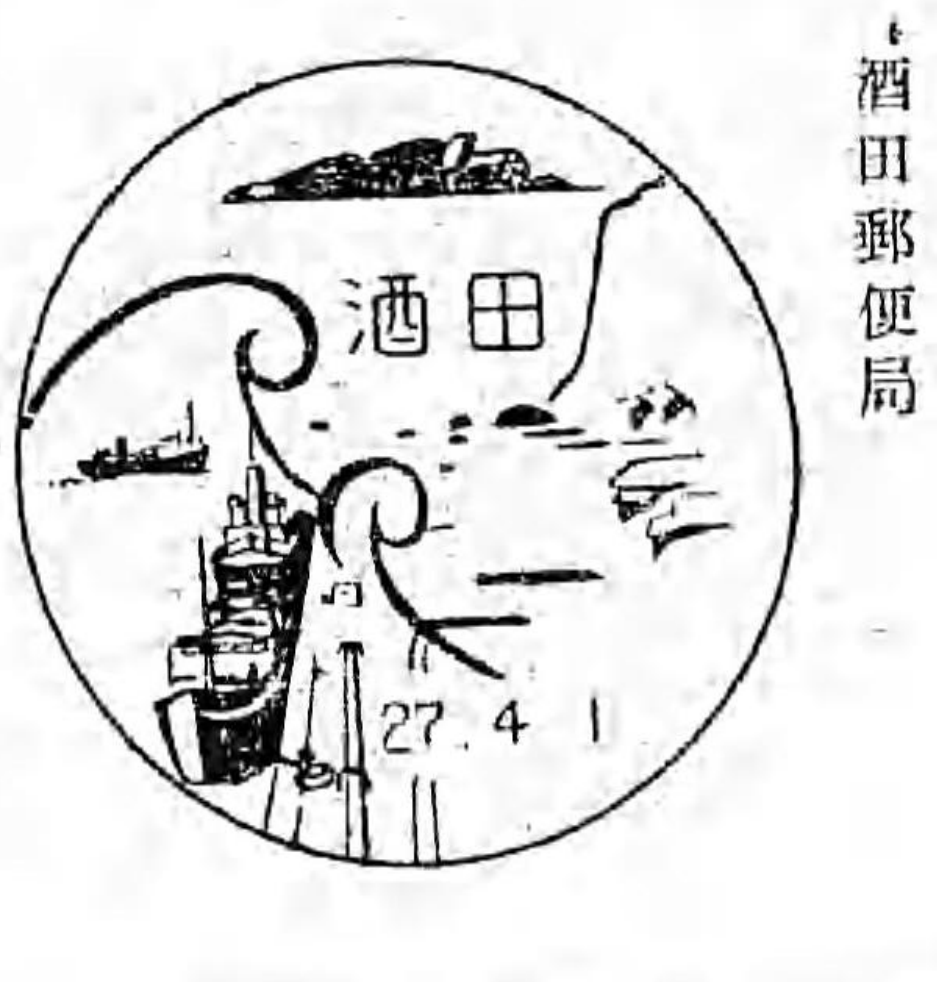

北海道石狩国
夕張郵便局

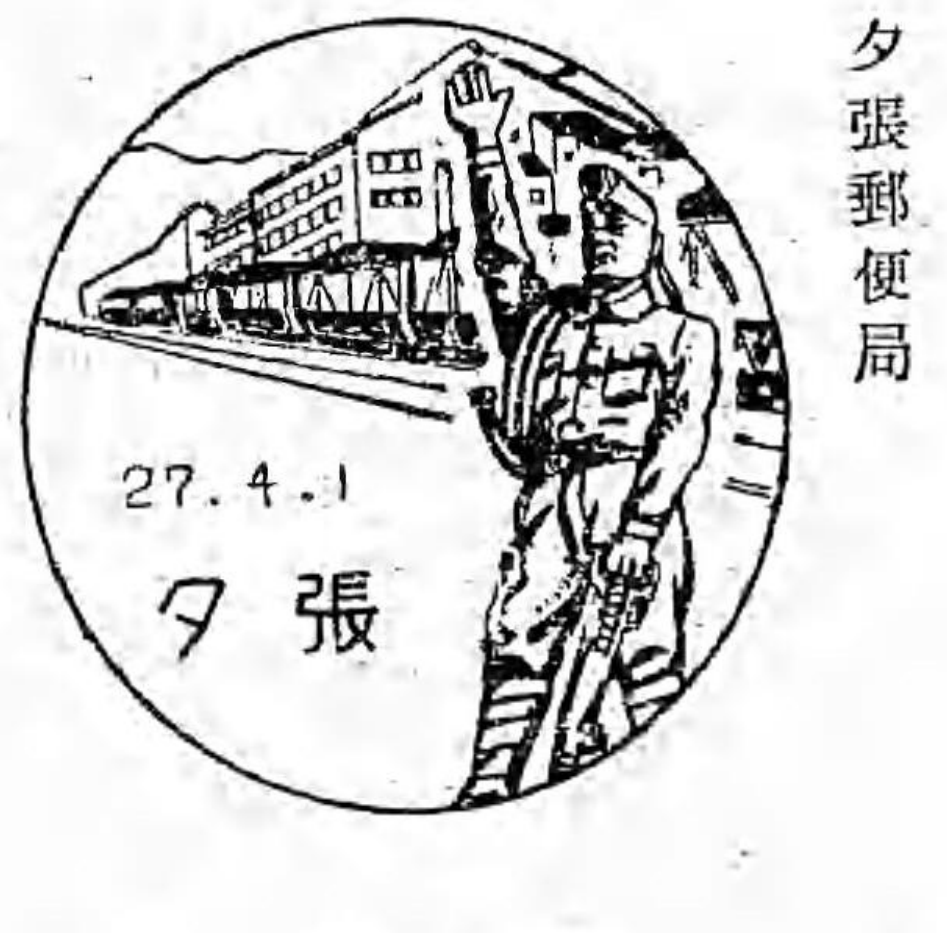

北海道渡島国
森郵便局

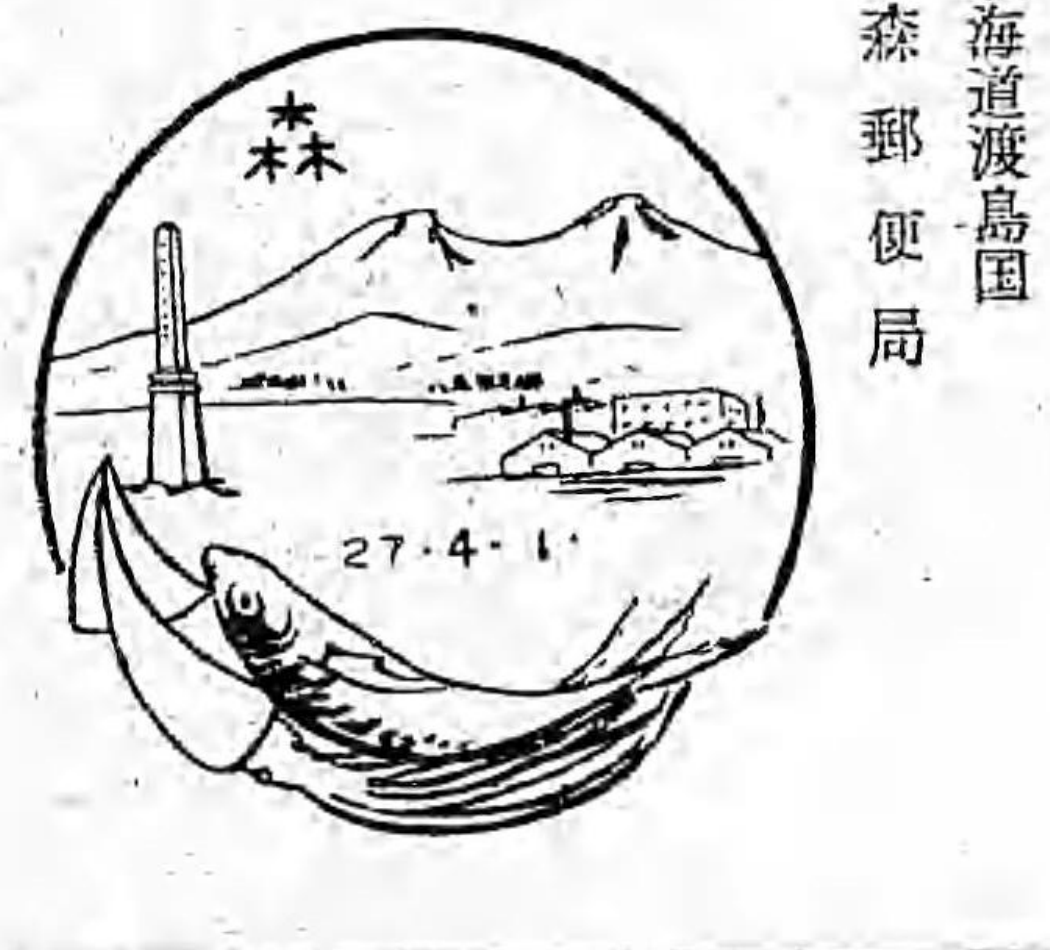

使用開始年月日　以上昭和二十七年四月一日

◉**電気通信省告示第八十九号**

次の無線電報取扱所の施設事項を下記の日から変更した。

昭和二十七年三月二十八日　電気通信大臣　佐藤栄作

名称	変更事項	新	現在	実施年月日
名古屋港無線電報取扱所	位置	名古屋市港区港本町六ノ七（名古屋港管理組合）	名古屋市港区港本町六ノ七（愛知県）	昭和二六、九、八

◉**電気通信省告示第九十号**

昭和二十七年三月二十二日から、次の郵便局に電話交換業務を開始した。

昭和二十七年三月二十八日　電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置
南毛利郵便局	神奈川県愛甲郡南毛利村

◉**電気通信省告示第九十一号**

昭和二十七年四月一日から、次の地方電気通信取扱局及びその分室を改称する。

昭和二十七年三月二十八日　電気通信大臣　佐藤栄作

現名称	改称
古間木電報電話局	大三沢電報電話局
古間木電報電話局三沢分室	大三沢電報電話局三沢分室

◉**建設省告示第二百七十八号**

貝塚都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、大阪府庁及び貝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百七十九号**

都市計画法施行令第三條の規定によつて、昭和二十七年三月二十八日建設省告示第二百七十八号貝塚都市計画街路事業の内二等大路第三類一号線（貝塚牛滝線）の執行行政庁を大阪府知事とする。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

◉**建設省告示第二百八十号**

枚方都市計画公園追加変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、大阪府庁及び枚方市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百八十一号**

豊中都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、大阪府庁及び豊中市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百八十二号**

豊中都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、大阪府庁及び豊中市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百八十三号**

豊中都市計画公園追加廃止並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、大阪府庁及び豊中市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百八十四号**

都市計画法施行令第三條の規定によつて、昭和二十七年一月三十日建設省告示第七十四号堺特別都市計画街路事業の執行行政庁を大阪府知事とする。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

◉**建設省告示第二百八十五号**

都市計画法施行令第三條の規定によつて、昭和二十七年一月三十日建設省告示第七十六号泉佐野都市計画街路事業の一部の執行行政庁を大阪府知事とする。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

◉**建設省告示第二百八十六号**

大阪特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び大阪市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百八十七号**

吹田都市計画街路事業執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び吹田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百八十八号**

都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十七年三月二十日建設省告示第二百二十八号武蔵野都市計画街路事業の執行行政庁として東京都知事を指定する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

◉**建設省告示第二百八十九号**

高知特別都市計画準防火地域を別紙図面表示のように変更する。

その関係図面は、高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「図面」は省略）

◉**建設省告示第二百九十号**

高知特別都市計画緑地地域を別紙図面表示のように指定する。

その関係図面は、高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「図面」は省略）

◉**建設省告示第二百九十一号**

布施特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び布施市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百九十二号**

布施特別都市計画復興土地区画整理事業執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び布施市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百九十三号**

布施特別都市計画水利施設並びに同事業を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び布施市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百九十四号**

枚岡都市計画公園並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、大阪府庁及び中河内郡枚岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百九十五号**

泉佐野都市計画街路事業執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び泉佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百九十六号**

豊中都市計画街路事業執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び豊中市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百九十七号**

守口都市計画街路事業執行年度を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び守口市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百九十八号**

枚方都市計画街路事業執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、大阪府庁及び枚方市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二百九十九号**

枚方都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、大阪府庁及び枚方市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百号**

都市計画法施行令第三條の規定によつて、昭和二十七年一月三十日建設省告示第七十七号茨木都市計画街路事業の一部の執行行政庁を大阪府知事とする。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

◉**建設省告示第三百一号**

岸和田都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、大阪府庁及び岸和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百二号**

都市計画法第二條第二項の規定により、次の区域をもつて、新潟県真野都市計画区域とする。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

佐渡郡真野町の全部
同郡畑野村の全部

◉**建設省告示第三百三号**

新発田都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、新潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百四号**

新潟都市計画準防火地域を別紙図面表示のように変更する。

その関係図面は、新潟県庁及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「図面」は省略）

◉**建設省告示第三百五号**

新潟都市計画用途地域を別紙図面表示のように変更し、昭和二十七年四月十七日よりこれを施行する。

その関係図面は、新潟県庁及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「図面」は省略）

◉**建設省告示第三百六号**

姫路特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百七号**

浜坂都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、兵庫県庁及び美方郡浜坂町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百八号**

香住都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、兵庫県庁及び城崎郡香住町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百九号**

芦屋特別都市計画街路を次のように変更する。

その関係図書は、兵庫県庁及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百十号**

高砂都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、兵庫県庁及び加古郡高砂町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百十一号**

赤穂都市計画街路を次のように変更追加する。

その関係図書は、兵庫県庁及び赤穂郡赤穂町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年三月二十八日　建設大臣　野田卯一

（「次のよう」は省略）

訓　令

◉**農林省訓令第三号**

農林省輸出品検査所

農林省輸出品検査所検査規程の一部を改正する訓令を次のように定め、昭和二十七年四月一日から施行する。

昭和二十七年三月二十八日　農林大臣　広川弘禅

農林省輸出品検査所検査規程の一部を改正する訓令

農林省輸出品検査所検査規程（昭和二十六年農林省訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第三條中「所有者又はその代理人若しくは管理人」を「所有者若しくはその代理人又は管理人」に改め、第五條を削り、第六條の見出しとして「（印章等）」を加え、同條を第五條とし、第十條の見出しを削り、同條第二項中「別紙様式第二」を「様式第二」に改め、同條を第六條とし、第七條中「立入検査の順序、方法その他立入検査に関し」を「立入検査及び印章等に関し」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條　所長、支所長又は出張所長は、農林大臣の定める様式による検査台帳及び事故処理簿を備え付け、立入検査の結果を記載しておかなければならない。

第九條第二項中「様式第一」を「様式第二」に改め、第十一條中「左の各号の一に該当する者があるときは、」の下に「農林大臣の指示するところに従い、」を加え、同條を第十條とし、第十二條第三項第一号中「第六條」を「第五條」に、第三号中「第十條第一項」を「第六條第一項」に改め、同項中第二号を第三号、第三号を第二号とし、同條を第十一條とする。

別表を次のように改める。

別表

品目	抜取の割合		備考
	検査荷口の大きさ	抜取数量	
茶	一―五〇梱	二梱以内	抜き取つた梱からの抜取数量は、各梱につき三封度以内とする。
	五一―一〇〇〃	三梱	
	一〇一―三〇〇〃	五〃	
	三〇一―六〇〇〃	七〃	
	六〇一―一、〇〇〇〃	一〇〃	
	一、〇〇一梱以上	一七〃	
乾しいたけ	一―二〇梱	二梱以内	二箱（かん）以上を一梱として荷造してあるものについては、抜き取つた梱からの抜取数量は、各梱につき一箱（かん）とする。
	二一―四〇〃	三梱	
	四一―八〇〃	五〃	
	八一梱以上	八〃	
乾とうがらし	一―四〇梱	四梱以内	
	四一―八〇〃	六梱	
	八一―一五〇〃	一〇〃	
	一五一梱以上	一七〃	
豆類	一―一〇〇袋	七袋以内	
	一〇一―四〇〇〃	一五袋	
	四〇一袋以上	二五〃	
うんしうみかん、だいだい、りんご、なし、くり、たまねぎ、ばれいしよ及びにんにく	一―二〇梱	三梱以内	カナダ向うんしうみかんについては、「梱」を「箱」と読み替える。
	二一―五〇〃	五梱	
	五一―一〇〇〃	七〃	
	一〇一―二〇〇〃	一〇〃	
	二〇一―五〇〇〃	一五〃	
	五〇一梱以上	三〇〃	
つけ物	一―二〇梱	二梱以内	二箱（小たる）以上を一梱として荷造りしてあるものについては、抜き取つた梱からの抜取数量は、各梱につき三箱（小たる）以内とする。
	二一―五〇〃	三梱	
	五一―一五〇〃	五〃	
	一五一―三〇〇〃	七〃	
	三〇一梱以上	一〇〃	
種子及び球根	一―八梱	三梱以内	種子の切断粒数は、抜き取つた各梱につき左の通りとする。 そ菜種子　一、五〇〇粒以内 樹木種子　三、〇〇〇〃 その他の種子　三、〇〇〇〃
	九―一五〃	四梱	
	一六―二五〃	五〃	
	二六―四〇〃	七〃	
	四一―八〇〃	一〇〃	
	八一梱以上	一七〃	
花えん及び野草えん	一―二、〇〇〇枚	三〇〇枚以内	
	二、〇〇一―六、〇〇〇〃	五〇〇枚	
	六、〇〇一枚以上	七五〇〃	
ばつかんさなだ	一―三〇〇反	三〇反以内	
	三〇一―八〇〇〃	五〇反	
	八〇一―一、三〇〇〃	八〇〃	
	一、〇三一反以上	一二〇〃	
はつか脳及びはつか油	二〇梱又はその端数ごとに一梱		抜き取つた梱からの抜取数量は、各梱につき、はつか脳については五〇グラム以内、はつか油については一五〇cc以内とする。
除虫菊乾花	一〇梱以内		抜き取つた梱からの抜取数量は、各梱につき一、〇〇〇グラム以内とする。
木ろう	一―二〇箱	二箱以内	抜き取つた箱からの抜取数量は、各箱につき二個とする。
	二一―六〇〃	三箱	
	六一―一八〇〃	五〃	
	一八一箱以上	七〃	
冷凍まぐろ類（びんなが、きはだ、めばち、めじ及びかつをを含む。）	一―四〇〇尾	三〇尾以内	
	四〇一―一、〇〇〇〃	六〇尾	
	一、〇〇一―二、〇〇〇〃	一〇〇〃	
	二、〇〇一―四、〇〇〇〃	一五〇〃	

品目	検査荷口の大きさ	抜取数量	備考
	四、〇〇一尾以上	二〇〇〃	
その他の冷凍水産物	一―四〇梱	三梱以内	食用蛙及び貝柱については、抜き取つた梱からの抜取数量は、各梱につき小箱二箱とする。
	四一―七〇〃	四梱	
	七一―一二〇〃	七〃	
	一二一―二〇〇〃	一〇〃	
	二〇一梱以上	一二〃	
乾製水産物、塩蔵水産物、寒天及び種かき	一―一〇梱	二梱以内	
	一一―二五〃	三梱	
	二六―五〇〃	五〃	
	五一―八〇〃	七〃	
	八一―一五〇〃	一〇〃	
	一五一―四〇〇〃	一七〃	
	四〇一梱以上	二五〃	
魚粉及び魚粕	一―四〇〇袋	三〇袋以内	
	四〇一―一、〇〇〇〃	六〇袋	
	一、〇〇一袋以上	一〇〇〃	
粗かんぞう油	一〇ドラム（タンク）以内		抜き取つたドラム（タンク）からの抜取数量は、各ドラム（タンク）につき二〇〇cc以内とする。

品目	一箱の入数が四ダース未満の場合	一箱の入数が四ダース以上八ダース未満の場合	一箱の入数が八ダース以上の場合	抜取数量	備考
かん詰、びん詰及びつぼ詰	一―一〇箱	一―五箱	一―五箱	一箱	1. 抜き取つた箱からの抜取数量は、各箱につき二かんとする。 2. 温室試験を必要とするときは、各荷口につき三かん以上六かん以内を抜取る。
	一一―三〇〃	六―一〇〃	六―一〇〃	二〃	
	三一―六〇〃	一一―三〇〃	一一―三〇〃	三〃	
	六一―一〇〇〃	三一―六〇〃	三一―五〇〃	四〃	
	一〇一―三〇〇〃	六一―一〇〇〃	五一―八〇〃	八〃	
	三〇一―八〇〇〃	一〇一―三〇〇〃	八一―二〇〇〃	一四〃	
	八〇一箱以上	三〇一―六〇〇〃	二〇一―五〇〇〃	二一〃	
		六〇一箱以上	五〇一箱以上	三二〃	

品目	検査荷口の大きさ	抜取数量	備考
グルタミン酸ソーダ	一―五箱（ドラム）	一箱（ドラム）	抜き取つた箱（ドラム）からの抜取数量は、各箱（ドラム）につき二〇〇グラム以内とする。
	六―七〇〃	二〃	
	七一―一二〇〃	三〃	
	一二一箱（ドラム）以上	四〃	
しよう油	一―五箱（たる）	一箱（たる）	抜き取つた箱（たる）からの抜取数量は、各箱（たる）につき四〇〇ccとする。
	六―六〇〃	二〃	
	六一―一三〇〃	三〃	
	一三一―三〇〇〃	四〃	
	三〇一―七〇〇〃	五〃	
	七〇一箱（たる）以上	六〃	
食酢	一―五箱	一箱	抜き取つた箱からの抜取数量は、各箱につき一びんとする。
	六―六〇〃	二〃	
	六一―一三〇〃	三〃	
	一三一―三〇〇〃	四〃	
	三〇一箱以上	五〃	
菓子類	一―五箱	一箱	抜き取つた箱からの抜取数量は、各箱につき二個とする。
	六―八〇〃	二〃	
	八一―一八〇〃	三〃	
	一八一箱以上	四〃	
れん乳及び粉乳	一―五箱	一箱	抜き取つた箱からの抜取数量は、各箱につき、れん乳については三かん（一〇〇グラムかんの場合は六かん）、粉乳については二かんとする。
	六―八〇〃	二〃	
	八一―一八〇〃	三〃	
	一八一―二八〇〃	四〃	
	二八一箱以上	五〃	
	但し、製造単位ごとに区分されるものについては、製造単位ごとに二箱（同一製造単位に属する数量が一五〇箱以上のものについては四箱）とする。		
	一―二〇〇枚	五〇枚以内	試験試料の抜取数量は、四枚とする。
	二〇一―五〇〇〃	八〇枚	
	五〇一―一、〇〇〇〃	一〇〇〃	試験試料の抜取数量は、六枚とする。

合板	一、〇〇一——二、〇〇〇〃	一五〇〃	試験試料の抜取数量は、八枚とする。
	二、〇〇一——三、〇〇〇〃	二〇〇〃	試験試料の抜取数量は、一〇枚とする。
	三、〇〇一——五、〇〇〇〃	二五〇〃	試験試料の抜取数量は、一二枚とする。
	五、〇〇一枚以上	三〇〇〃	試験試料の抜取数量は、一五枚とする。
ベニヤチエスト	一——七〇〇組	一〇〇組以内	試験試料の抜取数量は、各荷口ともパネル一〇枚及びさん木五本とする。
	七〇一——一、五〇〇〃	一五〇組	
	一、五〇一——二、五〇〇〃	二〇〇〃	
	二、五〇一組以上	二五〇〃	
木箱仕組板	一——七〇〇組	五〇組以内	試験試料の抜取数量は、各荷口とも五枚とする。
	七〇一——二、〇〇〇〃	一〇〇組	
	二、〇〇一組以上	一五〇〃	
フローリング	一——八〇〇枚	一〇〇枚以内	試験試料の抜取数量は、各荷口とも五枚とする。
	八〇一——二、〇〇〇〃	二〇〇枚	
	二、〇〇一——四、〇〇〇〃	三〇〇〃	
	四、〇〇一枚以上	四〇〇〃	
インチ製材（板類及び角物類）	一——五〇〇枚	五〇枚以内	試験試料の抜取数量は、各荷口とも五枚(本)とする。
	五〇一——八〇〇〃	八〇枚	
	八〇一——一、二〇〇〃	一〇〇〃	
	一、二〇一——二、〇〇〇〃	一二五〃	
	二、〇〇一——三、五〇〇〃	一五〇〃	
	三、五〇一——五、五〇〇〃	二〇〇〃	
	五、五〇一枚以上	二五〇〃	
インチ製材（ボビン材）	一——一、五〇〇本	一〇〇本以内	1. 梱包した荷口については、梱よりの抜取数量は、次による。 梱の入数 抜取本数 九〇〇本以上 二〇〇本 五〇〇〃 一〇〇〃 二五〇〃 五〇〃 二五〇本未満 三〇本以内 2. 試験試料の抜取数量は、各荷口とも五本とする。
	一、五〇一——二、五〇〇〃	一五〇本	
	二、五〇一——四、〇〇〇〃	二〇〇〃	
	四、〇〇一——六、〇〇〇〃	二五〇〃	
	六、〇〇一——一〇、〇〇〇〃	三〇〇〃	
	一〇、〇〇一——一五、〇〇〇〃	四〇〇〃	
	一五、〇〇一——二五、〇〇〇〃	五〇〇〃	
	二五、〇〇一本以上	六〇〇〃	
飼うさぎ皮	一——五、〇〇〇枚	一、〇〇〇枚以内	
	五、〇〇一——一五、〇〇〇〃	一、五〇〇枚	
	一五、〇〇一——三〇、〇〇〇〃	二、〇〇〇〃	
おすいたち皮その他の原毛皮	全数		
アンゴラと、毛	全数		

備考 同一検査荷口に属する輸出品の数量が著しく少いときその他所長が必要と認めるときは、この表の抜取の割合の範囲内において所長が定める抜取の割合によるものとする。

正誤

昭和二十七年二月十五日公布條約第二号国際連合食糧農業機関憲章中

頁	段	行	誤	正
三二五	三	終りから二・三	外務大臣 吉田 茂 農林大臣 広川 弘禅	外務大臣 吉田 茂 厚生大臣 吉武 恵市 農林大臣 広川 弘禅

総理府官報報告主任

国会事項

○衆議院

◉法律公布奏上及通知 三月二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

◉政府委員承認 三月二十六日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

文部大臣官房渉外ユネスコ課長 釘本 久春

文部大臣官房総務課長 相良 惟一

◉議案提出 三月二十六日議員から提出した議案は次の通りである。

夏時刻法を廃止す法律案（井之口政雄外二十二名提出）

夏時刻法を廃止する法律案（中曽根康弘外七十四名提出）

夏時刻法を廃止する法律案（船越弘外十一名提出）

飼料需給調整法案（井上良二外九十六名提出）

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案（坂本実外四十六名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案

長期信用銀行法案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

地方公営企業法案

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案

国民貯蓄債券法案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

警察予備隊令の一部を改正する等法律案

◉議案送付 三月二十六日第十二回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律案

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案

◉議案通知 三月二十六日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

◉議事日程 三月二十七日の議事日程は次の通り。

議事日程 第二十四号

昭和二十七年三月二十七日（木曜日）

午後一時開議

第一 郵便為替法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案（瀬戸山三男外四十二名提出）

第三 住民登録法施行法案（鍛冶良作外三名提出）

第四 工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○参議院

◉報告書提出 三月二十四日委員長から左の報告書を提出した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案修正議決報告書

又同二十五日委員長から左の報告書を提出した。

優生保護法の一部を改正する法律案可決報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案修正議決報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働関係諸命令の廃止に関する法律案可決報告書

失業保険法の一部を改正する法律案可決報告書

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案可決報告書

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案可決報告書

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案可決報告書

所得税法の一部を改正する法律案可決報告書

法人税法の一部を改正する法律案可決報告書

相続税法の一部を改正する法律案可決報告書

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案可決報告書

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案可決報告書

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年三月二十六日

判事補兼簡易裁判所判事 小淵 連

簡易裁判所判事兼判事補 布谷 憲治

（各通）

判事に任命する

簡易裁判所判事 村上 三郎

判事兼簡易裁判所判事に任命する

判事補 林 正行

簡易裁判所判事兼判事補に任命する

判事補 島田 敬

願に依り本官を免ずる

文部大臣官房総務課長 相良 惟一

文部大臣官房渉外ユネスコ課長 釘本 久春

経済安定本部産業局次長 岩武 照彦

（各通）

第十三回国会政府委員を命ずる（以上三月二十六日）

○外務省

◉昭和二十七年三月十六日

総理府事務官 安井 芳郎

通商産業事務官 黒田 瑞夫

（各通）

外務事務官に任命する

外務事務官 石川 良孝

在メキシコ日本政府在外事務所在勤を命ずる（三月十二日）

同 安井 芳郎

同 黒田 瑞夫

（各通）

大臣官房勤務を命ずる

同 小津 幸雄

同 工藤 幸剣

（各通）

賠償庁へ出向を命ずる（以上三月十六日）

同 佐藤 健輔

アジア局長倭島英二帰朝につき同局長事務代理を免ずる（三月十八日）

同 都村新次郎

インド、パキスタン、セイロン、インドネシヤ、ビルマ及びタイの各国へ出張を命ずる（三月十九日）

同 藤崎 万里

在ロンドン日本政府在外事務所在勤を命ずる

同 吉岡 章

同 大和田 渉

同 稲田 繁

（各通）

在ワシントン日本政府在外事務所在勤を命ずる

同 西村 熊雄

條約局第一課長事務取扱を命ずる

條約局第二課長事務取扱を命ずる（以上三月二十日）

○大蔵省

大蔵事務官 上田 信一

同 菅井 吉治

（各通）

願に依り本官を免ずる（一月三十一日）

同 岩崎 寛邦

同 大村 武彦

同 小村 義守

同 古森良太郎

（各通）

願に依り本官を免ずる（二月十五日）

同 大野 整

願に依り本官を免ずる（三月十六日）

同 神田 福治

同 古本 正勝

同 山中 静三

（各通）

大蔵技官 中田 豊治

願に依り本官を免ずる（二月二十九日）

大蔵事務官 寒作 誠三

同 成田 三芳

同 山崎 勝治

（各通）

願に依り本官を免ずる（三月十五日）

○海上保安庁

海上保安官 角山 良一

願により本官を免ずる（二月二十九日）

同 石井 義夫

第五管区海上保安本部海事検査部長事務取扱兼務を命ずる（三月一日）

○高等海難審判庁

◉昭和二十七年三月十五日

山本 忠実

海難審判庁審判官に任命する

海難審判庁審判官 山本 忠実

十一級一号俸を給する

神戸地方海難審判庁勤務を命ずる（三月十五日）

皇室事項

◉行幸啓 天皇皇后両陛下は、三月二十六日午前九時十九分御出門、学習院で挙行された同院卒業式に行幸啓、同十一時三十三分還幸啓になつた。

昭27.3.28.　第7565号

官庁事項

○外　務　省

◉入国管理庁公示第三号

左記の外国人登録証明書は法務府民事局民事甲第七八七号通牒により効力を失つたものである。

昭和二十七年三月二十八日

入国管理庁長官　鈴木　一

失効になつた外国人登録証明書

（自昭和二十七年一月十一日至同年二月十日受付分）

外国人登録証明書番号	居住地	国籍	姓名	失効事由
一六、七七三	盛岡市	韓国	安亨格	盗難
一六、九三七	東京都中野区	朝鮮	高成順	紛失
二四、六九六	仙台市	韓国	李六奉	〃
二五、〇〇五	〃	朝鮮	金広子	〃
二五、一六〇	〃	〃	姜世現	〃
二五、六六四	宮城県名取郡	〃	竹田高名	〃
二七、二一二	一関市	韓国	洪圭乗	〃
二七、九八四	宮城県柴田郡	朝鮮	金烱梅	〃
二八、五二五	〃名取郡	韓国	田東根	盗難
三六、五八三	福島県岩瀬郡	朝鮮	崔順徳	〃
三六、五八四	〃	〃	姜性烈	〃
三六、六三三	〃	〃	崔吉牙	〃
三六、六三四	〃	〃	崔吉満	〃
三六、六三五	〃	〃	崔吉雄	〃
三六、六三六	〃	〃	崔吉星	〃
三六、八〇九	〃石城郡	〃	朴鐘雁	紛失
三七、三八〇	〃耶麻郡	〃	孫永出	〃
三七、四六八	〃河沼郡	〃	金東守	〃
三七、四七〇	〃	〃	成貴也	〃
三八、六〇一	東京都葛飾区	〃	洪承基	〃
四一、三八七	郡山市	〃	朴先伊	〃
四五、四七二	日立市	〃	趙占奉	〃
四五、六二六	〃	〃	権泰錫	〃
四七、二三八	茨城県那珂郡	〃	左斗珀	〃
四七、九八二	〃久慈郡	〃	鄭武順	〃
四七、九八四	〃	〃	李庸順	〃
四七、九八五	〃	〃	李庸権	〃
四七、九八六	〃	〃	李庸玉	〃
四七、九八七	日立市	〃	李庸姫	〃
四八、一七二	八戸市	〃	金秉卿	〃
五〇、二四七	茨城県筑波郡	〃	朴泰元	〃
五一、〇〇一	〃結城郡	〃	陳孝宣	〃
五四、七一八	東京都中野区	〃	鄭文突	〃
五四、八五三	〃	〃	黄玉影	〃
五六、二七九	栃木県那須郡	〃	金乗根	〃
五七、〇三二	宇都宮市	〃	李元作	〃
五七、六七二	足利市	〃	金西奎	〃
五八、八四二	群馬県北群馬郡	〃	朴貫祚	〃
六一、三三二	桐生市	〃	崔小先	〃
六一、五六五	〃	〃	金祥連	〃
六二、七〇七	群馬県吾妻郡	〃	柳敬達	〃
六七、七七二	京都市東山区	〃	李夏祥	〃
七二、一三六	千葉県千葉郡	〃	呉周道（福田政雄こと）	〃
七二、一六八	福島県若松市	〃	洪守夏	盗難
七二、一九四	千葉県千葉郡	〃	洪応祥	〃
七二、三一六	船橋市	〃	裵潤植	紛失
七二、九五九	千葉県東葛飾郡	〃	李庚孝	盗難
七三、四二〇	東京都荒川区	〃	千炳真	紛失
七四、〇五五	千葉県印旛郡	韓国	金徳経	〃
七七、〇九一	佐原市	朝鮮	金康烈	〃
七七、五一三	千葉県匝瑳郡	〃	揚旦出	〃
八〇、六九九	千葉市	〃	宋玉仙	〃
八〇、八五六	〃	〃	金珍秋	〃
八二、五六六	市川市	〃	千宗順	〃
八二、八〇五	〃	〃	李仲宰	盗難
八三、二二五	船橋市	〃	沈泰祚（松本吉弘こと）	紛失
八三、五八三	〃	〃	金玉連（金山和子こと）	〃
八三、九五四	〃	〃	李錫賢	〃
八五、七三五	東京都品川区	〃	熊本長雄（張吉雄こと）	〃
九一、二八四	大阪市生野区	韓国	金元一	遺失
九二、一〇九	東京都中央区	朝鮮	宋啓会（野山啓会こと）	紛失
九二、六九一	〃港区	台湾	林光譲	〃
九二、七四六	〃	〃	詹大清	〃
九三、五六五	〃	朝鮮	高大淳	盗難
九七、七四四	〃墨田区	〃	朴奉天（宮原こと）	紛失
九八、三六八	〃文京区	韓国	金在植	〃
一〇三、六〇〇	〃墨田区	朝鮮	金潤益	〃
一〇三、六〇四	〃	〃	金星坤	〃
一〇三、七五〇	〃	〃	許栄吉	〃
一〇三、九八九	京都市上京区	〃	金仙一	〃
一〇五、三三一	東京都江東区	〃	任源春	〃
一〇五、六三七	〃	〃	任東相	〃
一〇五、七五〇	〃	〃	鄭賢和	〃
一〇七、三八四	〃品川区	韓国	金時鎰（沢田時鎰こと）	〃
一〇七、八九八	〃渋谷区	朝鮮	曹永圭（松山亘こと）	〃
一〇九、七四七	世田谷区	米国	Willam Owen Hrause	〃
一一〇、七六七	〃渋谷区	朝鮮	柳南牙	〃
一一〇、七七〇	〃	〃	金里枝	〃
一一一、八八一	三鷹市	韓国	李香雨	〃
一一三、〇一六	東京都大田区	朝鮮	曹昌根	〃
一一三、六八九	〃	韓国	崔吉万	〃
一一三、八一四	〃	朝鮮	李又巌	〃
一一四、二三二	〃	〃	朴又先	〃
一一四、二七六	〃	韓国	白柄昊	〃
一一四、四〇六	〃	朝鮮	金仁培	〃
一一四、七〇七	〃	〃	丁海朱	〃
一一五、七五七	〃	〃	金成巌	〃
一一五、八三〇	〃	韓国	鄭東植	〃
一一六、二三三	〃	朝鮮	金圭陸	〃
一一八、三九二	〃港区	ポルトガル	Amelia, A. de Sena	〃
一一九、四〇八	〃渋谷区	韓国	申斗鉉	〃
一二〇、〇九六	〃世田谷区	〃	羅鳳在（南文雄こと）	〃
一二四、九九三	〃中野区	中国	労存	〃
一二六、〇八六	〃杉並区	台湾	曹蘇愛	〃
一二六、一二八	〃	〃	曹嘉孝	〃
一二七、二四三	〃	朝鮮	梁南錫	〃
一二七、二八五	〃	台湾	張松本	〃
一二七、二九二	〃	韓国	金二郎（鄭元朝こと）	〃
一二七、七一九	宮城県刈田郡	〃	姜且甲	〃
一二八、二四五	東京都杉並区	朝鮮	金台星	〃
一二八、九三二	〃品川区	〃	許京頓	〃
一三二、一〇一	〃荒川区	中国	李希貫	〃
一三二、八三五	〃	朝鮮	高景洙	〃
一三三、〇六九	〃	〃	林太立	〃
一三三、三〇四	〃	〃	宋義順	〃
一三三、六五三	〃	〃	林斗雄	〃
一三三、八三七	〃	〃	文外洪	〃
一三三、八三八	〃	〃	左正命	〃
一三六、三九一	〃	〃	禹明秀	〃
一三六、五七八	〃板橋区	韓国	張正淑	〃
一三九、〇五三	〃足立区	朝鮮	文永男	〃
一三九、七六九	〃	〃	林春雄	〃
一三九、七七〇	〃	〃	李日子	〃
一三九、七七一	〃	〃	林賢承	〃
一三九、八八二	〃	〃	花暁度	〃
一四一、二四七	〃	〃	黄乙泰	〃
一四二、八三三	〃葛飾区	〃	李恵俊	〃
一四三、三二八	〃	〃	高恵信（高山恵臣こと）	〃
一四三、八五九	〃	〃	鄭祺相	〃

外国人登録証明書番号	居住地	国籍	姓名	失効事由
一四四、五五五	〃	〃	金命女	〃
一四五、三四一	〃文京区	〃	鄭在万	〃
一四九、二六九	立川市	〃	孫佑煥	〃
一四九、二七〇	〃	〃	孫上口	〃
一四九、三一七	〃	韓国	朴喆浩	〃
一五八、四九五	東京都大田区	朝鮮	朴逢春	〃
一六〇、三四六	〃中野区	韓国	李年宰	盗難
一六〇、八〇一	〃港区	無国籍	Krslavsky Daniel	紛失
一八一、〇七三	〃大田区	朝鮮	崔貞雄	〃
一八三、一六三	〃中野区	台湾	陳老讃	〃
一八三、六三二	水俣市	朝鮮	厳鳳去	〃
一八八、七六九	大阪市東成区	〃	宋昌玉	〃
一九七、二四九	古河市	〃	金鐘達	〃
一九七、二九六	神戸市須磨区	〃	鄭載栄	〃
二二一、七九六	山梨県南巨摩郡	〃	金東頤	紛失
二二九、九七二	新潟県北魚沼郡	〃	李鳳基	〃
二三〇、九一九	〃中頸城郡	〃	李鋪兼	盗難
二三一、七七一	〃西頸城郡	韓国	金二兆	〃
二三六、五六六	東京都荒川区	朝鮮	柳原鎮容	紛失
二四八、七九九	姫路市	韓国	高益舜	〃
二五八、六三七	千葉県長生郡	朝鮮	河亮玉	盗難
二六一、三七一	東京都大田区	〃	権寧世	紛失
二六六、三四九	三重県鈴鹿郡	〃	朴順子	〃
二六六、三六一	〃	〃	申貴福	〃
二八五、三一五	岐阜県吉城郡	〃	新田秀	〃
三一三、九一六	岐阜市	〃	文点煩	〃
三一四、二二九	岐阜県稲葉郡	〃	朴三鳳	〃
三一四、八三七	岐阜市	〃	金敬泰	〃
三一七、六三二	東京都大田区	〃	張吉洙	〃
三一八、二三八	岐阜県不破郡	〃	朴慶俊	〃
三一八、三〇八	〃	〃	甘泳道	〃
三一八、九四三	大阪市生野区	〃	崔鶴林	遺失
三二四、二〇三	岐阜県土岐郡	〃	山川玉子	紛失
三二五、六一二	〃大野郡	〃	劉七龍	〃
三二八、七〇一	石川県江沼郡	〃	文守一	〃
三二八、八四二	〃	〃	黄政雄	〃
三三八、九三六	〃	〃	卓千連	〃
三四二、二三七	福井市	韓国	林斗隆	〃
三四三、一四六	〃	朝鮮	李允伯	〃
三四三、六六七	敦賀市	〃	兪炳洙	〃
三四四、一〇五	〃	〃	朴重熙	〃
三四五、三四九	福井県吉田郡	〃	李鐘璟	〃
三四五、四八七	〃	〃	朴光寿	〃
三四五、七七三	〃坂井郡	〃	李小得	〃
三四六、六四三	〃大野郡	〃	柳大権	〃
三四六、六六〇	〃	〃	鄭鐘奎	〃
三四六、七七一	〃	〃	全順愛	〃
三四六、七七九	〃	〃	李基睦	〃
三四六、七九一	〃	〃	李基賦	盗難
三四七、一五二	〃	〃	李畢生	紛失
三四七、六三七	〃	〃	李英式	〃
三四七、九九〇	〃今立郡	〃	姜在遠	〃
三四八、五四八	福井市	〃	姜正任	〃
三四八、五四九	〃	〃	姜信栄	〃
三四九、一〇四	福井県遠敷郡	〃	朴杉弘	〃
三四九、五〇八	〃大飯郡	〃	鄭元沢	〃
三四九、五三一	〃	〃	金石出	〃
三五〇、一五八	〃	〃	張俊煥	〃
三六三、六七七	京都府船井郡	韓国	金学奉	〃
三七〇、一九一	福井県大野郡	朝鮮	金東弼	〃
三七〇、一九二	〃	〃	金知和	〃
三七四、三五九	三重県三重郡	〃	金龍成	〃
三七四、四一六	〃	〃	申奉根	〃
三七五、九一五	〃飯南郡	〃	山村一郎	〃
三七六、七五四	〃阿山郡	〃	文鍚元	〃
三七七、五三六	〃志摩郡	〃	金原戴鉱	〃
三七八、三三七	津市	韓国	姜俊伊	盗難
三七八、四〇〇	〃	〃	崔允星	紛失
三八五、一六七	舞鶴市	朝鮮	柳基福	〃
三八五、三六六	桑名市	〃	南有慶	〃
三八七、八〇二	鈴鹿市	〃	金海龍	〃
三八八、六四二	和歌山市	〃	張寅煥	〃
三九〇、一四一	〃	韓国	申正夫	〃
三九〇、一四二	〃	〃	申又連	〃
三九〇、一四三	〃	〃	申秀岩	〃
三九〇、一四四	〃	〃	李庚寿	〃
三九二、〇五二	田辺市	〃	羅又業（橋本新吉こと）	〃
三九二、〇五三	〃	〃	羅静子（橋本静子こと）	〃
三九三、三七二	和歌山県海草郡	朝鮮	朴炳斗	〃
三九九、三六七	奈良市	〃	金永基（林太郎こと）	〃
四〇二、三〇四	奈良県磯城郡	〃	施信子	〃
四〇三、七七九	大和高田市	〃	卞金万	〃
四〇四、八四二	奈良県吉野郡	韓国	鄭万菜	所在不明
四〇五、八一五	奈良市	朝鮮	金海洙	紛失
四〇八、〇四七	神戸市生田区	無国籍	Dofumin Moria	
四〇八、九五二	京都市上京区	朝鮮	金商学	紛失
四一一、五七七	〃	〃	田用周	〃
四一一、五八二	〃	〃	李相来	盗難
四一八、七〇七	〃東山区	〃	李龍根	紛失
四二〇、九三二	〃下京区	〃	朴尚淳	〃
四二三、七九九	〃	〃	李応洛	盗難
四二四、三九三	〃	韓国	郭小文	紛失
四二五、二八四	〃	朝鮮	金鉉旭	〃
四二六、五〇三	〃	〃	金極重	〃
四二六、六四五	〃	韓国	河奇鎬	〃
四二八、三三五	〃	朝鮮	金基洙	盗難
四二八、六九八	〃	〃	千成潤	紛失
四三五、五四一	〃左京区	〃	金栄子	〃
四三五、五五九	〃	〃	金美子	〃
四三五、七三五	〃	〃	金栄爽	〃
四三九、三〇九	〃東山区	〃	朴東淳	〃
四三九、五二五	〃	〃	鄭漢溶	〃
四四〇、二三〇	〃	〃	金今守	〃
四四二、〇三二	大阪市西成区	〃	金振鳴	〃
四四二、〇五〇	京都市右京区	〃	崔福花	盗難
四四四、五一四	〃	〃	朴根龍	流失
四四四、八九三	〃	〃	張文時	紛失
四四四、九二八	〃	〃	金鐘万	〃
四五一、六七〇	舞鶴市	〃	朴敬錫（宮川敬錫こと）	〃
四五二、四一三	〃	〃	金玉女	〃
四五二、四一五	〃	〃	金楨圭	〃
四五二、七七七	〃	韓国	張世遠	〃
四五三、九一二	宇治市	朝鮮	朴東述	〃
四五七、九二一	京都府久世郡	〃	呉福淑	〃
四五九、一九〇	〃綴喜郡	〃	朱泰福	〃
四六六、九七二	〃与謝郡	〃	金弟業	〃
四六七、〇〇三	〃	〃	裵斗伊	〃
四六七、三八六	舞鶴市	〃	李光政（星本光政こと）	〃
四六七、三八七	〃	〃	李愛子（星本愛子こと）	〃
四六七、三八八	〃	〃	李東昌（星本東昌こと）	〃
四七四、〇三二	大阪市生野区	韓国	金豪根	遺失
四八〇、八四九	大阪府中河内郡	〃	鄭圭和	紛失
四八六、一三九	〃	朝鮮	姜烱来	〃
四八六、三八一	〃	〃	車鏞恩	〃
四八六、六二六	〃	韓国	李柄性	〃
四八六、六二七	〃	〃	金秋子	〃
四八六、六二八	〃	〃	金東輝	〃
四八七、六二五	〃	朝鮮	朴静子	〃
四八八、五九六	〃	〃	夫玉来	〃
四九一、三九一	〃北河内郡	〃	金清和	〃
四九二、七一四	八尾市	〃	安履鎮	盗難
五〇二、二五六	泉大津市	韓国	金敬仁	紛失
五〇三、三八一	吹田市	〃	姜炳沢	盗難

昭27.3.28. 第7565号

五〇四、二二一	〃	〃	金龍万	紛失
五〇六、四九四	豊中市	朝鮮	劉春子	焼失
五〇六、四九六	〃	〃	劉工善	〃
五〇六、四九七	〃	〃	劉博	〃
五〇六、四九八	〃	〃	劉千栄子	〃
五〇六、四九九	〃	〃	劉千佐子	〃
五〇六、五〇〇	〃	〃	劉基鐘	〃
五〇六、五〇一	〃	〃	劉松子	〃
五一三、六五八	布施市	〃	金禹聖	紛失
五一三、九四九	〃	〃	呉尚炫	〃
五一九、三七一	岸和田市	〃	辛斗理	〃
五二〇、一〇一	〃	〃	姜任順	〃
五二五、〇八〇	大阪市北区	〃	高平花	遺失
五二五、三二五	〃	台湾	陳清洋	〃
五二六、五九九	〃東住吉区	韓国	高三万	〃
五二七、一四〇	〃北区	マレー	HAMURSA	〃
五二九、三五六	〃都島区	韓国	韓福述	紛失
五二九、三八九	〃	朝鮮	田順伊	〃
五三〇、四〇二	〃福島区	〃	金徳二	遺失
五三〇、四七一	〃	朝鮮	康信	〃
五三〇、六三三	〃	韓国	姜泰鎬	〃
五三一、〇九〇	〃	朝鮮	李鐘植	〃
五三九、五四七	〃浪花区	〃	金甲龍	盗難
五三九、六一二	〃	〃	金鐘珉	紛失
五三九、六六二	〃	〃	梁成玉	〃
五四〇、八〇一	〃大正区	〃	李春雨	〃
五四〇、九七七	〃	〃	河村龍夫	〃
五四一、二三四	〃城東区	〃	宋君玉	〃
五四二、五八五	〃西淀川区	〃	李賢鎬	〃
五四四、一四二	〃	〃	金向南	〃
五四五、四五六	〃東淀川区	〃	朴又太	〃
五五二、〇一七	〃東成区	韓国	李淳柄	盗難
五五三、六三一	〃	朝鮮	鄭元哲	紛失
五五三、六三四	〃	〃	鄭辛柏	〃
五五四、六四五	〃	〃	金清二	〃
五五四、七〇六	〃	〃	朴乙生	〃
五五五、〇五七	〃浪花区	〃	梁文平	〃
五五五、六七八	〃	〃	千形斗	〃
五五五、七五二	〃東成区	〃	洪宜友	〃
五五七、四七二	下関市	韓国	高堯珍	〃
五五七、七四二	大阪市東成区	朝鮮	河昭子	〃
五五七、八四六	〃	〃	高南翊	〃
五五八、九四六	〃	〃	金平玉	〃
五六一、七一九	〃	〃	金貞子	〃
五六四、八二九	〃生野区	〃	康英子	遺失
五六五、〇七二	〃	〃	金基銓	〃
五六七、二〇二	〃	〃	金沢斗	〃

五六七、七七二	〃	〃	高晋三	〃
五七〇、〇七九	東京都墨田区	〃	金正善	紛失
五七〇、二五六	大阪市生野区	〃	金仁好	遺失
五七一、〇八六	〃	〃	趙炳寿	〃
五七一、四八七	〃	〃	金進	〃
五七二、一八八	〃	〃	高丙生	〃
五七二、一九〇	〃	〃	金興守	〃
五七二、一九二	〃	〃	金和子	〃
五七二、一九八	〃	〃	金根生	〃
五七三、〇八七	〃	〃	韓清江	〃
五七三、一四七	〃西成区	〃	金千代子	紛失
五七四、〇〇九	〃生野区	〃	金淑子	遺失
五七四、四一七	〃	〃	韓相泰	〃
五七六、八七八	宮城県本吉郡	〃	金順植	紛失
五七九、一八五	大阪市生野区	〃	梁貴利	遺失
五七九、一八六	〃	〃	梁貴代美	〃
五八〇、七九三	〃	韓国	金奉文	盗難
五八三、四六一	〃	朝鮮	金尚洙	遺失
五八四、九二二	〃	韓国	安城和	〃
五八六、二八六	〃	台湾	蔡栄介	〃
五八六、四二九	〃	韓国	安城根	〃
五八六、五二二	岩手県九戸郡	朝鮮	呉允錫	紛失
五八六、五三六	大阪市生野区	韓国	安玉子	遺失
五八六、五三七	〃	〃	安城南	〃
五八六、五三八	〃	〃	安福子	〃
五八六、五四二	〃	〃	安清子	〃
五八六、七〇三	〃	朝鮮	任玉彬	〃
五八七、一八二	〃	〃	尹根錫	〃
五八七、三四三	〃	〃	崔相太	〃
五八七、七二一	〃	〃	趙又鳳	〃
五八七、九八四	〃	〃	朴光鉉	〃
五八九、六六六	神戸市葺合区	〃	高性鶴	〃
五九八、九四八	大阪市北区	〃	梁信奉	遺失
六〇〇、三八二	〃城東区	〃	安永基	盗難
六〇一、四二五	熊本県鹿本郡	〃	盧貞植	紛失
六〇一、九四七	大阪市城東区	〃	安炳翼	盗難
六〇二、三六七	〃	韓国	金石祚	紛失
六〇二、八六五	〃	朝鮮	夫堪珍	〃
六一〇、八〇四	〃浪花区	韓国	金南植	〃
六一〇、九六五	〃西成区	朝鮮	尹永喆	〃
六一一、二二五	〃	韓国	金八根	〃
六一三、四二四	〃	朝鮮	文昌根	〃
六一三、七〇一	〃浪花区	韓国	裵昭業	〃
六一四、六九九	〃	朝鮮	甲一龍	〃
六一四、八三一	〃	〃	兪浩俊	〃
六二二、九三七	神戸市灘区	台湾	陳春木	
六二三、一六一	〃	朝鮮	鄭孝談	

六二三、二八六	〃	〃	鄭昊俊	
六二三、四五三	〃	中国	楊巧美	
六二三、六七一	〃	無国籍	Houghton Chorles	
六二四、二六二	〃	朝鮮	鄭尚讃	
六二四、三四〇	〃	〃	鄭錫周	
六二五、二二七	〃葺合区	〃	郭泰英	
六二五、六九六	兵庫県加古郡	〃	鄭小順	
六二五、八〇九	神戸市葺合区	台湾	劉坤城	
六二六、〇五九	岐阜県恵那郡	米国	Mitcell Grissom Irvine	紛失
六二六、四五三	神戸市葺合区	台湾	宋学文	
六二七、一二二	〃	〃	宋瑞英	
六二七、四九三	〃生田区	チェッコスロバキヤ	Emiby Boecke	
六二七、七三四	〃	ガテマラ	Einerto Aebonro Lopez	
六二七、九三八	〃	ソ連	Dinaburg Zinovy	
六二八、三三四	〃	無国籍	Alekisara Timobueuti	
六二八、四七〇	東京都港区	中国	張番山	紛失
六二九、五八四	神戸市生田区	〃	呉文悦	
六二九、七一一	〃	朝鮮	安明煥	
六三〇、〇六七	〃	中国	陳美容	
六三〇、四五五	〃	台湾	陳文福	
六三〇、五七四	〃	〃	劉華東	
六三一、一五三	〃	〃	謝新念	
六三一、一九九	〃	ソ連	Vassily Yuhoroieh Bratukin	
六三一、七七八	〃	無国籍	Natalia Barantreff	
六三一、七八〇	〃	〃	Veadimir Barantreff	
六三二、九六六	〃	台湾	劉金鎮	
六三三、一八三	〃	イタリー	Nahama Sopra casa	
六三三、一八四	〃	〃	Ernesto Sopra casa	
六三三、二六三	〃	トルコ	Forid, Gi Zatulim	
六三三、七六〇	〃	イタリー	Carlo Bossi	
六三三、八〇五	〃	インド	Rijharam Prifhdas	
六三四、一八一	〃	〃	M. C. Ram, Chandani	
六三四、九二六	〃長田区	朝鮮	孫西分	
六三九、六二〇	〃	〃	高秀律	
六四〇、四三一	〃	韓国	高海樹	

六四〇、七三六	〃	朝鮮	韓有出	
六四一、〇四七	〃	韓国	鄭道介	
六四二、一五四	〃	朝鮮	安永贇	
六四二、七四三	〃	〃	車純秀	
六四四、〇一七	〃	中国	劉崇珍	
六四四、〇一八	〃	〃	劉氏立枝	
六四四、二三二	〃	朝鮮	車炳烈	
六四四、五〇六	〃	〃	孫錫載	
六四四、五六〇	〃	〃	郭春沢	
六四四、八五八	〃	〃	高中順	
六四五、一七一	〃	〃	趙侯晋	
六四五、三四七	〃	韓国	郭仁植	
六四五、四九五	〃	〃	韓根周	
六四八、二二〇	〃垂水区	トルコ	Wakkas Areslan	
六四八、四六三	〃	ドイツ	Ram Karl Dietrieh	
六四八、六〇九	〃	フランス	Deuant Mauriee	
六四八、六八二	〃	朝鮮	鄭又讃	
六四八、七一九	〃	〃	鄭守讃	
六四八、八〇一	〃	ポルトガル	Henrigne Antonio Gill Gutenes	
六四八、八六五	〃	イギリス	F. M. Euans	
六五〇、五〇〇	姫路市	朝鮮	趙達済	
六五一、五四三	〃	〃	郭光述	
六五一、五九二	〃	〃	全甲信	
六五五、五三八	〃	〃	韓善得	
六五五、八七三	〃	〃	安興淳	
六五五、九九二	〃	〃	鄭允植	
六五六、一六〇	〃	〃	安玉姫	
六五六、五九七	大阪市西成区	中国	李伝宗	紛失
六五六、六五九	尼崎市	朝鮮	安浩順	
六五六、九〇八	〃	〃	慎永準	
六五六、九一六	〃	〃	安小達	
六五八、九一五	〃	〃	韓今周	
六五八、九一六	〃	〃	鄭点順	
六五九、二八二	〃	〃	鄭美徳	
六五九、二八三	〃	〃	鄭春子	
六五九、二八四	〃	〃	鄭文見	
六五九、二八五	〃	〃	鄭孝部	
六五九、二八八	〃	〃	鄭夢致	
六六二、三一三	〃	〃	趙鏞倶	
六六二、三一五	〃	〃	趙益済	
六六二、三一七	〃	〃	趙静子	
六六二、三一八	〃	〃	趙国済	

六六二、三一九	〃	〃	趙昇済	
六六二、四五七	〃	〃	安守福	
六六三、七〇五	〃	韓国	全玉順	
六六三、八九二	〃	朝鮮	孫貴失	
六六四、一五〇	〃	〃	鄭英浦	
六六四、七一五	〃	〃	鄭成太	
六六六、四二四	〃	〃	趙玉仙	
六六六、四二五	〃	〃	趙墨子	
六六六、四二六	〃	〃	趙広子	
六六六、四二七	〃	〃	趙春子	
六六六、四二八	〃	〃	趙貞子	
六六六、四二九	〃	〃	趙甲烈	
六六六、四三〇	〃	〃	趙硝川	
六六六、六〇三	〃	〃	鄭成潤	
六六六、六五八	〃	〃	全春子	
六六六、六五九	〃	〃	全枝	
六六六、六六九	〃	〃	趙且甲	
六六六、七六四	〃	〃	趙潤一	
六六六、八六七	〃	〃	白在寛	
六六九、一三〇	西宮市	韓国	趙文甲	
六七〇、〇三七	〃	朝鮮	高典子	
六七〇、一四八	〃	〃	文元坪	
六七一、一五七	〃	〃	韓正明	
六七一、六〇四	〃	〃	孫信彦	
六七三、九六五	伊丹市	〃	鄭永道	
六七四、四〇一	神戸市灘区	インド	Mosuyo Chattoni	
六七四、四〇三	〃	〃	Daulet Ran Chattauni	
六七五、九二八	伊丹市	朝鮮	鄭三出	
六七九、〇五七	兵庫県武庫郡	〃	韓海相	
六七九、二九〇	〃	〃	趙錫贇	
六七九、三八二	〃	〃	鄭城吉	
六八四、五二三	神戸市東灘区	〃	鄭在水	
六八四、九九五	兵庫県川辺郡	〃	高成植	
六八五、五五八	〃	〃	文昌一	
六八八、二二四	〃有馬郡	〃	郭泰五	
六八八、二二五	〃	〃	郭正雨	
六八八、三〇二	〃	〃	趙点沢	
六八八、三〇四	〃	〃	趙潤玉	
六八八、三〇五	〃	〃	趙春仙	
六八八、三〇六	〃	〃	趙大甲	
六八八、三〇七	〃	〃	趙九一	
六八九、八四六	明石市	〃	鄭武永	
六九二、〇七〇	神戸市灘区	〃	高健一	
六九二、六七九	兵庫県多可郡	〃	鄭璟洪	
六九四、二四七	〃加古郡	台湾	羅懐徳	

六九四、四四〇	〃	朝鮮	韓炳根	
六九四、六五〇	〃	〃	全在漢	
六九六、二五六	〃飾磨郡	〃	鄭順伊	
七〇一、五〇四	大阪市大正区	韓国	金永煥	遺失
七〇三、二〇六	神戸市葺合区	米国	Hotter Amg Mauis	
七二〇、六二六	岡山市	朝鮮	崔次郎	紛失
七二〇、六九三	〃	〃	徐九照	〃
七二〇、七二八	〃	〃	朴玉伊	盗難
七二〇、七三〇	〃	〃	朴合仙	〃
七二〇、七七七	〃	〃	朴英秀	紛失
七二〇、九五一	〃	〃	曹再任	〃
七二〇、九八三	〃	〃	閔正夫	〃
七二一、五二二	〃	〃	尹乗基	〃
七二一、五二三	〃	〃	鄭大化	〃
七二二、〇六四	〃	〃	閔丙九	〃
七二二、五一四	〃	〃	洪丙河	盗難
七二二、六二七	〃	〃	金貞花	紛失
七二二、六六三	〃	〃	玄守京	〃
七二三、〇二〇	〃	〃	安栄伯	〃
七二三、四七四	〃	〃	尹鳳甲	〃
七二三、五三一	〃	〃	宋聖洪	〃
七二六、七〇六	津山市	〃	鄭幸子	〃
七二六、七一一	〃	〃	趙洪淑	〃
七二六、七一五	〃	〃	金雲権	〃
七二六、七七〇	〃	〃	池景鐘	〃
七二六、八四九	〃	〃	李太仲	〃
七二九、四〇七	岡山県御津郡	〃	金永均	〃
七三三、二三四	〃児島郡	〃	金龍乭	〃
七三五、九七九	新潟県中頸城郡	〃	朴再点	盗難
七三六、五四二	岡山県児島郡	〃	曹重鎬	紛失
七三九、三〇一	〃浅口郡	〃	朴炳琁	〃
七四六、四四五	岡山市	〃	李春根	〃
七五一、五四〇	広島市	〃	李允甲	〃
七五二、八一〇	〃	〃	薛順一	〃
七五二、八一一	〃	〃	薛順堂	〃
七五二、九六二	〃	〃	宋快寿	盗難
七五二、九六三	〃	〃	宋慶伊	〃
七五三、〇三一	〃	〃	宋承峯	〃
七五三、〇三二	〃	〃	黄金峯	〃
七五三、三一九	〃	〃	郭龍甲（山本龍雄こと）	紛失
七五四、五〇三	〃	〃	金鳳実（中村清子こと）	盗難
七五五、三一四	〃	〃	金道栄	〃
七五五、六二九	〃	〃	金点述	紛失
七五五、六四三	〃	〃	卞鐘鎬	盗難

昭27．3．28．　第7565号

七五五、九六六	〃	〃	宋浩子	〃
七五六、一二九	〃	〃	具允根	〃
七五八、七五七	大阪市浪花区	〃	金玟全	紛失
七六二、三二八	広島市	〃	金富子	〃
七八〇、九五二	大阪市北区	〃	李正男	遺失
七八三、六〇八	出雲市	〃	権泰根	紛失
七八四、二〇三	浜田市	〃	具錫元	〃
七八四、七一八	松江市	〃	金在錫	〃
七八五、一一四	島根県鹿足郡	〃	丁鐘万	水害のため流失
七八五、一一六	〃	〃	丁鐘鎬	〃
七八五、一一七	〃	〃	丁石南	〃
七八五、一一八	〃	〃	丁順徳	〃
七八五、一一九	〃	〃	丁尚鎬	〃
七八五、一二〇	〃	〃	丁順福	〃
七八五、一三六	〃	〃	丁敬鎬	〃
七八六、〇五五	〃美濃郡	〃	李尚涂	紛失
七八六、二九八	〃	〃	洪鐘成	〃
七八八、六二二	〃安濃郡	〃	許興寛	盗難
七八八、六五〇	〃	〃	康彩錫	紛失
七八八、七五七	〃簸川郡	韓国	金大源	〃
七八八、八二六	〃邇摩郡	朝鮮	厳林哲	〃
七八九、一九九	〃飯石郡	韓国	沈慶任	〃
七八九、六九〇	〃能義郡	朝鮮	金鳳守	〃
七八九、八九一	松江市	〃	金道貞	〃
七九五、三〇二	下関市	〃	孫奉年	〃
七九五、六〇三	岡山市	〃	朴種載	〃
七九七、〇四三	下関市	〃	金貴香	〃
七九七、九六九	〃	〃	金籍銘	〃
七九八、六〇一	〃	〃	白命錫	〃
八〇五、三五三	宇部市	〃	池徳鳳	〃
八〇六、〇七七	〃	〃	金煥成	〃
八〇六、一二七	〃	〃	李判順	〃
八〇六、八二三	〃	〃	白玉基	〃
八〇七、二九六	大阪市西淀川区	〃	金亀太	〃
八〇九、〇〇五	下関市	〃	宗在九	〃
八〇九、六一八	萩市	韓国	姜錫順	〃
八〇九、六二六	〃	朝鮮	金一文	〃
八〇九、六五八	〃	〃	裴判石	〃
八一五、七六二	山口県阿武郡	〃	全和植	焼失
八三三、一九八	〃	韓国	全建植	〃
八三三、一九九	〃	〃	全龍植	〃
八三三、二〇三	〃	〃	全成植	〃
八三三、四一〇	〃	〃	玄五作	紛失
八三七、七五二	大阪市生野区	朝鮮	朴一浩	遺失
八四二、〇六八	愛媛県西宇和郡	〃	朴方子	紛失
八四二、二〇一	〃東宇和郡	〃	張三石	〃
八四三、四八二	神戸市灘区	オランダ	オチヤクモント イ	
八四四、七七五	松山市	朝鮮	朴進圭	紛失
八四七、三〇八	高知県高岡郡	〃	鄭周先	
八五二、四三四	佐賀県西松浦郡	〃	崔正奐	紛失
九〇〇、八五七	神戸市葺合区	デンマーク	Winther, J. Mt.	
九〇二、四五一	佐賀県三養基郡	朝鮮	清原吉穂	紛失
九〇四、五〇三	〃西松浦郡	〃	崔相連	〃
九〇四、五九二	〃	〃	岩本鉱七	〃
九一二、九五一	東京都文京区	〃	金在徳	〃
九一八、〇〇五	水俣市	〃	金徳今	〃
九三五、四〇六	熊本市	〃	鄭万植	〃
九三六、三六八	〃	台湾	林木柄	〃
九三七、七一三	人吉市	朝鮮	趙白仁	焼失
九三七、八四七	〃	〃	趙政夫	〃
九三八、六四〇	水俣市	韓国	兪泰俊	紛失
九四一、三九五	熊本県芦北郡	〃	車淳俊	〃
九四二、八八一	宮崎市	朝鮮	崔炳天（高橋泰二こと）	〃
九四三、四九六	都城市	〃	盧圭煩（二宮春吉こと）	〃

〇厚　生　省

◉中央児童福祉審議会の推薦した出版物、映画、幻燈、紙芝居及び演劇　中央児童福祉審議会は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十号）第八条第七項の規定に基き、別表の通り出版物、映画、幻燈、紙芝居及び演劇をここに推薦する。

昭和二十七年三月二十八日

中央児童福祉審議会委員長　中川　望

中央児童福祉審議会推薦図書目録

対象	書名	著者	発行所
第一回推薦	昭和二十六年一月十日決定		
小学	カモさんおとおり	ロバート・マックロスキー　磯貝瑤子（訳）	日本出版社
小学上級 中学	私達の電気学	八木秀次	理工学社
〃	ヨルダンの流れ	小出正吾	牧書房
〃	機械の生立ち	ガートルト・ハートマン	中等教育研究会
〃	私たちのからだ	井上清恒	大明堂
小学	としよかん	滑川道夫	牧書房
〃	小川未明全集 I、II、III	小川未明	講談社
小学上級 中学	世界名作選	山本有三（編）	新潮社
〃	少年文学 代表選集	文芸家協会	光文社
〃	ふたりのロッテ	ケストナー	岩波書店
〃	あしながおぢさん	ウエブスター	〃
〃	ワイルド童話集	平井程一（訳）	富山房
〃	少年探偵団	エーリヒ・ケストナー　小松太郎（訳）	新潮社
小学上級	志賀直哉 文芸童話集	志賀直哉	三十書房
小学中級	ちびくろとこがねひめ	レアンダー　植田敏郎（訳）	実業の日本社
小学初級	小学文芸読本 一年生	坪田譲治　塚原健二郎	泰光堂
〃	〃 二年生	〃	〃
小学中級	〃 三年生	〃	〃
小学	アルプスの山の娘	林芙美子　須田寿	新潮社
第二回推薦	昭和二十六年二月二十一日決定		
小学上級 中学	大工の子イエス	S・レファーズ　神田、矢崎（訳）	中央公論社
〃	日本児童文学選（年刊3）	児童文学者協会（編）	桜井書店
〃	父の口ぶえ	岩田有史	小山書店
〃	山芋	大関松三郎	百合出版社
小学初級	ひらがな童話集	坪田譲治	金の星社
〃	うみぼうずとおひめさま	小川未明	実業の日本社
小学中級	エスさま物語	浜田広介	〃
中学	宝島（岩波少年文庫1）	スティヴンソン　佐々木直次郎（訳）	岩波書店
〃	クリスマスキャロル（〃3）	ディケンズ　村山英太郎（訳）	〃
小学上級	小さい牛追い（〃4）	ハムズン　石井桃子（訳）	〃
〃	小川未明童話全集 IV	小川未明	講談社
〃	〃 V	〃	〃
小学中級	おゝかみと七ひきのこやぎ	グリム　与田準一	〃
〃	ニルスのふしぎなたび	ラーゲルレフ　千葉省三	〃
〃	せむしの子馬	イエルショフ　岸なみ（訳）	〃
小学上級 中学	くるみさん	CSベイリー　梶木隆一（訳）	トッパン
小学上級	マコチン	北畠八穂	童話春秋社
小学中級	お話十二ヶ月 一月―三月の巻	小出正吾	実業之日本社
第三回推薦	昭和二十六年三月二十二日決定		
小学上級 中学	少年文学 代表選集II	日本文芸家協会	光文社
小学初、中級	動物サーカス	横山隆一（絵）　佐川健三（文）	新潮社

小学上級 中学	小さな学芸会（みつばち文庫）	富田博之	国土社
小学上級	少年朝日年鑑（昭和二十六年版）	李家正文	朝日新聞社
小学上級 中学	家（私たちの生活百科辞典（第一巻））		小山書店
中学	アメリカ小説選（中学生全集25）	西川正身	筑摩書房
小学上級 中学	空想男爵のぼうけん	ミュンヒ・ハウゼン　高橋健二（訳）	牧書店
成人	ジェーンへの手紙（上・下）	G・D・シュルツ　村岡花子（訳）	鎧書房
第四回推薦	昭和二十六年四月二十三日決定		
中学	牛追の冬	M・ハムズン　石井桃子	岩波書店
小学上級 中学	サランガの冒険	吉田甲子太郎	牧書店
中学	クオレ（上・下）	エドモンド・デ・アミチス　柏熊達生	三笠書房
小学上級 中学	ファラデーのローソクの科学	北見順子	さえら書房
小学初級	はなになれみちになれ（西荻童話文庫）	川崎大治	西荻書店
小学中級	世界文学読本（三年生）	児童文学者協会	河出書房
〃	〃（四年生）	〃	〃
〃	小学文芸読本（四年生）	坪田譲治（監）　塚原健二郎（修）	泰光堂
〃	ひろすけ童話集（5）	浜田広介	講談社
〃	〃（6）	〃	〃
小学 中学	ぼくとさる	佐藤義美	養徳社
小学上級	世界文学読本（五年生）	児童文学者協会	河出書房
〃	〃（六年生）	〃	〃
〃	小学文芸読本（五年生）	坪田譲治（監）　塚原健二郎（修）	泰光堂
〃	〃（六年生）	〃	〃
中学	ゆき姫（ともだち文庫）	アンデルセン　大山定一	中央公論社
中学 成人	若草物語（第三部）子供の家	オルコット　磯野富士子	法政大学出版局
〃	山びこ学校	無着成恭（編）	青銅社
成人	親と教師えの子供の抗議	鈴木道太	国土社
〃	小学生の詩の導き方	吉田瑞穂	西荻書店
〃	新しい綴方教室	国分一太郎	日本評論社
第五回推薦	昭和二十六年五月二十三日決定		
小学上級 中学	ノンちゃん雲にのる	石井桃子	光文社
小学中級	ライオンのめがね	田村たつ子	新潮社
中学	蜜蜂マーヤの冒険	ホンゼルス　実吉捷郎（訳）	岩波書店
〃	技術の生い立ち（学校図書館文庫）	森徳治	牧書店
〃	ふたたび宝島へ	オコンネル　光吉夏彌（訳）	英宝社
〃	たのしい舞台装置（みつばち文庫）	吉田謙吉	国土社
〃	新聞の話（中学生全集）	大島恭平	筑摩書房
成人	親の知らない子供の生活	戸川行男 他	東和社
第六回推薦	昭和二十六年六月二十六日決定		
小学初、中級	子鹿バンビ（世界の絵本）	E・ザルテン（原作）　N・シヨウ（編）　W・ディズニー・スタジオ（絵）　菊地重三郎（訳）	新潮社
小学初級	おもちゃの鍋	巽聖歌	富山房
中学	少年のための次郎物語	下村湖人	学童社
〃	私たちの友だち（岩波少年文庫）	バイコフ　上脇進	岩波書店
小学初級	美しい心、正しい人（社会科 美談読本）一年生	児童文学者協会（編）	実業之日本社
〃	二年生	〃	〃
小学中級	三年生	〃	〃
〃	四年生	〃	〃
小学上級	五年生	〃	〃
〃	六年生	〃	〃
小学上級 中学	蠅、蚕、紋白蝶（ぼくたちの研究室）	新村太郎	さえら書房
〃	動物のこどもたち	八杉龍一	光文社
〃	児童百科辞典 第一巻		平凡社
成人	百二十三本目の草	田村一二	黎明書房
〃	母よ嘆くなかれ	パールバック　松岡久子（訳）	法政大学出版局
第七回推薦	昭和二十六年七月十八日決定		
小学上級 中学	こん虫の世界	古川晴男	中央公論社
中学	フランスの話	福島慶子	三十書房
小学上級 中学	りこうすぎた王子	アンドリュウ・ラング　光吉夏彌（訳）	岩波書店
中学	地球と人類が生れるまで	朝比奈貞一（監）　丘英通（修）	日本評論社
〃	数学の話	小林実	筑摩書房
小学初、中級	夕鶴（世界の絵本）	木下順二（文）　福田豊四郎（絵）	新潮社
小学上級 中学	ドリトル先生アフリカゆき（岩波少年文庫）	ロフティング　井伏鱒二（訳）	岩波書店
中学	夢を追う子（岩波少年文庫）	ハドソン　網野菊（訳）	〃
小学上級 中学	荒野の子（学校図書館文庫）	ウアランタイン　加能越郎（訳）	牧書店
成人	子供の性生活	豊島順二郎	西荻書店
〃	右文覚え書	壺井栄	三十書房
第八回推薦	昭和二十六年八月二十二日決定		
小学初級	赤い電話器	与田準一	西荻書店
〃	小学一年生 作文読本	児童文学者協会（編）	河出書房
〃	小学二年生 〃	〃	〃
小学中級	小学三年生 〃	〃	〃
〃	小学四年生 〃	〃	〃
小学中、上級	小学生 詩の話	百田宗治	第二書房
〃	アラビヤンナイト（世界の絵本）		新潮社
小学上級 中学	ガリヴアー旅行記（岩波少年文庫）	スウイフト　中野好夫（訳）	岩波文庫
〃	続ガリヴアー旅行記（〃）	〃	〃
中学	文学教室	神崎清	実業の日本社
小学初、中級	全国作文コンクール入選作品集 小学一、二、三年生篇	日本教職員組合文化部教科書研究協議会（共編）	教育出版株式会社
小学中、上級	小学四、五、六年生篇	〃	〃
中学	中学一、二、三年生篇	〃	〃
小学中、上級 成人	よい子のエテイケット	山室民子	牧書店
成人	児童憲章を生かす道	児童憲章研究会	法政大学出版局
〃	解説 児童憲章	文部省児童文化分科審議会（編著）　社会教育連合会（編集）	印刷庁
〃	幼年期	波多野勤子	光文社
〃	母親教室	石山修平（編）	講談社
第九回推薦	昭和二十六年九月十九日決定		
中学	東洋の文化（中学生歴史文庫）	飯塚浩二	福村書店
小学上級 中学	役にたつ動物たち（学校図書館文庫）	内藤元男	牧書店
〃	ロビンフッドの愉快な冒険（岩波少年文庫）	パイル　村山知義（訳）	岩波書店

昭27.3.28.　第7565号

中学	みんなでやろうかざりの工夫 —手芸読本—（みつばち文庫）	北見順子	国土社
小学中級	四年生のための林芙美子童話集	林芙美子	三十書房
小学上級	ウイリアムテル	村山知義	〃
成人	幼児の家庭教育	山下俊郎	東洋書館
〃	君ひとの子の師であれば	国分一太郎	〃

第十回推薦　昭和二十六年十月十七日決定

小学中級	おむすびころりん（世界名作童話集）	坪田譲治	講談社
中学	名犬ラッド（岩波少年文庫）	ターヒューン 岩田欣三（訳）	岩波書店
小学上級 中学	地下室の冒険	リロ・イエンセン 植田敏郎（訳）	毎日新聞社
中学	言葉の使い方	田代晃二	創元社
〃	光を掲げた人々（第一集）	NHK（編）	日本放送出版社
成人	現代児童文化講座（上・下）	城戸幡太郎（監） 羽仁説子（修）	双龍社

第十一回推薦　昭和二十六年十一月二十一日決定

中学	ガラスの科学	田中実 駒形佐和	あかね書房
小学中、上級	私の野鳥記	中西悟堂	小峰書店
小学上級 中学	こん虫採集	古川晴男	国土社
中学	海べの教室	内海富士雄	文祥堂
小学初級	愛の学校　一年生	小川未明 酒井朝彦 塚原健二郎 坪田譲治 吉田甲子太郎（編集）	東洋書館
〃	〃　二年生		
小学中級	〃　三年生		
〃	〃　四年生		
小学上級	〃　五年生		
〃	〃　六年生		
成人	原爆の子	長田新（編）	岩波書店
〃	魂あいふれて	宮原誠一 宗像誠也（編）	百合出版社
〃	青年心理学	望月衛	光文社
〃	弱い子供の育て方	木田文夫	中央公論社
〃	結婚、出産、育児の記録	平井信義 平井英子	志摩書房

第十二回推薦　昭和二十六年十二月十九日決定

小学中級	金のりんご（小学生文庫81）	佐藤義美	小峰書店
小学中、上級	詩集「家族」（小学生全集）	大西寛	筑摩書房
〃	魔法のつえ（世界名作童話全集15）	ジョン・バッカン 大田黒克彦（編著）	講談社
小学上級 中学	蚕（ともだち文庫65）	桑名寿一	中央公論社
〃	続世界昔ばなし	関敬吾 石田英一郎（共編）	河出書房
小学上級 中学	進化ものがたり（たのしい社会科）シリーズ		あかね書房
中学	古典文学教室	円地文子	ポプラ社
小学上級 中学 成人	母のない子と子のない母	壺井栄	光文社
成人	われらかく育てり	積惟勝（編）	新興出版社
〃	できる子供とできない子供	中脩三	慶応通信教育図書株式会社

中央児童福祉審議会推薦映画目録

第一回推薦　昭和二十六年三月五日決定

対象	題名	製作スタッフ	製作所配給社
小学上級 中学 青年 成人	その後の蜂の巣の子供たち	清水宏	蜂の巣株式会社新東宝提携作品

第二回推薦　昭和二十六年五月十日決定

対象	題名	製作スタッフ	製作所配給社
中学 青年 成人	少年期	製作　小倉武志 原作　波多野勤子 脚本　木下恵介 田中澄江 監督　木下恵介	松竹株式会社
小学上級 中学 青年 成人	緑の果てに手を振る天使	原作　三宮杉久 脚本　犬塚稔 監督　加戸敏	大映株式会社
中学 青年 成人	髪のある天使	製作　金井喜一郎 原案　鈴木宇佐美 脚本 監督　田尻繁	都映画社

第三回推薦　昭和二十六年七月十四日決定

対象	題名	製作スタッフ	製作所配給社
青年 成人	村に来た医師	製作　石本統吉 演出　衣笠十四三	日本映画社科学映画製作所
小学 中学 青年 成人	荒原の凱歌	監督　レスリー・スランダー	提供　米国イーグルライオン社 配給　松竹株式会社

第四回推薦　昭和二十六年十月四日決定

対象	題名	製作スタッフ	製作所配給社
小学上級 中学 青年 成人	三太物語	原作　青木茂 脚本　筒井敬介 山本嘉次郎 監督　丸山誠治	製作　芸苑プロ東興映画提携作品 配給　新東宝

第五回推薦、昭和二十六年十一月二十九日決定

対象	題名	製作スタッフ	製作所配給社
青年 成人	塵に咲く花	製作　アーヴイング・アシャー 監督　マーヴイン・ルロイ 原作　ラルフ・ホイールライト 脚色　アニタ・ルース	メトロゴールドウインメイヤー

中央児童福祉審議会推薦幻燈目録

第一回推薦　昭和二十六年六月二十六日決定

種類	対象	題名	発売所
童話	幼児 小学初、中級	親ぐま子ぐま 原作　武田雪夫 画　西原比呂志	桜光画研究所
〃	小学初、中級	お魚をとつたどらちやん 作　きまた・たけし	〃
物語	小学上級	玉虫厨子物語 企画　聖典フイルム協会 原作　高津ときを	FFD株式会社
童話	小学	三つのたからもの 画　熊川正雄	〃
〃	小学中、上級	雪の女王その一（悪魔の鏡） 作　中央スライド研究所	〃
〃	〃	その二（となかいの家）	〃
物語	小学中、上級	難破船 企画　視覚教育研究所 画　橋本隆雄	視研スライド製作所
〃	小学上級 中学	月光の曲（トーキング版） 脚本　福島津有子 画　杉全直	朝日光画株式会社

第二回推薦　昭和二十六年七月二十七日決定

種類	対象	題名	発売所
童話	小学	鬼とさくらんぼ	FFD株式会社
〃	〃	古家のもの	〃
物語	小学上級	王様の耳はロバの耳	〃
伝記	小学上級 中学	富士山頂 校閲　中央気象台	映光スライド株式会社
〃	〃	塙保己一 作　新井木治 絵　新井まもる	小西六写真工業株式会社
結核予防童話	小学中、上級	青い鳥 原作　水上十郎 絵　加藤禎三 監修　結核予防会	株式会社奥田商会

第三回推薦　昭和二十六年八月二十三日決定

種類	対象	題名	発売所
保健衛生	小学初級	きれいな手 監修　文部事務官　荷見政次郎 指導　下田巧	株式会社SKJ

種類	対象	題名	発売所
童話	小学初級	黄すゞめ 原作　岡田美子 構成　正木洋雪 絵　加東禎三	株式会社奥田商会

第四回推薦　昭和二十六年九月二十七日決定

種類	対象	題名	発売所
童話	幼児 小学初級	きんぎよのピクニック	株式会社エルモ社
〃	〃	すずめの学校	〃
物語	小学上級 中学	三太と青大将（三太物語） NHK放送台本より 原作　青木茂 脚色　筒井敬介	FFD株式会社
〃	小学上級 中学	人形つかいのポーレ	〃
伝記	小学上級 中学	二宮尊徳	〃

第五回推薦　昭和二十六年十月二十五日決定

種類	対象	題名	発売所
物語	小学上級 中学	三太と人魂（三太物語より） NHK放送台本 原作　青木茂 脚色　筒井敬介	FFD株式会社
〃	小学中、上級 中学	靴みがきの少年 企画　聖典フイルム協会 作　後藤まさを	〃
〃	小学上級	小川の葦 原作　坪田譲治	〃
童話	幼児 小学初級	こやぎとおおかみ 原作　グリム 脚色　くるまのあきら 美術製作　日本中央人形劇研究所	小西六写真工業株式会社

第六回推薦　昭和二十六年十一月二十二日決定

種類	対象	題名	発売所
物語	小学中級	小人と青虫 原作　肥塚あきら 作画　古沢日出夫 背影　大工原章	日本動画株式会社作品 日本視覚教材株式会社提供
〃	小学上級	幸福の王子 原作　オスカー・ワイルド	FFD株式会社
〃	小学中、上級	裸の王様 原作　アンデルセン 脚色　花岡大学 絵　稲垣玖朗	株式会社奥田商会

第七回推薦　昭和二十六年十二月二十日決定

種類	対象	題名	発売所
物語	小学上級	愛の学校 原作　エドモンド・デ・アミチス 構成　視覚教育研究所 作画　岩井誠一	視研スライド製作所作 幻燈協会提供
〃	小学初級	良寛さん	株式会社エルモ社
〃	小学中、上級	名犬バルト	日本幻燈株式会社
〃	小学上級	逃げたうなぎ 作　京極小学校六年　林博一	中央スライド株式会社

中央児童福祉審議会推薦印刷紙芝居目録

第一回推薦　昭和二十六年五月二十四日決定

対象	題名	作家画家	発行所
幼児 小学初級	ライオンとこねずみ	山座たいら 相模原平吉	東京画劇株式会社

第二回推薦　昭和二十六年六月二十四日決定

対象	題名	作家画家	発行所
小学初、中級	ふたつのほし	堀尾勉 岩崎ちひろ	東京画劇株式会社
幼児	ここほれわんわん	堀尾勉 辰目三郎	日本教育画劇社
小学中、上級	しんでれらひめ	堀尾勉 小野谷半二	〃
〃	フロレンスの少年	〃	〃
幼児	これこのちろちやん	高橋五山	日本紙芝居幻燈株式会社

第三回推薦　昭和二十六年七月十九日決定

対象	題名	作家画家	発行所
幼児 小学初級	おさるのかごや	稲庭桂子 高橋五山	日本紙芝居幻燈株式会社

第四回推薦　昭和二十六年八月十六日決定

対象	題名	作家画家	発行所
幼児	いたずらこんちやん	嵯峨川八重子 西原ひろし	教育画劇社
〃	これこみつちーとまいご	加東てい象	〃
〃	ピクピク兎のピヨン吉	紙芝居研究会 小林ワロー	日本画劇株式会社
〃	しやぼん玉	幼児教育紙芝居研究会	東京画劇社
〃	せくらべ	同編 伊久留朱明画	〃

第五回推薦　昭和二十六年九月二十日決定

対象	題名	作家画家	発行所
幼児	ジヤックと豆の木	カミシバイ・アーチスト・クラブ	千代田区神田三崎町二の三〇 藤下書房
〃	おやまのきしやぽつぽ	幼児教育紙芝居研究会（編） いとう・てい（画）	新宿区新宿一の四 東京画劇社
〃	おつきさまおんがくかい	〃	〃
小学中級	カネランと小熊	西野辰吉（作） 大石てつろ（画）	品川区大井林町二五五 日本画劇株式会社

第六回推薦　昭和二十六年十月十九日決定

対象	題名	作家画家	発行所
幼児	十五夜のお山	中村小波 西原ひろし（画）	日本画劇株式会社
小学中、上級	発明王エヂソン	佐藤英路 野々口重	日本教育画劇社

第七回推薦　昭和二十六年十一月十五日決定

対象	題名	作家画家	発行所
幼児	おいものきようだい	高橋五山	日本教育画劇社
小学上級	狼森と笊森盗森	宮沢賢治 渡辺直文	国民画劇株式会社
幼児	ちこちやんとおにんぎよう	渡辺五山 羽室邦彦	日本紙芝居幻燈株式会社
〃	おかあさんのたんじようび	副島ハマ 前島とも	〃
小学初級	長靴をはいた猫	保育紙芝居研究会 竹原聖千	日本画劇株式会社

第八回推薦　昭和二十六年十二月十三日決定

対象	題名	作家画家	発行所
幼児	おやまのクリスマス	幼児教育紙芝居研究会 花山信（画）	東京画劇社
小学中級	町のねずみと田舎のねずみ	油小路のぼる（作画）	教育画劇社
小学上級	赤い靴	大川欣彌 小谷野半二	〃
幼児	かえるのプカプカ靴	内山憲尚 新井五郎（画）	日本画劇株式会社
小学上級	象のおどり	山川惣治	〃

中央児童福祉審議会推薦演劇目録

第一回推薦　昭和二十六年一月十九日決定

対象	題名	幕場数	スタッフ
小学上級 中学	小山内薫（訳） そらまめの煮えるまで	一幕	演出　青山杉作 装置　吉岡裕司 出演　楠田薫 村瀬禅
〃	小山内薫（訳） 遠くの羊飼 （黙劇）	一幕七場	演出　青山杉作 装置　伊藤喜朔 出演　平松淑美 初井言栄
〃	小山内薫（作） 三つの願い	二幕	演出　青山杉作 装置　北川勇 出演　永井智雄 桑原澄江

第二回推薦　昭和二十六年二月二十三日決定

対象	題名	幕場数	スタッフ
小学上級 中学	コロデイ（原作） 小池慎太郎（脚色） ピノチオ	十景	演出　小池慎太郎 装置　奥村光子 監督　湯浅信 出演　小原宜子 水上健

第三回推薦　昭和二十六年四月十六日決定

対象	題名	幕場数	スタッフ
小学上級 中学	俳優座文芸部（編） 本ではみんな習つたが	二幕五場	演出　青山杉作 監督　河盛成夫 出演　永井智雄 中村美代子 関弘子 土方弘

○運輸省

◉日本工業規格　日本工業標準調査会の調査審議を経て運輸大臣により昭和二十七年三月二十二日左記の規格が制定された。

日本工業規格	ＪＩＳ
鍛接アンカーチェン	Ｆ三三〇四
船用小形ディーゼル主機設計標準	〃　Ｆ四三〇一
船用焼玉主機設計標準	〃　Ｆ四三〇二
船用小形内燃主機関の性能	〃　Ｆ四三〇三
モールス信号燈	〃　Ｆ八四五〇
モールス信号燈用キー	〃　Ｆ八四五一
航海燈標示盤	〃　Ｆ八四五二
船用呼ビ鈴標示盤（ランプ式）	〃　Ｆ八四五三
船用呼ビ鈴標示盤（ドロップ式）	〃　Ｆ八四五四
船用ベル（防水形）	〃　Ｆ八五〇一
船用ブザ（防水形）	〃　Ｆ八五〇二
船用押ボタン	〃　Ｆ八五〇三

（内容省略）

備考　内容は、運輸省船舶局技術課および地方海運局船舶部または工業技術庁標準部および各地通商産業局において閲覧に供する。

公共企業体事項

○日本専売公社

◉日本専売公社公示第二号

塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）附則第四項の規定による地域を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日　日本専売公社総裁　秋山孝之輔

管轄地方局	地域		
名古屋	愛知県	宝飯郡	塩津村
大阪	兵庫県	赤穂市	
	〃	姫路市	
広島	広島県	沼隈郡	松永町
	〃	〃	百島村
	〃	〃	浦崎村
	〃	〃	金江村
	〃	〃	藤江村
	〃	〃	柳津村
	〃	〃	千年村
	〃	豊田郡	瀬戸田町
	〃	〃	南生口村
	〃	〃	東生田村
	〃	〃	鷺浦村
	〃	〃	中野村
	〃	〃	西野村
	〃	御調郡	向島西村
	〃	〃	向島東村
	〃	〃	重井村
	〃	〃	中庄村
	〃	三原市	
	〃	賀茂郡	竹原町
	愛媛県	越智郡	生名村
	〃	〃	岩城村
	〃	〃	盛口村
	山口県	熊毛郡	伊保庄村
	〃	〃	平生町
	〃	〃	曾根村
	〃	〃	麻郷村
	〃	玖珂郡	柳井町
	〃	大島郡	小松町
	〃	下松市	
	〃	光市	
	〃	都濃郡	福川町
	〃	〃	富田町
	〃	吉敷郡	秋穂町
防府工場	山口県	防府市	
高松	香川県	木田郡	牟礼村
	〃	高松市	
	〃	綾歌郡	王越村
	〃	仲多度郡	与島村
	〃	丸亀市	
	〃	三豊郡	仁尾郡
	〃	〃	詫間町
	愛媛県	新居郡	多喜浜村
	〃	西條市	
	〃	越智郡	桜井町
	〃	〃	波止浜町
	〃	〃	伯方町
	〃	〃	岡山村
	〃	〃	津倉村
	〃	〃	西伯方村
	〃	周桑郡	三芳村
徳島	徳島県	鳴門市	
	高知県	高岡郡	須崎町
福岡	福岡県	京都郡	苅田町
熊本	大分県	西国東郡	真玉村
	〃	〃	呉崎村
	〃	〃	高田町
	〃	東国東郡	姫島村
	〃	宇佐郡	和間村
	〃	〃	封戸村
	〃	〃	八幡村
	〃	〃	高家村
	〃	下毛郡	今津町
	〃	〃	和田村
	〃	速見郡	杵築町
	〃	〃	大神村
鹿児島	鹿児島県	揖宿郡	指宿町
	〃	始良郡	重富村
	〃	〃	敷根村
	宮崎県	南那珂郡	福島町
	〃	〃	細田町

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第100号

土管、炊事用陶器及び瓦（土製のもの）に対する割引賃率（昭和26年2月日本国有鉄道公示第36号）の一部を次のように改正する。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第101号

貨物割引賃率（昭和26年3月日本国有鉄道公示第72号）の一部を次のように改正する。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第102号

火薬類に対する割引賃率（昭和26年3月日本国有鉄道公示第73号）の一部を次のように改正する。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第103号

わら工品に対する割引賃率（昭和26年3月日本国有鉄道公示第74号）の一部を次のように改正する。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第104号

金鉱に対する割引賃率（昭和26年3月日本国有鉄道公示第75号）の一部を次のように改正する。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第105号

竹に対する割引賃率（昭和26年3月日本国有鉄道公示第76号）の一部を次のように改正する。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第106号

石灰くず石に対する運賃の最低（昭和26年3月日本国有鉄道公示第78号）の一部を次のように改正する。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第107号

夏みかんに対する割引賃率を次のように定める。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第108号

びわに対する割引賃率を次のように定める。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第109号

酪農製品に対する割引賃率を次のように定める。

昭和27年3月28日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年3月28日鉄道公報参照）

法務府公告

○押収物還付公告

山口区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年押第六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百十六円
○同押第一六号（同）
一、同　六百八十三円
二、布製袋　一枚
三、風呂敷　一枚

広島地方検察庁尾道支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和十七年領第三〇八号（浅野敏雄窃盗事件）
一、冬オーバー　一着
○同十八年領第五一八号（高桑喜一郎同）
一、人絹風呂敷　一枚
二、アルマイト弁当箱　一個
三、風呂敷　一枚
四、人絹風呂敷　一枚
五、紋付女錦紗単衣羽織　一枚
六、人絹単衣女帯　一本
七、人絹腰紐　一本
八、黒皮製ハンドバック　一個
九、人造黒皮ハンドバック　一個
一〇、茶色ズック製ボストンバック　一個
一一、ツル付土瓶　一個
一二、ブロームカルシユウム入箱　五個
一三、布製手提袋　一個
○同十九年領第二四一号（李仙吉外二名国家総動員法違反事件）
四、国民労務手帳　一冊
五、手帳　一冊
六、受領証　一枚
七、書附　一枚
八、トランク　一個
九、風呂敷　二枚

一〇、夏上着　一枚
一一、襯衣　一枚
一二、夏半ズボン　二枚
一三、万年ペン　二本
一四、剃刀　一本
一五、鉄道案内図　二枚
一六、鏡　一個
一七、歯ブラシ　一本
一八、白絹布切　一個
一九、布手提鞄　一個
二〇、夏上衣　一枚
二一、名刺書付　三枚
○同領第三四一号（川崎三郎詐欺事件）
四、特別米穀配給通帳　一枚
五、高玉綜合演芸用員名簿　一部
○同二十六年保第一〇八五号（川口食糧管理法違反事件）
一、米換価金　六五二円
○同保第一〇二九号（村上チエ子同）
一、同　二八三円

八屋区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第二九三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　八百七円
○同保第四一五号（同）
一、同　五百三十一円
○同保第四一六号（同）
一、同　千二百三十九円
○同保第四一七号（同）
一、同　千九円
○同保第四一八号（同）
一、同　千三百五十五円
○同保第四一九号（同）
一、同　千五百八十五円
○同保第四二〇号（同）
一、同　千七百一円
○同保第四二一号（同）
一、同　千五百六十六円
○同保第四二二号（同）
一、同　千六百八十四円
○同保第四二三号（同）
一、同　千三十二円
○昭和二十七年領第三八号（同）
一、ボストンバック　一個
一、袋　二枚
一、風呂敷　二枚
○同領第三九号（同）
一、袋　二枚
一、手提籠　二個
○同領第四〇号（同）
一、袋　二枚
一、手提籠　二個
○同領第四一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　五枚
一、手提袋　一個
○同領第二三号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　二枚
○同領第三三号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　一枚
○同領第三四号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　一枚
○同領第三五号（同）
一、手提袋　一枚
一、袋　一枚
○同領第三六号（同）
一、袋　二
一、風呂敷　二枚
○同領第三七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
一、手提袋　一枚
○同領第一七号（同）
一、袋　六枚
一、手提袋　二枚
一、風呂敷　二枚
一、古帯　一本
○同領第一八号（同）
一、風呂敷　二枚
一、袋　二枚
一、手提袋　二枚
○同領第二〇号（同）
一、買物籠　一個
一、袋　一枚
一、風呂敷　一枚
○同領第二一号（同）
一、買物籠　一個
一、風呂敷　二枚
○同領第二二号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　一枚
○同領第一一号（同）
一、風呂敷　三枚
一、袋　二枚
○同領第一二号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
○同領第一三号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　二枚
○同領第一四号（同）
一、風呂敷　二枚
一、袋　一枚
○同領第一五号（同）
一、袋　二枚
一、風呂敷　一枚
○同領第一六号（同）
一、袋　二枚
一、風呂敷　一枚
○同領第一九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
○同領第五号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　二枚
○同領第六号（同）
一、手提袋　二枚
○同領第七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　二枚
一、手提袋　一枚
一、日本タオル　一枚
○同領第八号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　二枚
○同領第九号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　二枚
○同領第一〇号（同）
一、袋　二枚
一、風呂敷　二枚
○同領第二四号（同）
一、袋　一枚
○昭和二十六年保第四三四号（同）
一、換価金　七百五十二円
○同保第四三五号（同）
一、同　千六十四円
○同保第四三六号（同）
一、同　千二円
○同保第四三七号（同）
一、同　四百四円
○同保第四七八号（同）
一、同　千百五十三円
○同保第四七九号（同）
一、同　千百五十三円
○同保第四八〇号（同）
一、同　千六十七円
○同保第四八一号（同）
一、同　六百六十三円
○同保第四八二号（同）
一、同　六百三十四円
○同保第四八三号（同）
一、同　九百四十円
○同保第四八四号（同）
一、同　千三百八十四円
○同保第四八五号（同）
一、同　千二百七十一円
○同保第四八六号（同）
一、同　五千四百五十一円
○同保第四二四号（同）
一、同　千二円
○同保第四二五号（同）
一、同　千七百五十八円
○同保第四二六号（同）
一、同　千六百十四円
○同保第四二七号（同）
一、同　七百二十四円
○同保第四二八号（同）
一、同　千七百三十円
○同保第四二九号（同）
一、同　千七百五十四円
○同保第四三〇号（同）
一、同　九百二十二円
○同保第四三一号（同）
一、同　千七百五十四円
○同保第四三二号（同）
一、同　二百五十一円
○同保第四三三号（同）
一、同　六百九十一円

尼崎区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第八八四号（不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千六百七十三円
○同押第八九六号（同）
一、手提袋　一ケ
二、袋　一枚
三、換価金　四百四円
○同押第八九七号（同）
一、袋　一枚
二、雨具　一枚
三、換価金　四百九十円
○同押第八九八号（東本弘覚醒剤取締法違反事件）
一、覚醒剤入アンプル　二本
二、注射針　一本
○同押第九〇〇号（不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百八十九円
○同押第九〇一号（同）
一、換価金　九百八十一円
○同押第四五五号（古賀正幸窃盗事件）
一、帽子　一ケ
二、風呂敷　一枚
○同押第八四二号（松原治一風俗営業取締法違反事件）
一、射的銃　三本
二、立会封金　五十三円五十銭
三、マッチ　四十四ケ
○同押第二九〇号（竹田千代食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百六十五円
○同押第八一一号（金正男窃盗事件）
一、クローム製丸十型時計　一ケ
一、黒皮製時計バンド　一本
○同押第九一一号（野田武雄食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千三百十二円
○昭和二十五年押第一六六三号（松原治一風俗営業取締法違反事件）
一、射的銃　三本
○昭和二十四年押第八七四号（川田よし食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百四十五円五十銭
○昭和二十二年押第六五九号（楫一義同）
一、換価金　五十三円七十六銭
○同押第四七八号（植並務同）
一、同　九十一円五十銭
○同押第五六八号（豊岡政子同）
一、同　百七円五十二銭
○同押第四四八号（荒井ヨネ同）
一、同　百四十七円八十四銭
○同押第四八〇号（宮本ヨシ子同）
一、同　五十四円三十六銭
○同押第六五六号（安田ハル子同）
一、同　五十七円三十八銭
○同押第五四七号（金本芳雄同）
一、同　八十円六十四銭

川崎区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第一七五三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　六四〇円
二、紙袋　一枚
○同押第一七五四号（同）
一、換価金　一、二五二円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同押第一七五〇号（同）
一、換価金　一、〇〇九円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同押第一七五五号（同）
一、換価金　八四八円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同押第一七五六号（同）
一、換価金　二、〇七七円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一七五七号（同）
一、換価金　一、八四六円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚

○同押第一七五八号（同）
一、換価金　九一一円
二、リックサック　一個
三、紙袋　一枚
○同押第一七五九号（同）
一、換価金　五六〇円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一七六〇号（同）
一、換価金　一、五五七円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同押第一七六一号（同）
一、換価金　一、七五九円
二、現金　三〇円
三、布袋　一枚
四、風呂敷　一枚
○同押第一七六二号（同）
一、換価金　八四二円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一七六三号（同）
一、換価金　一、一七三円
二、麻袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第一七七五号（同）
一、換価金　五六〇円
二、ポストンバック　一個
○同押第一七七六号（同）
一、換価金　五七七円
二、手提袋　一個
三、布袋　二枚
四、風呂敷　二枚
○同押第一七七七号（同）
一、換価金　一、〇六七円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一七七八号（同）
一、換価金　一、七七七円
二、リックサック　一個
○同押第一七七九号（同）
一、換価金　五六五円
二、紙袋　一枚
三、ボール箱　一個
四、風呂敷　一枚
○同押第一七八〇号（同）
一、換価金　七一五円
二、竹籠　一個
三、布袋　一枚
○同押第一八一五号（同）
一、換価金　三、八三六円
二、袋　三枚
○同押第一八四二号（同）
一、換価金　九四六円
二、一斗罐　一個
三、布袋　一枚
○同押第一八四三号（同）
一、換価金　九三四円
二、一斗罐　一個
三、布袋　一枚
○同押第一八四四号（同）
一、換価金　七七九円
二、紙袋　一枚
○同押第一八四六号（同）
一、換価金　八〇八円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

千葉地方検察庁木更津支部
木更津区検察庁

○昭和二十六年区押第五〇八号（被疑者不詳漁業調整規則違反事件）
一、バチン網　十
○同支押第二〇三号（田口栄太郎、浅田広強盗被疑事件）
一、中古自転車　一台
○同区押第七一一号（白石熊治郎窃盗被疑事件）
一、布団皮（呂めくら縞）　一枚
二、水色木綿地切れ　二枚
三、焦茶色人絹地　六枚
四、緑色木綿地　六枚
○同支押第四八号（浜田甚三郎外九名賭博被疑事件）
一、千円札　二枚
二、十円札　四枚
○同支押第五八号（山田亮外五名占領目的阻害行為処罰令違反被疑事件）
一、換価金　一万三千七十八円六十五銭
○同区押第六六〇号（被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、同　一千六百八十三円
○同区押第六六三号（同）
一、同　二千三百七円
○同区押第六八七号（同）
一、同　二千百三十二円
○同区押第七〇四号（同）
一、同　四十五円
○同区押第七〇三号（同）
一、同　八千七百九十三円二十銭
○同区押第六五九号（加藤由郎同）
一、同　一千三百二十三円十銭
○同区押第五六六号（被疑者不詳同）
一、同　三千七百六十六円二十銭
○昭和二十七年区押第九号（同）
一、同　五百五十円
○同区押第一〇号（同）
一、同　五百九十一円三十七銭
○同区押第一一号（同）
一、同　五千五百三十二円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

浜田区検察庁

○昭和二十六年押第一九四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、粳玄米　換価金　三百八十一円
二、粳精米　換価金　一千二百二十八円
三、風呂敷　四枚
四、袋　二枚
五、手提袋　二個
六、買物籠　一個
○同押第一九五号（同）
一、粳精米　換価金　一千二百二十二円
二、袋　五枚
三、風呂敷　四枚
○同押第二〇一号（同）
一、粳精米　換価金　八百二十二円
二、黒色木綿風呂敷　一枚
三、茶色人絹風呂敷　一枚
四、袋　二枚
○同押第二二四号（同）
一、粳精米　換価金　八百七十七円
二、木綿袋　二枚
三、毛布製袋　一枚
四、風呂敷　一枚
○昭和二十七年押第一八号（同）
一、糯精米及粳精米　換価金　二千二百七十七円
二、風呂敷　五枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

柳井区検察庁

○昭和二十六領第三〇九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、粳玄米　換価金　五百四十五円
二、買物籠　一個
三、風呂敷　一枚
四、白布袋　二枚
五、上衣　一枚
六、風呂敷　一枚
○同領第三〇一号（同）
一、粳精米　換価金　九百八十二円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　一枚
四、手提籠　一枚
○同領第三四二号（同）
一、粳玄米　換価金　一千六百六十七円
二、唐米袋　一枚
三、竹籠　一個
四、手袋　半双
○同押第三四三号（同）
一、粳玄米　換価金　一千六百五十六円
二、布袋　二枚
三、竹籠　一個
○同領第三四四号（同）
一、粳玄米　換価金　四百六十円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同領第三四五号（同）
一、粳精米　換価金　八百九十二円
二、風呂敷　三枚
三、白布袋　三枚
○同領第三四六号（同）
一、粳精米　換価金　六百六十六円
二、風呂敷　一枚
三、白布袋　一枚
○同領第三一七号（同）
一、リュックサック　一個
二、セメン紙袋　一枚
三、粳玄米　換価金　一千二百六十六円
○同領第三一八号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布袋　一枚
三、糯精米　換価金　一百五十五円
○同領第三一九号（同）
一、手提籠　一個
二、布袋　一枚
三、粳精米　換価金　三百七十五円
○同領第三二〇号（同）
一、粳精米　換価金　四百二十七円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三二一号（同）
一、粳精米　換価金　四百六十二円
二、布袋　一枚
三、手提籠　一個
○同領第三二二号（同）
一、粳精米　換価金　九百二十四円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三二三号（同）
一、糯精米　換価金　四百九十一円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三二四号（同）
一、糯精米　換価金　五百二十円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三二五号（同）
一、糯精米　換価金　六百一円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三二六号（同）
一、糯精米　換価金　三百七十一円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三二七号（同）
一、粳精米　換価金　一千一百五十五円
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三二八号（同）
一、粳玄米　換価金　六百二十五円
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三二九号（同）
一、粳精米　換価金　六百三十六円
二、袋　一枚
○同領第三三〇号（同）
一、粳精米　換価金　八百六十七円
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、手提籠　一個
○同領第三三一号（同）
一、粳精米　換価金　五百七十八円
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三三二号（同）
一、粳精米　換価金　五百七十八円
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、手提籠　一個
○同領第三三六号（同）
一、粳玄米　換価金　八百十五円
二、紙箱　一個
○同領第三五九号（土井四郎横領窃盗事件）
一、腕時計　一個
○同領第二八二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、粳玄米　換価金　三百九十七円
二、布袋　一枚
三、手提籠　一個
○同領第二九三号（同）
一、風呂敷　一枚
二、木綿袋　一枚
三、同　一枚
四、同　一枚
五、粳玄米　換価金　七百六十円
○同領第二九二号（同）
一、風呂敷　一枚
二、木綿袋　一枚
三、同　一枚
四、同　一枚
五、手提袋　一個
六、木綿おい紐　一本
七、粳玄米　換価金　三百八十五円
○同領第二九一号（同）
一、風呂敷　一枚
二、同　一枚
三、木綿袋　一枚
四、粳玄米　換価金　三百二十五円
○同領第二九〇号（同）
一、網籠　一個
二、木綿袋　一枚
三、同　一枚
四、布紐　一本
五、粳玄米　換価金　六百七十九円

○同領第二八九号（同）
一、風呂敷　一枚
二、木綿袋　一枚
三、粳玄米　換価金　六百二十九円
○同領第二八八号（同）
一、木綿袋　一枚
二、風呂敷　一枚
三、粳玄米　換価金　七百六円
○同領第二八七号（同）
一、風呂敷　一枚
二、袋　一枚
三、粳玄米　換価金　五百七十円
○同領第二八六号（同）
一、風呂敷　一枚
二、木綿袋　一枚
三、粳玄米　換価金　五百七十五円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

美幌区検察庁

○昭和二十六年領第八五号（成田才吉外二名賭博事件）
一、現金　六円
○同保第一六号（丸子ナサ食糧管理法違反事件）
一、精米換価金　二千七十七円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

立川区検察庁

○昭和二十三年押第二号（角谷覚次郎食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　三十一円十六銭
○同押第一五号（渡辺一好同）
一、同　九十四円八十八銭
○同押第二七号（長岡好文外一名賭博被告事件）
一、座布団　一枚
○同押第四三号（中村歌窃盗被告事件）
一、女物黒短靴　一足
二、女物赤毛糸セーター　一着
三、男物メリヤスシャツ　一着
○同押第一一二号（渡辺清志外一名賭博被疑事件）
一、現金　千三百円
二、同　三百円
三、煙草（ピース十本入）　九箱
四、白紙　一枚
五、木箱　一個
六、画鋲（鑵入六五個入）　一鑵
七、煙草入用木箱　一個
○同押第一四五号（須長元和窃盗被疑事件）
一、破れた貨車封印紙　二枚
○同押第二四七号（川辺和夫外十二名賭博被告事件）
一、座布団　十一枚
二、敷布　一枚
○同押第三二七号（山本銀次外二名同）
一、煙草（ピース十本入内一箱は五本入）　三箱
二、白紙　一枚
三、東京新聞　一枚
四、第一新聞　一枚
五、画鋲　五個
六、蜜柑箱　二個
七、現金　千四百円
○昭和二十四年押第六号（金正吉外二名同）
一、煙草ピース　三箱
二、果物空箱　二個
三、現金　三千七百円
四、新聞紙　一枚
○同押第三七号（浅沼嘉明臨時物資需給調整法違反被疑事件）
一、換価金　六百五十一円二十銭
○同押第一六六号（谷広吉窃盗被告事件）
一、ラクダ色シャツ　一枚
二、ラクダ色ズボン下　一枚
三、黒色猿又　一枚
○同押第一八四号（竹之下ツカ食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　三百三十一円五十八銭
○同押第一八二号（岩崎正同）
一、同　九百十五円十七銭
○同押第一八六号（藤井孝同）
一、同　六百六十九円八十銭
○同押第一八八号（田島正雄同）
一、同　三百六十八円六銭
○同押第一九三号（車正守同）
一、木箱　二個
○同押第一九五号（久保田喜一窃盗被告事件）
一、懐中電燈　一個
○同押第二四一号（中村幸雄食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　六百七十六円八十七銭
○同押第二四七号（岡田秀吉窃盗被告事件）
一、リックサック　一個
二、手甲　一足
○同押第三五八号（石川晃一食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　七十三円九十二銭
○同押第三六二号（光山東植窃盗被告事件）
一、白布ズボン　一本
二、アンダーシャツ　一着
三、桃色パンツ　一枚
四、白麻ズボン　一本
○同押第三七八号（倉内たみ食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　九百六十五円九銭
○同押第四一五号（鄭清正窃盗被疑事件）
一、バール　一丁
二、ドライバー　一丁
○同押第五七六号（西川志も同）
一、絹風呂敷　一枚
○昭和二十五年押第二九号（石井孝一外一名同）
一、安全カミソリ刃　一枚
○同押第一〇七号（森勉賭博被疑事件）
一、現金　千五百円
二、ビース　二十九本
三、竹棒三脚　一個
四、板　二枚
五、風呂敷　一枚
六、現金　四百円
○同押第五七四号（松田豊窃盗被疑事件）
一、鉄棒　一本
○同押第六二二号（野秋孝食糧管理法違反被疑事件）
一、素足右足跡石膏　一個
二、半紙　二枚
三、半紙半分のもの　二枚
四、封筒　二枚
五、ＰＴＡと記せる半紙　一枚
○同押第六七八号（近江国衛軽犯罪法違反被告事件）
一、ドライバー　一個
二、懐中電燈　一個
三、白木綿紐　一本
四、白軍手　一足
五、東京都地図　一枚
六、ボストンバック　一個
七、茶色小風呂敷　一枚
八、赤黄青模様小風呂敷　一枚
九、白中風呂敷　一枚
十、ツバキ花模様中風呂敷　一枚
十一、黄色大風呂敷　一枚
○同押第七四三号（伊藤かつ食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　五百七十四円
二、同　二百六十六円
○同押第九六六号（神谷キミ同）
一、二斗入紙袋　二枚
二、布製袋　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

柏原区検察庁

○昭和二十七年押第一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　七千十七円
二、布袋　七枚
三、風呂敷　五枚
○同押第二号（同）
一、換価金　三千七百二十七円
二、袋　二枚
○同押第三号（同）
一、換価金　二万八十七円
二、布袋　六十二枚
三、風呂敷　十一枚
○同押第四号（同）
一、換価金　一万一千一百三十六円
二、麻袋　二枚
三、布袋　十枚
四、風呂敷　六枚
○同押第五号（同）
一、換価金　二万九千一百六十四円
二、麻袋　八枚
三、布袋　五十二枚
四、風呂敷　四枚
○同押第六号（同）
一、換価金　二万六千五百九十円
二、布袋　二十八枚
三、麻袋　八枚
○同押第七号（同）
一、換価金　一千七百六十五円八十銭
二、麻袋　一枚
○同押第八号（同）
一、換価金　二万六百六十六円
二、麻袋　八枚
○同押第九号（同）
一、換価金　六千二百六十円
二、麻袋　二枚
三、布袋　七枚
○同押第一〇号（同）
一、換価金　四千八百九十一円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　五枚
○同押第一一号（同）
一、換価金　一万三千一百三十七円
二、布袋　二十四枚
三、麻袋　八枚
○同押第一二号（同）
一、換価金　一万一千五百五十八円
二、紙袋　四枚
三、風呂敷　二枚
四、布袋　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

名古屋地方検察庁豊橋支部

○昭和二十四年押第一二九号（梅田昌彦外一名窃盗等事件）
一、木綿反物　二十反
二、同　二十二反
三、風呂敷　一枚
四、木箱　三個
五、藁孤　十一枚
六、荷札　十一枚
○同押第一四四号（犬塚弘外二名恐喝事件）
二、現金　九十円
三、同　一円
○同押第二五七号（飯沼啓外二名窃盗等事件）
一、丸太棒　一本
二、鉄鎖　一個
三、風呂敷　二枚
○同押第一七六号（大木保詐欺事件）
二、洋傘　四十一本
三、小供用杖帳　二本
○同押第一七九号（小林一夫外六名賭博事件）
六、男物下駄　七足
七、女物下駄　三足
八、草履　二足
○同押第一八七号（山田進物価統制令違反事件）
一、換価金　一千五百七円五十銭
○同押第二四六号（金順徳傷害事件）
一、白綿製エプロン　一枚
○同押第三〇六号（松井文子物価統制令違反事件）
一、換価金　五百十円三十七銭
○同押第三三三号（柳正男遺失物横領事件）
一、パーレット小型写真機　一個
○同押第三八八号（大場正外一名恐喝事件）
一、木綿黒色ズボン　一枚
○同押第四六四号（白井利雄詐欺事件）
一、中古長ズボン　一枚
○昭和二十五年押第二二七号（大嶽栄助窃盗事件）
二、蒲団綿（黒）　二枚分
七、ワンピース　一枚
一五、針金　四貫匁
一六、八百屋籠　一個
一七、金てこ　一丁
○同押第二一二号（竹内孝一詐欺事件）
一、時刻表　一枚
○同押第二二九号（大竹功外一名銃砲等所持禁止令違反事件）
五、中古大型荷車　一台
六、中古婦人用ボーラ単衣着物　一枚
○同押第五七九号（三村均詐欺事件）
一、波多野昇名義借用証　一通
二、貨物入庫保管通知書　一通
三、榊原台司宛封書　一通
○同押第七八七号（大川津喜緒外二名窃盗等事件）
三、中古軍隊用白色股引　一着
○同押第一二〇七号（野川謙治窃盗事件）
七、立会封金　二千九百八十四円五十銭

昭27.3.28.　第7565号

○同押第一二八一号（小性塀放火事件）
一、ブリキ製五升入油罐　一個
三、立会封金十円
七、変型十型腕巻時計　一個
八、男子中古黒革製短靴　一足
○同押第一三三二号（吉田幸一窃盗事件）
一、中古男子用自転車　一合
○同押第一四四九号（柴田庄太郎医師法違反事件）
一、かみそり　一丁
二、硝子玉スイフクベ　四個
○同押第一五四七号（藤田昌遺失物横領事件）
一、警察官用夏服バンド　一本
○同押第一五五七号（宮田太平窃盗事件）
一、中古男子用自転車　一合
二、中古綿縞はだぎ　一枚
三、中古ガラ紡地ズボン　一枚
○同押第一六四一号（小池敏春業務上横領事件）
一、新品小学生帽子　一個
一、中古銘仙風呂敷　一個
○同押第一七五七号（富田清窃盗事件）
一、ガラ紡千鳥織風呂敷　一枚
○同押第一八〇六号（広浜昇同）
○同押第一八八〇号（壁谷義助漂流物横領事件）
一、古ジュラルミン製プロペラ　二個
○同押第一九六三号（金箭植外一名窃盗等事件）
一、中古ゴム草履　一足
二、金挺　一丁
三、釘抜　一丁
四、作業用前掛　一枚
○同押第二一八二号（源美孝雄外一名窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
二、ネクタイピン　一個
三、ネクタイ　一本
○同押第二一九八号（金基龍同）
一、縞の着物　一枚
二、国防色じばん　一枚
三、霜降子供用ズボン　一枚
四、チヤツク付カバン　一個
五、ネズミ色ズボン　一枚
六、薄色スカート　一枚
七、紺メリヤスアンダーシヤツ　一枚
八、紺サージスカート　一枚
九、腰巻　一枚
一〇、風呂敷　一枚
一一、銘仙の着物　一枚
○同押第二三九八号（中島正一同）
一、黄色三つ折革財布　一個
三、中古リヤカー　一台

○昭和二十六年押第五三号（中村裕二窃盗等事件）
一、男向洋傘　一本
二、女物あわせ銘仙着物　一枚
○同押第九一〇号（李南石窃盗事件）
一、バール　一丁
二、軍手　半双
三、から傘　一本
四、麻袋　一枚
○同押第一二〇七号（石原四郎外一名詐欺事件）
一、約束手形額面十八万円　一枚
○同押第一六一五号（金学生窃盗事件）
一、男物絹紋付羽織　一枚
○同押第一六五二号（金莚祚同）
一、男物絹紋付羽織　一枚
○昭和二十四年押第四四五号（山本鉦二郎窃盗横領事件）
一、中古国防色上着　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

妙寺区検察庁

○昭和二十七年押第二九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋　一
二、精米　換価金　三百九十九円
○同押第三〇号（同）
一、紙袋　一
二、風呂敷　一
三、精米　換価金　一千五百六十八円
○同押第三一号（同）
一、紙箱　一
二、布袋　一
三、風呂敷　一
四、精米　換価金　一千十三円
○同押第三二号（同）
一、紙袋　一
二、黒色風呂敷　一
三、精米　換価金　七百八十四円
○同押第三三号（同）
一、紙袋　一
二、布袋　一
三、風呂敷　一
四、糯米　換価金　一千二百九十一円五十銭
○同押第三四号（同）
一、紙袋　一
二、精米　換価金　一千五百八十五円
○同押第三五号（同）
一、布袋　一
二、風呂敷　一
三、精米　換価金　七百八十四円
○同押第三六号（同）
一、紙箱　一
二、布袋　一
三、風呂敷　一
四、精米　換価金　六百三十三円
○同押第三七号（同）
一、風呂敷　二
二、布袋　二
三、精米　換価金　二千二百円
○昭和二十六年押第二〇六号（岡本秀一脅迫事件）
一、進駐軍用弾薬空鑵　一
○同押第二〇七号（金本某酒税法違反事件）
一、密造器具　換価金　一百四十円
○昭和二十七年押第二〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、糯米　換価金　四千五百十四円
二、白風呂敷、布袋、買物籠　各一
三、風呂敷、紙袋　各一
四、買物籠、風呂敷、白色袋　各一
五、紙袋、風呂敷　各一
六、紙袋、風呂敷　各一
七、風呂敷、白布袋　各一
八、風呂敷、白布袋　各一
九、袋、皮赤色鞄　各一
○同押第二八号（同）
一、精米　換価金　二千四百三十二円五十銭
二、風呂敷　三
三、木綿袋　二

大蔵省公告

○公認会計士試験公告

昭和27年公認会計士試験第2次試験の施行について、公認会計士試験規則（昭和25年公認会計士管理委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公告します。

昭和27年3月28日

公認会計士管理委員会委員長　河本　文一

(1)　試験の日時及び試験科目

昭和27年5月24日
（ア）　商法（午前9時から同10時まで及び同10時15分から同11時15分まで）
（イ）　経済学（午後0時15分から同1時15分まで及び同1時30分から同2時30分まで）
（ウ）　経営学（午後2時45分から同3時45分まで及び同4時から同5時まで）

昭和27年5月25日
（エ）　簿記（午前9時30分から同10時30分まで及び同11時から同12時まで）
（オ）　財務諸表論（午後1時から同2時まで及び同2時30分から同3時30分まで）

昭和27年5月26日
（カ）　原価計算（午前9時30分から同10時30分まで及び同11時から同12時まで）
（キ）　監査論（午後1時から同2時まで及び同2時30分から同3時30分まで）

(2)　試験の場所

各財務局所在地（東京都、大阪市、札幌市、仙台市、名古屋市、金沢市、広島市、高松市、福岡市及び熊本市）において行います。試験場は、追つて官報に公告します。

(3)　受験願書の提出

昭和27年4月7日から同月30日までの間に、試験を受けようとする場所を管轄する財務局に提出して下さい。

(4)　その他受験手続に関する問合せは、各財務局又は大蔵省公認会計士管理委員会に問い合せて下さい。

裁判所公告（●印は新料金）

○押収物還付公告

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

佐賀家庭裁判所

○昭和二十七年押第十号（昭和二十六年少第八二九、八三〇号窃盗保護事件）
一、黒色ナイロンチヤツク付財布　一箇
二、黒皮製蟇口　一箇
三、小刀　一本
四、煙草（光十本入）　一箱
五、現金一百五十円　百円札一枚、十円札五枚
六、風呂敷　一枚
七、帳面　二冊
八、鉛筆　一ダース
九、主食購入切符　二十食分

○公示催告

●**昭和二十七年（ヘ）第一号**

唐津市佐志中通

申立人　宮崎　末吉

証券の表示

一、別紙目録記載の通り

右の証券について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年九月十日午前十時迄に当裁判所に其の権利を届出でられたい。若し右期日迄に右の届出を為されないときは其の無効を宣言する事がある。

昭和二十七年二月十八日

唐津簡易裁判所

裁判官　中西　孝

（別紙）　目　録

佐賀県西唐津駅前
松浦通運株式会社西唐津営業所
所長堀田久雄発行の
品名荷作箇数　染料　麻袋入十箇
重量容積　五〇〇瓩
運送方法　小口扱
運送品価格　金五万円也
運賃料金及び諸掛費　金一千九百七十円也
引換証発行手数料　金七十円也
支払方法　運賃料金諸掛金及び引換証発行手数料元払
本証券作成年月日　昭和二十六年十二月五日

●**昭和二十七年（ヘ）第一号**

下益城郡小川町字小川七〇番地

申立人　稼ミシン商会　稼　高明

左記表示の証券について右申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年八月二十日午前十時迄に当裁判所に其の権利を届出且証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十六日

熊本簡易裁判所

裁判官　中津海義則

記

一、貨物引換証　一通　番号一五四〇号
品名及荷造箇数　ミシン金脚細〆九箇
価格（運送品）　金二万一百円
重量及運送方法　二百瓩混載
発着駅　桑名駅—小川駅
荷送人　桑名市扇町、桑名ミシン株式会社
荷受人　熊本県下益城郡小川町、稼ミシン商会
発行店　桑名市大字桑名五九一の二、日本通運株式会社桑名支店支店長長江嘉市
発行年月日　昭和二十六年十月四日
最終所持人　下益城郡小川町字小川七〇番地、稼ミシン商会稼高明

●**昭和二十七年（ヘ）第一号**

群馬県利根郡沼田町大字沼田八〇〇

申立人　反町栄次郎

別紙表示の貨物引換証に付いて前記申立人から公示催告の申立があつたのでその所持人は昭和二十七年九月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で又右貨物引換証を提出されたい。若し右期日迄に届出で及び提出を為さないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十三日

沼田簡易裁判所

裁判官　渋谷亀三

一、証書番号　汐留（直）（小口）四五九八
貨物の品名重量又は容積及その荷造の個数並記号　AHBエンヂン百瓩木枠入一個
発送停車場の名称　汐留駅
到着停車場の名称　上越線沼田駅
荷受人の氏名又は商号及住所　群馬県利根郡沼田町大字沼田八〇〇反町兄弟商会
荷送人の氏名又は商号及住所　東京都中央区西八丁堀一の六株式会社久保田鉄工所東京支社
運送品価格　金三万八千四百円也
運賃及料金の額　運送料金及諸掛金二百二十五円、引換証発行手数料七十五円
貨物引換証の作成地　東京都港区芝汐留
貨物引換証作成年月日　昭和二十七年二月十七日

○公示催告中更正

●宇部市大字中宇部六番地の一

申立人　松井　和雄

右申立人の申立に係る昭和二十七年（ヘ）第四号公示催告事件につき、申立人の申立により公示催告中明白なる誤謬を左の通り更正する。

本件につき昭和二十七年二月十八日当裁判所の為した公示催告の株券目録銘柄沖宇部炭鉱株式会社株式百株券（最終名義人佐藤勇）の記号番号中「い号丁第六八一〇号」を「い号丁第六八一四号」と更正する。

昭和二十七年三月二十四日

宇部簡易裁判所

○失踪に関する届出の催告

●**昭和二十七年（家）第五六五号**

本籍新潟県中頸城郡斐太村大字乙吉百二十一番地、住所新潟県中頸城郡斐太村大字飛田新田百六十四番地

申立人　長谷川静子

本籍右本籍に同じ、住所満州国奉天市平和街満鉄官舎内

不在者　長谷川英一

大正六年三月一日生

右不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月三十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。もし其の届出をしないと失踪の宣告をします。又不在者の生死を知つている方は右期日迄に其の届出をして下さい。

昭和二十七年三月二十一日

新潟家庭裁判所高田支部

●**昭和二十七年（家）第一三五号**

住所京都府竹野郡上宇川村字平七百二十五番地

申立人　増田喜一郎

本籍申立人に同じ、最後の住所京都府竹野郡下宇川村字中浜四百八十番地

不在者　増田ちゑ

明治十九年二月十八日生

右申立人から不在者増田ちゑに対し失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月二日午前十時までに生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知る方は右期日迄にその届出をせられたい。

昭和二十七年三月十三日

京都家庭裁判所峯山支部

●**昭和二十七年（家）第六四号**

本籍並びに住所愛知県西加茂郡保見村大字下伊保字大清水二番地

申立人　桜井　角一

本籍愛知県西加茂郡保見村大字下伊保字大清水二番地、最後の住所愛知県名古屋市中区岩井通一丁目二十二番地

不在者　桜井　兼松

明治十五年六月六日生

右不在者に対し申立人桜井角一から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月二十九日午前十時迄に名古屋家庭裁判所岡崎支部に生存の届出をして下さい。若し其の届出をしないと失踪の宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方も右期日迄に其の届出をして下さい。

昭和二十七年三月二十日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

家事審判官判事　野村文吉

●**昭和二十七年（家）第一六四号**

本籍大阪府大阪市西区本田二番町九番地、住所徳島県徳島市西新町一丁目十八番地井川スガ子方

申立人　井川　光子

本籍大阪府大阪市西区本田二番町九番地、最後の住所徳島県徳島市中洲町三丁目番地不詳

不在者　井川　一三

明治四十二年七月三日生

右不在者に対して申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月一日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしない時は失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十七年三月八日

徳島家庭裁判所

○除権判決

●**昭和二十六年（ヘ）第一号**

大阪市東区北浜二丁目一番地

申立人　山本　源作

徳山市大字栗屋一〇三五番地

右代理人　河本　高明

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十七年二月十五日

徳山簡易裁判所

裁判官　小林　実

（別紙）　目　録

一、記号番号　路四一八号、路四二六号
額面　二千五百円
一株の金額　五十円
発行年月日　昭和十九年十一月二十一日
最終株主名義人　川合純一　親権者川合ヤヱ
株券発行者　徳山鉄板株式会社
最終所持人　山本源作
記号番号　丙二四二一号、丙二四二二号、丙二四二三号、丙波五六八号、丙波五六九号
額面　五百円
一株の金額　五十円
発行年月日　（丙）昭和十四年一月十日（丙波）昭和十九年七月三十日
最終株主名義人　高見庄三郎
株券発行者　徳山鉄板株式会社
最終所持人　山本源作
記号番号　は一四二八号、は自五九一号至五九四号、は一七三七号、は三三五九号、丙二四二二号、丙二四三号、丙一六七五号
額面　五百円
一株の株金額　五十円
発行年月日　（は）昭和三年四月一日（丙）昭和十四年一月十日
最終株主名義人　蔭山雄幸
株券発行者　徳山鉄板株式会社
最終所持人　山本源作

会社その他の公告

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年三月一日開催の株主総会の決議に依り解散しました。当会社に債権のある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ない場合は清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十日

大阪市東区安土町一の一八

大一実業株式会社

代表清算人　武田　博夫
同　平野　耕造
清算人　三浦　敏一

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年二月十一日臨時株主総会の決議に於て解散致しましたから債権を有せらるる向は本公告掲載の日より三箇月以内に御申出相成りたく若し右期間内に其申出なきときは清算より除外致しますから此段公告します。

昭和二十七年三月十七日

大阪市南区順慶町三丁目五十一

大阪服装株式会社

代表清算人　井山慶次郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年三月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十六日

舞鶴市字溝尻一百五十番地の一

株式会社舞鶴興業所

代表清算人　岡本　修次

資本減資公告

当社は昭和二十七年三月二十三日の株主総会で資本金三百万円を金二百八十万円に減少する決議をした。此の資本の減少に異議がある者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。

昭和二十七年三月二十四日

大阪市生野区猪飼町東四丁目二十八番地

大光金属株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十七年二月五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十八日

千代田区神田松枝町三十六番地

株式会社三四一商店

清算人　粟崎　汀

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年三月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十八日

東京都目黒区上目黒二の二〇一四

株式会社柳屋商店

清算人　柳谷　清

解散公告（第二回）

当会社は株主総会の決議により昭和二十七年二月十日解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。もし期間内に御届のない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十一日

愛知県中島郡起町大字起字東茜屋八六番地

八光織物株式会社

清算人　棚橋　勝治

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年三月十二日の臨時株主総会の決議により解散致しま

したので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十六日

東京都港区芝新桜田町十七番地

日本リング興業株式会社

清算人　瀬社家　力

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年一月二十日の臨時株主総会の決議により解散したので当社に対し債権を有する方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若し右期間内に申出がない時は清算から除斥せられます。

昭和二十七年二月二十五日

下関市大字大和町四番地

三水漁業株式会社

清算人　浅原　茂

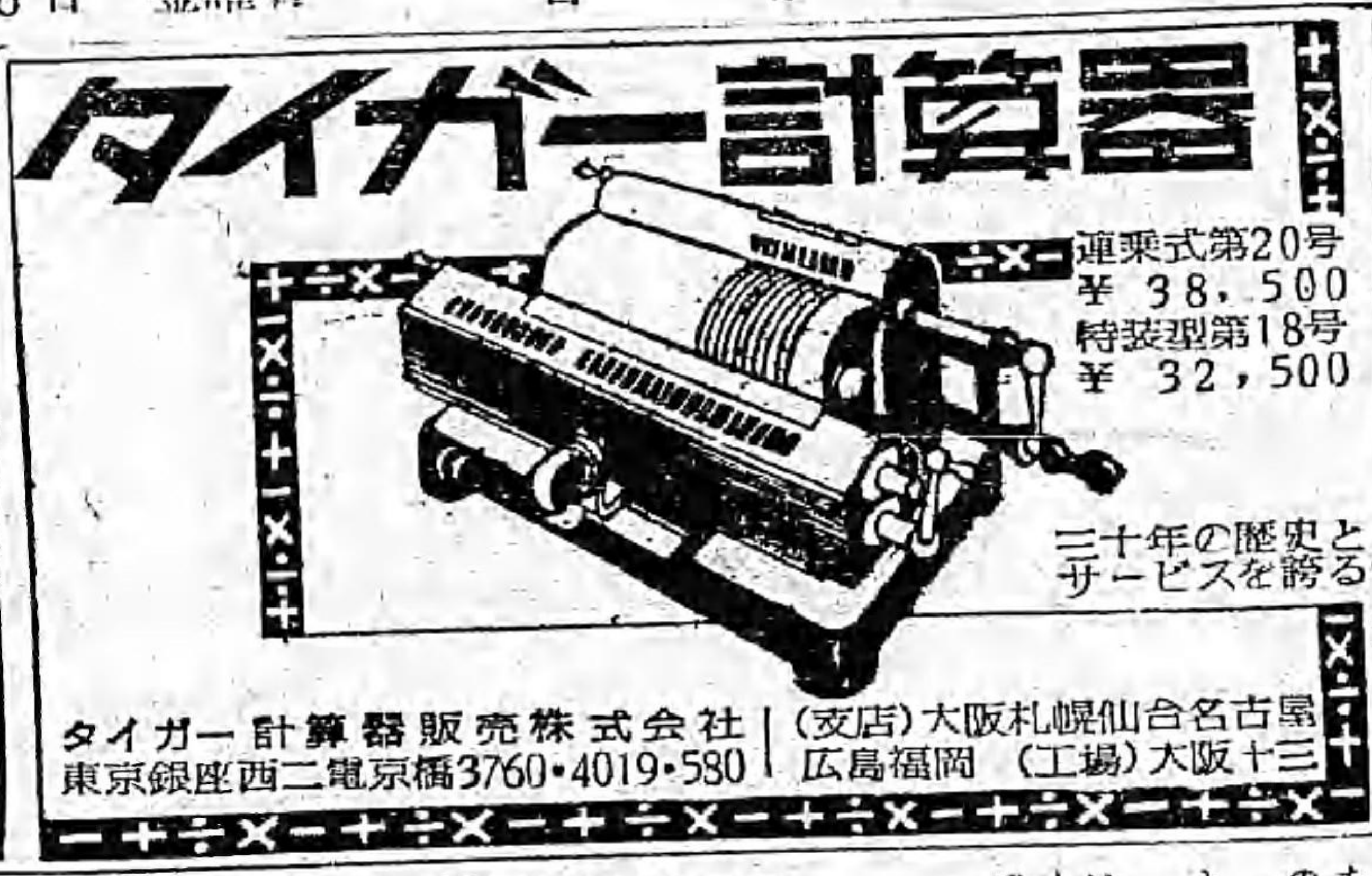

タイガー計算器
連乗式第20号
¥38,500
特装型第18号
¥32,500
三十年の歴史とサービスを誇る
タイガー計算器販売株式会社
東京銀座西二 電京橋3760・4019・580
（支店）大阪札幌仙台名古屋広島福岡　（工場）大阪十三

株式会社組織変更公告（第一回）

昭和二十七年二月二十九日の臨時社員総会において全社員の一致を以つて有限会社の組織を変更して、山口県豊浦郡宇賀村第八千五百六十四番地株式会社下関ミシン商会とする決議を致しましたので、組織変更に異議ある債権者は、第一回公告掲載の日から二箇月以内に当社迄御申出下さい。

昭和二十七年三月二十八日

山口県豊浦郡宇賀村第八千五百六十四番地

有限会社稗田ミシン商会

代表取締役　稗田　武男

特殊清算結了公告（第二二号）

左記閉鎖機関の特殊清算に関する決算報告書は昭和二十七年三月二十日附を以て大蔵大臣より承認されたのでその特殊清算は結了致しました。

右閉鎖機関令第十九条の四の規定により公告致します。

従つてこれらの機関は法人については特殊清算結了登記の日、それ以外のものについては本公告の日を以て消滅致します。

昭和二十七年三月二十八日

閉鎖機関整理委員会

委員長　岩坪　友至

記

日本紙類輸出組合
日本脱脂大豆商業協同組合
日本厚型スレート工業協同組合
日本麻網組合
日本蚕糸包装材料株式会社
日本種苗会
栃木県繊維製品株式会社
日本管工事統制組合
香川県飼料有限会社
青森味噌醬油統制株式会社
栃木味噌統制株式会社
石川味噌統制株式会社
滋賀味噌統制株式会社
全国辛子粉工業協同組合
医療衛生用品株式会社
家庭薬組合中央会
日本船用機関艤装統制株式会社
全国繊維雑品工業会
北海道繊維製品株式会社
埼玉県繊維製品株式会社
広島県土木建築職種別商工業協同組合総連合会
全国精麦工業協同組合
富山醬油味噌統制株式会社
新潟味噌統制株式会社
静岡味噌統制株式会社
和歌山味噌統制株式会社
鳥取味噌統制株式会社
山口味噌統制株式会社
愛媛県味噌株式会社
島根醬油統制株式会社
全国雑酒卸共販組合
電気抵抗合金統制組合
製革工業会
日本冷蔵器工業協同組合
日本真珠加工株式会社
日本蚊帳工業協同組合
群馬県燃料林産組合
鳥取県燃料配給林産組合
島根味噌株式会社
香川味噌株式会社
高知味噌統制株式会社
大分醬油統制株式会社
日本雑穀配給統制組合
全国再製タイヤ工業協同組合
日本フエロアロイ統制組合
アルミニウム板製品工業会
日本特殊林産物統制株式会社
全国布帛製品工業協同組合連合会
石川県燃料配給林産組合
山口県燃料配給林産組合

まだ・まだ
安心は出来ません！
3月の風邪は悪性！

春とはいえ、冬の間頑張り通した、あなたの体を狙つているものが、まだいます。それは・・・・・・風邪です！

油断は禁物！頭や喉が痛む、危いと思つたら、すぐムルチン感冒錠をお服み下さい。いやな風邪が未然に防げます。

【組成】輸入抗ヒ剤
ドキシルアミン　3mg
シオノアスピリン　100mg
フエナセチン　50mg
カフエイン　20mg

●錠剤　15錠　100円　30錠　180円
●注射　2cc10管　120円

ネオムルチン感冒錠

塩野義製薬株式会社　SHIONOGI

株式名義書換停止公告

当社定款第十條の規定に基き来る四月一日より第五十一期定時株主総会の終了の日まで株式の名義書換信託財産の表示並に質権の登録又は其の抹消を停止致します。

昭和二十七年三月二十八日

山梨県富士吉田市松山三三一ノ一

富士山麓電気鉄道株式会社

臨時株主総会公告

定款変更（授権資本増加の件）に付協議の為昭和二十七年四月十八日午前十時本社に於て臨時株主総会を開きますから御出席下さいますよう願います。

昭和二十七年三月

東京都千代田区神田淡路町二ノ六

東京旅館株式会社

取締役社長　近山　隆平

株主各位

決定整備計画実行完了公告

当社は昭和二十七年三月十八日附をもつて決定整備計画全部の実行を完了致しましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規程により公告致します。

昭和二十七年三月二十五日

大阪市西淀川区御幣島町一丁目九番地

西村産業株式会社

第十八期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方の部

車輛費	一八、三六七、三二〇・〇〇
車庫費	三三四、一八五・〇〇
修繕場費	二二六、七〇二・八八
諸建物費	六五六、五七八・八二
用地費	三七、五六〇・〇〇
機械工具	三〇七、五七五・〇〇
備品什器	一七〇、七八六・〇〇
諸設備費	九一、三七四・一〇
営業権	一五、九六五・〇〇
法定整備費	七一三、四八八・五七
貯蔵物品	二、〇二一、五八六・八六
仮出金	二九八、四四一・五〇
有価証券	四〇四、〇〇〇・〇〇
預け金	一、六〇三、七六九・〇四
未経過保険料	三三八、九四一・六九
未経過利息	二五二、五一六・〇〇
現金	二六三、三一五・〇〇
合計	二六、〇九四、〇〇五・四六

貸方の部

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	七〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
退職慰労基金	八〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	二、〇八三、〇八三・〇〇
借入金	一〇、三〇〇、〇〇〇・〇〇
支払手形	四、六三五、〇〇〇・〇〇
未払金	一、七九〇、〇八四・七〇
税金引当金	二一三、五九〇・〇〇
仮受金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
預り金	二六四、〇七七・〇〇
前期繰越金	六八、九七四・〇二
当期純益金	一、四三一、三九六・七四
合計	二六、〇九四、〇〇五・四六

右の通りであります。

昭和二十七年二月

岡山県上房郡高梁町大字松山千三百八番地

備北乗合株式会社

取締役社長　円山　恭平

◉号外　三月二十五日付衆会二十三号三二頁●同日付参会二十四号（その二）四〇頁

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)三二一—三五九
振替東京一九〇〇〇　官報課